

那覇市の福祉

令和7年度版



那覇市福祉部

令和7年度版

那覇市の福祉

令和7年度版 那覇市の福祉 目次

I 総論

1. 福祉部・こどもみらい部の組織図及び人員	5
2. 福祉部・こどもみらい部の分掌事務	6
3. 福祉事務所	9
4. 令和7年度一般会計歳入歳出当初予算	10
5. 令和7年度福祉部・こどもみらい部関係 歳出当初予算(一般会計)	11
6. 令和7年度介護保険事業特別会計歳入歳出当初予算	13
7. 令和7年度母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出当初予算	18

II 事務概要

1. 児童福祉（こどもみらい部）

1) 助産師施設入所の制度	19
2) 保育所及び市立認定こども園	19
3) 就学前の発達（特別）支援保育	26
4) 認可外保育施設	26
5) 地域子育て支援拠点事業	27
6) 公立・公私連携こども園	28
7) こども発達支援センター	31
8) 特別児童扶養手当	33
9) 子育て家庭への支援	33
10) 児童厚生施設	36
11) 放課後児童健全育成事業	37

2. 母子福祉（子育て応援課）

1) 児童扶養手当	42
2) 母子生活支援施設	43
3) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付	43
4) ひとり親家庭等日常生活支援事業	49
5) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	49
6) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業	49
7) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	49
8) 母子家庭等職業自立支援事業	50
9) 養育費履行確保等支援事業	50
10) 母子及び父子家庭等医療費助成事業	50

3. 児童福祉・母子保健（こどもえがお相談課）

1) 利用者支援事業（児童福祉機能）	51
2) 養育支援訪問事業	51

3) 子育て世帯訪問支援事業	52
4) 支援対象児童等見守り強化事業	52
5) ヤングケアラー支援強化事業	52
6) 乳児家庭全戸訪問事業	52
7) 利用者支援事業（基本型）	52
8) 短期入所生活援助事業	52
9) 健康診査事業	53
10) 母子保健相談指導事業	53
11) 利用者支援事業(母子保健機能)	54
12) 利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)	54
13) 若年妊産婦の居場所事業	54
14) 産後ケア事業	54

4. 障がい者(児)の福祉（障がい福祉課）

1) 自立支援給付	55
2) 地域生活支援事業	61
3) その他の事業	69

5. 高齢者福祉と介護保険（ちゃーがんじゅう課）

1) 介護保険事業	75
2) 在宅福祉サービス	79
3) 施設等	81
4) その他の事業	83
5) 那覇市の地域包括ケアシステム	84
6) 地域密着型サービス事業者の指定	87
7) 那覇市内の介護保険事業者の指定	88
8) 有料老人ホームに関する事	90

6. 生活保護（保護課）

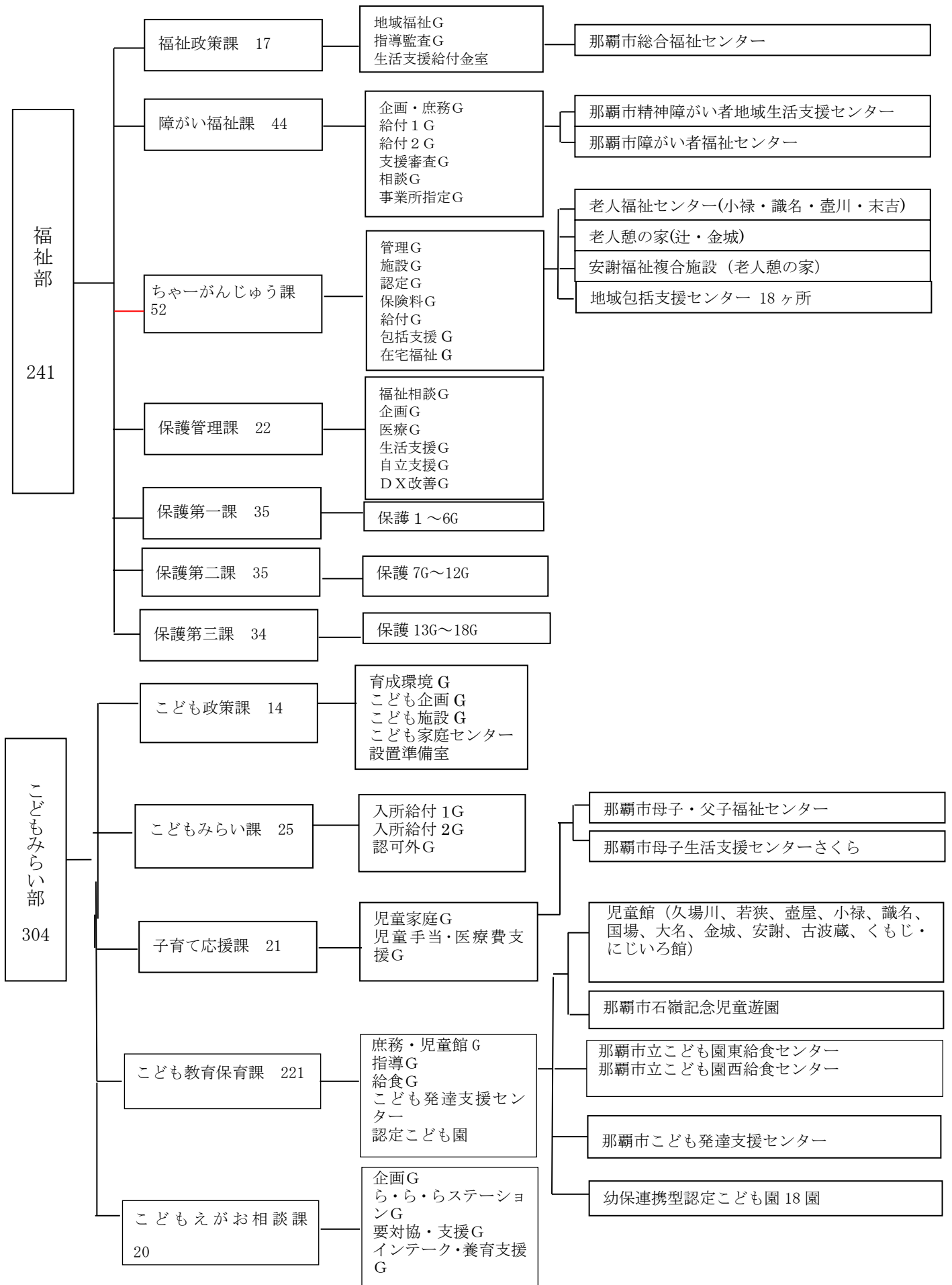
1) 生活保護の現状と動向	91
2) 被保護世帯・人員状況	92
3) 保護率の状況	93
4) 世帯構成人員別世帯数	94
5) 年齢階級別被保護人員	95
6) 世帯類型別世帯数	96
7) 町字別被保護者の状況	99
8) 福祉相談	105
9) 女性相談	105

7. 戦傷病者・戦没者遺族等の援護（福祉政策課）	
1) 援護金の種類-----	107
2) 那覇市における援護金の受給状況-----	107
8. 地域福祉（福祉政策課）	
1) 那覇市地域福祉計画に基づく地域福祉の推進-----	108
2) 那覇市福祉のまちづくり条例-----	108
3) 那覇市総合福祉センター-----	108
4) 那覇市地域福祉基金助成事業-----	109
5) 社会福祉法人への助成-----	110
6) 福祉団体への助成-----	110
7) 公益信託 源河朝明記念那覇市社会福祉基金-----	112
8) 安心生活創造推進事業-----	112
9) 那覇市避難行動要支援者対策事業-----	113
10) 那覇市災害見舞金制度-----	113
11) 民生委員・児童委員-----	114
12) 愛楽園入園者激励事業-----	117
13) 無料低額診療事業調剤処方費助成事業-----	117
9. その他の社会福祉（福祉政策課）	
1) 社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監査-----	117
2) 日本赤十字社沖縄県支部那覇市地区に関すること-----	118
3) 那覇市社会福祉協議会-----	118

I 総論

1. 福祉部・こどもみらい部の組織図及び人員

(令和7年4月1日現在。数字は組織定数)



福祉政策課

- (1) 福祉施策の総合調整に関する事。
- (2) 地域福祉に関する事。
- (3) 福祉のまちづくりに関する事。
- (4) 民生委員及び児童委員に関する事。
- (5) 被災見舞金の支給等に関する事。
- (6) 戦傷病者戦没者遺族等の援護事務に関する事。
- (7) 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査等に関する事。
- (8) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関する事。
- (9) 総合福祉センターに関する事。
- (10) 日本赤十字社沖縄県支部那覇市地区事務局に関する事。

障がい福祉課

- (1) 障がい者施策の総合調整に関する事。
- (2) 特別障害者手当、経過的福祉手当及び障害児福祉手当に関する事。
- (3) 重度心身障がい者の医療費助成に関する事。
- (4) 指定障害福祉サービス事業者及び指定自立支援医療機関の指定等に関する事。
- (5) 障害者支援施設の設置認可等に関する事。
- (6) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関する事。
- (7) 精神障がい者地域生活支援センター及び障がい者福祉センターに関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか障がい者の福祉に関する事(他課の所管に属するものを除く。)

ちゃーがんじゅう課

- (1) 高齢者施策の総合調整に関する事。
- (2) 高齢者の福祉に関する事。
- (3) 介護保険事業に関する事。
- (4) 老人福祉施設の設置認可等に関する事。
- (5) 有料老人ホームの設置届出等に関する事。
- (6) 指定介護サービス事業者の指定等に関する事。
- (7) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関する事。
- (8) 地域包括支援センターに関する事。
- (9) 老人福祉センター及び老人憩の家に関する事。
- (10) 安謝複合施設に関する事。
- (11) シルバー人材センターに関する事。

保護管理課

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の実施に関する事。
- (2) 生活保護に係る総合調整に関する事。
- (3) 福祉相談に関する事。
- (4) 生活保護費の給付に関する事。
- (5) 生活保護に係る医療機関等への指定等に関する事。
- (6) 生活保護の適正推進に関する事。
- (7) 生活保護に係る自立支援プログラムに関する事。
- (8) 生活困窮者自立支援に係る総合調整に関する事。
- (9) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)の実施に関する事。
- (10) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関する事。
- (11) 救護施設等の設置の認可等に関する事。
- (12) 無料低額宿泊所に係る届出等に関する事。
- (13) 日常生活支援住居施設の認定等に関する事。

保護第一課

- (1) 生活保護法の実施に関する事。
- (2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に関する事。
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の支援給付の実施及び配偶者支援金の支給に関する事。

保護第二課

- (1) 生活保護法の実施に関する事。
- (2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に関する事。

保護第三課

- (1) 生活保護法の実施に関する事。
- (2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に関する事。

こどもみらい部の分掌事務

こども政策課

- (1) こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画に関する事。
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (3) 就学前保育、教育の総合的な計画及び方針に関する事。
- (4) 認定こども園、保育所及び地域型保育事業の認可等及び施設の整備に関する事。
- (5) 所管に属する社会福祉法人の設立認可等に関する事。

- (6) 児童の健全な育成に関すること。
- (7) 那覇市立の認定こども園、児童館その他のこどもみらい部において所管する施設等で市長が定めるものに係る整備、大規模の修繕、耐震改修その他の市長が定める事務に関すること。

こどもみらい課

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る認定、確認、支給、検査等に関すること。
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項に基づく利用調整に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用及び利用者負担額に関すること。
- (4) 特定教育・保育施設に係る保育料等の徴収に関すること。
- (5) 地域子ども・子育て支援事業に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
- (6) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の事業に係る補助金等に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

子育て応援課

- (1) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に関すること。
- (2) 児童手当法(昭和46年法律第73号)に関すること。
- (3) こども並びに母子及び父子家庭等の医療費助成に関すること。
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に関すること。
- (5) 母子父子福祉センターに関すること。
- (6) 助産施設の入所に関すること。
- (7) 那覇市母子生活支援センターさくらに関すること。

こども教育保育課

- (1) 特定教育・保育及び特定地域型保育の実施に係る指導、検査等に関すること。
- (2) 那覇市立の認定こども園の総括及び管理に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
- (3) 那覇市こども発達支援センターに関すること。
- (4) 認可外保育施設に対する助言及び指導に関すること。
- (5) 児童館及び児童遊園に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
- (6) 那覇市緑ヶ丘公園集会所に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

こどもえがお相談課

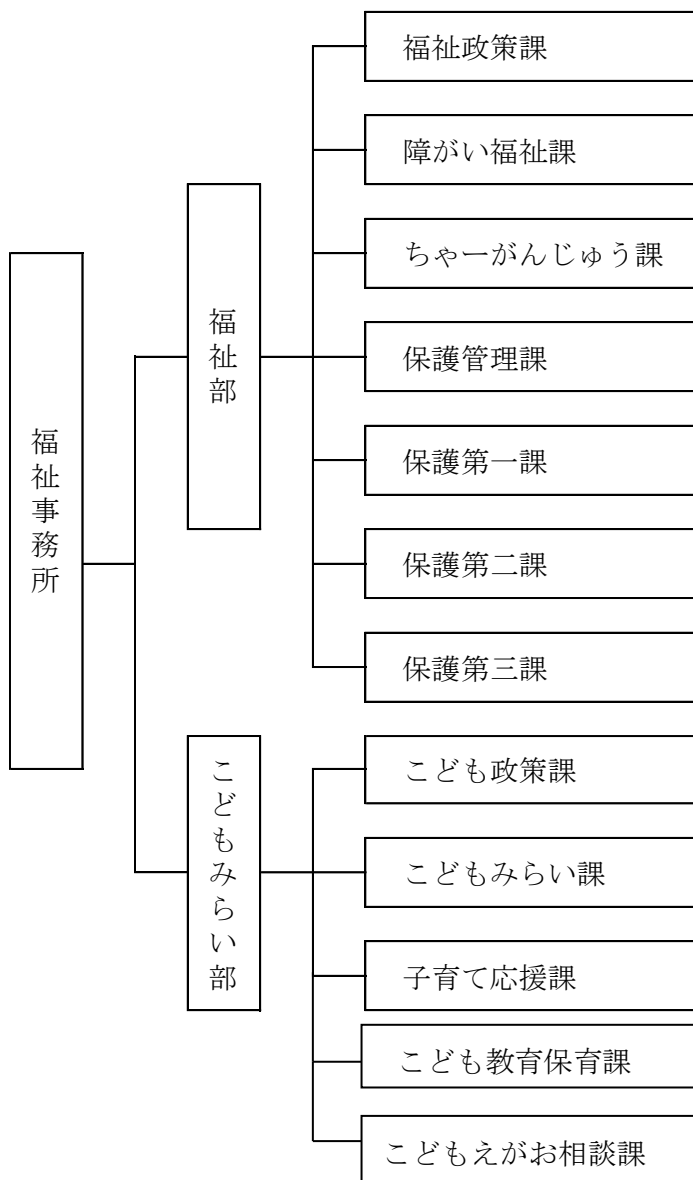
- (1) 児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務に関すること。
- (2) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項各号に掲げる事業に関すること。
- (3) 地域子ども・子育て支援事業に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

3. 福祉事務所

福祉事務所は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか、社会福祉に関する事務のうち市長が必要と認める事務を行っております。

所の組織は、那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第1条に規定する福祉部及びこどもみらい部の組織をもって充て、事務分掌については、同規則の定めるところによります。

福祉事務所組織図



※関係法規（市条例）
那覇市福祉事務所設置条例
那覇市福祉事務所設置条例施行規則
那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則
那覇市福祉事務所専決規程

4. 令和7年度一般会計歳入歳出当初予算

歳入		歳出			
款	予算額 (千円)	款	予算額 (千円)		
1	市税	58,869,165	1	議会費	780,450
2	地方譲与税	772,052	2	総務費	15,662,036
3	利子割交付金	15,080	3	民生費	101,429,324
4	配当割交付金	104,676	4	衛生費	15,410,900
5	株式等譲渡所得割 交付金	201,448	5	労働費	37,852
6	地方消費税交付金	8,778,308	6	農林水産業費	736,746
7	環境性能割交付金	54,855	7	商工費	1,386,933
8	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	365,446	8	土木費	16,438,214
9	地方特例交付金	119,117	9	消防費	4,214,413
10	地方交付税	10,130,204	10	教育費	17,558,393
11	交通安全対策特別 交付金	35,000	11	災害復旧費	4
12	法人事業税交付金	892,449	12	公債費	10,941,385
13	分担金及び負担金	640,177	13	諸支出金	700,350
14	使用料及び手数料	3,661,793	14	予備費	100,000
15	国庫支出金	55,482,601	計		185,397,000
16	県支出金	21,023,370			
17	財産収入	1,355,001			
18	寄附金	1,175,561			
19	繰入金	7,745,229			
20	繰越金	500,000			
21	諸収入	2,421,468			
22	市債	11,054,000			
計		185,397,000			

5. 令和7年度福祉部・こどもみらい部関係 歳出当初予算（一般会計）

① 第3款 民生費内訳

項	目	予算額 (単位:千円)	財 源 内 訳 (単位:千円)			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	社会福祉費 計	36,954,736	18,529,225	73,900	185,553	18,166,058
	1 社会福祉総務費	7,550,365	3,202,056	52,400	42,451	4,253,458
	2 障害者福祉費	19,671,356	14,365,316		118,745	5,187,295
	3 老人福祉費	9,630,103	901,377	21,500	19,005	8,688,221
	4 遺家族等援護費	37,085	1			37,084
	6 地域福祉基金費	5,352			5,352	
2	児童福祉費 計	37,881,622	24,548,370	56,300	1,137,570	12,139,382
	1 児童福祉総務費	13,456,823	6,955,548	56,300	408,855	6,036,120
	2 児童措置費	18,567,600	14,900,309		591,365	3,075,926
	3 母子福祉費	3,052,382	1,048,684		23,899	1,979,799
	4 保育所費	179,680				179,680
	5 児童厚生施設費	160,866			998	159,868
	6 こどもみらい基金費	1			1	
	7 放課後児童健全 育成費	2,464,270	1,643,829		112,452	707,989
3	生活保護費 計	26,592,965	18,980,946			7,612,019
	1 生活保護総務費	1,288,234	128,147			1,160,087
	2 扶助費	25,304,731	18,852,799			6,451,932
4	災害救助費 計	1				1
	1 災害救助費	1				1
	合 計	101,429,324	62,058,541	130,200	1,323,123	37,917,460

注 第1項社会福祉費中、第5目国民年金費は、割愛。

② 第4款 衛生費内訳

項	目	予算額 (単位:千円)	財 源 内 訳 (単位:千円)			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	保健衛生費 計	11,271,438	714,791	5,325,100	195,045	5,036,502
	1 保健衛生総務費	8,111,358	21,766	5,325,100	69,056	2,695,436
	2 予防費	1,353,198	98,024		22,619	1,232,555
	9 感染症対策費	62,247	30,502		3	31,742

注 第3目環境衛生費、第4目母子保健費、第5目地球温暖化対策推進費、第6目健康増進費、第7目地域保健費、第8目生活衛生費、第10目那覇市環境保全・創造基金費、第11目那覇市公営墓地整備等事業基金費は、割愛。

③第3款 民生費歳出予算の推移（単位：千円）

項	目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	社会福祉費 計	28,157,139	30,134,847	31,635,328	37,241,171	36,954,736
	1 社会福祉総務費	5,609,790	5,832,561	5,727,320	8,288,363	7,550,365
	2 障害者福祉費	13,978,569	15,467,702	16,807,919	19,159,415	19,671,356
	3 老人福祉費	8,513,972	8,785,959	9,052,569	9,730,295	9,630,103
	4 遺家族等援護費	16,297	9,743	9,746	11,431	37,085
	6 地域福祉基金	2	2	14	18	5,352
2	児童福祉費 計	30,336,878	31,662,460	31,207,192	32,207,202	37,881,622
	1 児童福祉総務費	10,455,255	11,283,005	11,796,486	12,536,985	13,456,823
	2 児童措置費	15,172,070	15,483,399	14,575,159	14,343,112	18,567,600
	3 母子福祉費	2,962,260	2,953,682	2,907,799	2,834,011	3,052,382
	4 保育所費	192,460	178,480	177,750	176,820	179,680
	5 児童厚生施設費	126,348	195,252	158,537	165,649	160,866
	6 こどもみらい基金費	1	1	1	1	1
	7 放課後児童健全育成費	1,428,484	1,568,641	1,591,460	2,150,624	2,464,270
3	生活保護費 計	24,996,116	25,091,036	26,288,019	26,338,571	26,592,965
	1 生活保護総務費	1,069,208	1,124,572	1,144,809	1,195,361	1,288,234
	2 扶助費	23,926,908	23,966,464	25,143,210	25,143,210	25,304,731
4	災害救助費 計	1	1	1	1	1
	1 災害救助費	1	1	1	1	1
	合計	83,490,134	86,888,344	89,130,540	95,786,945	101,429,324

注 第1項社会福祉費中、第5目国民年金費は、割愛。

③第4款 衛生費歳出予算の推移

項	目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	保健衛生総務費 計	8,265,845	9,249,543	15,450,250	13,211,511	11,271,438
	1 保健衛生総務費	3,985,714	5,651,150	11,452,183	10,445,784	8,111,358
	2 予防費	2,547,115	1,887,096	1,200,932	1,153,334	1,353,198
	9 感染症対策費	384,816	458,681	831,002	67,445	62,247

注 第3目環境衛生費、第4目母子保健費、第5目地球温暖化対策推進費、第6目健康増進費、第7目地域保健費、第8目生活衛生費、第10目那覇市環境保全・創造基金費、第11目那覇市公営墓地整備等事業基金費は、割愛。

6. 令和7年度介護保険事業特別会計歳入歳出当初予算

① 歳入内訳

第1款 介護保険料

項	目	予 算 額 (千円)
1 介護保険料	1 第1号被保険者保険料	6,451,215
	計	6,451,215

第2款 使用料及び手数料

1 手数料	1 総務手数料	645
	2 督促手数料	1,459
	計	2,104

第3款 国庫支出金

1 国庫負担金	1 介護給付費負担金	5,371,054
	計	5,371,054
2 国庫補助金	1 調整交付金	1,660,668
	2 補助金	1
	3 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	260,990
	4 福祉空間整備交付金	1
	5 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	240,072
	6 保険者機能強化推進交付金	1
	7 介護保険保険者努力支援交付金	1
計	2,161,734	

第4款 支払基金交付金

1 支払基金交付金	1 介護給付費交付金	7,725,812
	2 地域支援事業支援交付金	324,096
	計	8,049,908

第5款 県支出金

1 県負担金	1 介護給付費負担金	3,928,534
	計	3,928,534
2 財政安定化 基金支出金	1 交付金	1
	計	1
3 県補助金	1 県補助金	5,935
	2 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	130,495
	3 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	150,045
	計	286,475

第6款 財産収入

1 財産運用収入	1 基金運用収入	4,884
	計	4,884

第7款 繰入金

1 他会計繰入金	1 一般会計繰入金	5,229,069
	計	5,229,069
2 基金繰入金	1 介護給付費等準備基金繰入金	1
	計	1

第8款 繰越金

1 繰越金	1 繰越金	1
	計	1

第9款 諸収入

1 延滞金、加算金及び過料	1 第1号被保険者延滞金	1,382
	2 過料	1
	計	1,383
2 雑入	1 第三者納付金	1
	2 返納金	4
	3 雑入	1,548
	計	1,553

第10款 市債

1 市債	1 財政安定化基金債	1
	計	1

第11款 サービス収入

1 予防給付費収入	1 介護予防サービス計画費収入	1
	計	1

合 計		31,487,918
-----	--	------------

② 歳出内訳(当初)

第1款 総務費

項	目	予算額 (単位:千円)	財 源 内 訳 (単位:千円)			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	総務管理費 計	394,899	5,937		840	388,122
	1 一般管理費	390,425	5,937		840	383,648
	2 連合会負担金	4,474				4,474
2	徴収費 計	47,722			2,937	44,785
	1 賦課徴収費	47,722			2,937	44,785
3	介護認定審査会費 計	324,433			809	323,624
	1 介護認定審査会費	39,971				39,971
	2 認定調査等費	284,462			809	283,653

第2款 保険給付費

項	目	予算額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	介護サービス等諸費 計	27,940,690	10,637,022	1	13,811,079	3,492,588
	1 介護サービス等諸費	27,940,690	10,637,022	1	13,811,079	3,492,588
2	介護予防サービス等諸費 計	637,671	242,761		315,202	79,708
	1 介護予防サービス等諸費	637,671	242,761		315,202	79,708
3	その他諸費 計	35,755	13,612		17,674	4,469
	1 審査支払手数料	35,755	13,612		17,674	4,469

第3款 財政安定化基金拠出金

項	目	予算額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	財政安定化基金拠出金 計	1			1	
	1 財政安定化基金拠出金	1			1	

第4款 基金積立金

項	目	予算額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	基金積立金 計	4,879	1		4,878	
	1 介護給付費等準備 基金積立金	4,879	1		4,878	

第5款 地域支援事業費

項	目	予算額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	介護予防・生活支援 サービス事業費 計	1,046,863	398,526		517,484	130,853
	1 介護予防・生活支援サ ービス事業費	1,046,863	398,526		517,484	130,853
2	一般介護予防事業 費 計	149,165	56,750		73,783	18,632
	1 一般介護予防事業 費	149,165	56,750		73,783	18,632
3	包括的支援事業・任 意事業費 計	883,084	391,485		156,222	335,377
	1 包括的支援事業・ 任意事業費	883,084	391,485		156,222	335,377
4	その他諸費 計	4,477	1,704		2,213	560
	1 審査支払手数料	4,477	1,704		2,213	560

第6款 諸支出金

項	目	予算額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	償還金及び還付加 算金 計	15,051			15,001	50
	1 第1号被保険者保 険料還付金	15,000			15,000	
	2 償還金	1			1	
	3 第1号被保険者保 険料還付加算金	50				50
2	繰出金 計	1			1	
	1 一般会計繰出金	1			1	

第7款 公債費

項	目	予算額	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	公債費 計	3,227				3,227
	1 利子	3,227				3,227

合 計		31,487,918	11,747,798	1	14,918,124	4,821,995
-----	--	------------	------------	---	------------	-----------

7. 令和7年度母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出当初予算

① 歳入内訳

第1款 繰入金

項	目	予算額 (千円)
1 一般会計繰入金	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業一般会計繰入金	20,292
	計	20,292

第2款 諸収入

1 貸付金元利収入	1 母子福祉資金貸付金元利収入	39,811
	2 寡婦福祉資金貸付金元利収入	2,602
	3 父子福祉資金貸付金元利収入	1,122
	計	43,535
2 雑入	1 違約金及び延納利息	6
	計	6

第3款 繰越金

1 繰越金	1 繰越金	2,481
	計	2,481

第4款 市債

1 市債	1 民生費	36,000
	計	36,000

② 歳出内訳(当初)

第1款 民生費

項	目	予算額	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	母子父子寡婦福祉費計	102,313		36,000	64,021	2,292
	1 母子父子寡婦福祉費	102,313		36,000	64,021	2,292

第2款 諸支出金

項	目	予算額	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	繰出金計	1			1	
	1 一般会計繰出金	1			1	

合計		102,314		36,000	64,021	2,292
----	--	---------	--	--------	--------	-------

1. 児童福祉（こどもみらい部）

就学前の子どもたちに、より効果的で効率的な行政サービスを提供することを目的に、平成18年4月から、これまでの「こども課」の業務に加え、教育委員会が行っていた幼稚園関連業務や市民課で行われていた児童手当業務が移管され、「こどもみらい局」が設置されました。さらに平成19年4月からは「こどもみらい局」から「こどもみらい部」へ発展し、より一層の組織機能の強化が図られました。

就学前の子どもに関する業務を担う組織が統合されたことで、窓口が一元化され、これまで異なる部署で対応してきた児童扶養手当と児童手当が同一の課で申請ができるようになるなど、ワンストップサービスが実現され、利便性の向上が図られています。

また、幼稚園と保育所に関する企画・立案部門が統合されたことで、子どもたちの保育や教育に関する施策を一体的に展開することができるようになりました。

また、こどもみらい部は、令和6年度に「こどもえがお相談課」を新設し、これまでの「こども政策課」、「こどもみらい課」、「子育て応援課」及び「こども教育保育課」の4課体制から5課体制となりました。「こども政策課」では、こども基本法に基づくこども計画、子ども・子育て支援新制度に関する業務や認定こども園、保育所及び地域型保育事業の認可等に関する業務及び児童の健全な育成に関する業務等を所掌しています。「こどもみらい課」では、子ども・子育て支援法に基づく支給認定及び子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付や特定教育・保育施設に係る保育料等の徴収に関する業務等を所掌しています。「子育て応援課」では、母子生活支援センターさくらを運営するほか、こども医療費助成や児童手当など、子育てについて包括的に支援する事業やひとり親家庭等の自立を目指した事業などを所掌しています。

「こども教育保育課」では、市立こども園、給食センター及びこども発達支援センター及び児童館の運営と併せて、就学前の教育・保育の質の向上に向けて、特定教育・保育及び特定地域型保育の実施に係る指導、検査等に関する業務や認可外保育施設に対する助言及び指導に関する業務等を所掌しています。

「こどもえがお相談課」に設置された「こども家庭センターなは」では、親子健康手帳の交付から産前産後における妊産婦の相談、その後の子育てやこども自身からの相談等、こどもに関わる全ての相談についてワンストップで対応できる窓口を設置し、サポートプランの作成等によって、母子保健と児童福祉の連携強化体制を整えるほか、地域での見守り体制を構築するなど、虐待を発生させない支援体制の充実を図っています。

1) 助産施設入所の制度

助産施設入所制度とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けられない場合において、その妊産婦から申し込みがあったときに助産施設(那覇市立病院・沖縄協同病院・沖縄赤十字病院等)に入所させて助産を受けさせる制度です。(児童福祉法第22条)

その世帯の所得に応じて自己負担金が発生します。

2) 保育所及び私立認定こども園

保育所は児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その健全な心身の発達を図ることを目的とし、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい場として保育に関する専門性を有する保育士が家庭との密な連携の下に子どもの状況や0歳から5歳までの発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して養護および教育を一体的に行なうことを特徴としております。

地域型保育事業(小規模保育事業、事業所内保育事業)は、保育園と同様の機能を持ち、0～2歳までの少人数で家庭的な保育を行う施設です。

私立認定こども園は、私立認可保育所又は私立幼稚園から認定こども園に移行した施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

- ① 子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場であることから十分に養護の行き届いた環境の下に、子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持や情緒の安定を図ると共に、健康、安全など生活に必要な基本的な生活習慣（食事、排泄、午睡、清潔、安全等）の自立に向けて家庭との連携に努めております。
- ② 子どもが自発的、主体的に関われる環境の下、生活や様々な遊びを豊かに展開していくことで心情・意欲・態度の芽生えを育み、乳幼児期に培われる「生涯にわたる生きる力の基礎を育んでいくことに努めております。
- ③ 地域の子育て家庭や在園児の保護者への子育て相談や指導をはじめ、親子で気軽に保育見学や体験、給食試食、育児相談ができる子育て応援Dayの取り組み、関係機関との連携での児童虐待予防、健康増進等、保育の場と専門性を活用した子育て支援の充実に努めております。
- ④ 就学前教育保育施設の関係職員を対象に研修を実施し、専門的知識や技術、資質向上に努めております。

① 私立認可保育園 一覧

地区	保育園名	所在地	電話	認可定員
本庁	おおたけ保育園	曙 2-8-13	863-7388	100人
	グッピー保育園	曙 2-21-12	861-1931	50人
	みやびの杜保育園	安謝 1-15-13	941-5580	60人
	あじゃ保育園	安謝 2-15-2	868-7271	120人
	風のうた保育園	安謝 2-29-26	866-0190	94人
	天久ひばり保育園	天久 2-25-16	869-4455	90人
	あめく結保育園	天久 2-26-22	917-2387	60人
	いずみ幼稚園	泉崎 1-15-19	861-3563	50人
	スカイ保育園	おもろまち 3-7-15 グランドヒル新都心ビル3F	941-3255	60人
	向陽保育園	古波蔵 4-2-14	832-6142	90人
	オキナワグローバル未来保育園	楚辺 1-2-30	834-9267	60人
	つぼがわ保育園	壺川 1-5-14	854-8155	135人
	レイモンドあしびな一保育園	泊 1-1-2 2階	943-3790	50人
	ながやま保育園	泊 1-14-24	861-3347	90人
	沖縄こども保育園	泊 1-38-1	941-3090	70人
	玉の子保育園	牧志 2-3-15	867-3221	100人
	玉の子夜間保育園	牧志 2-3-15	867-3221	20人
	コスモ保育園	牧志 2-17-21	869-1212	62人
	保育園あがみてい	松尾 1-9-40	943-0271	60人
	まつやま保育園	松山 1-30-14	868-5072	90人
	わかさ保育園	松山 1-28-1	868-7713	90人
	そよ風おもろ保育園	銘苅 1-18-68	866-0156	70人
	ガジマル保育園	銘苅 1-18-19	866-1174	120人
	ペリー保育園	山下町 31-19	857-2765	60人
若狭浦保育所	若狭 3-18-6	866-3445	80人	

真 和 志	マリア保育園	安里 3-7-1	863-9879	70人
	愛泉保育園	安里 3-19-16	867-5133	60人
	第二エミール保育園	字国場 1181-7	832-6006	110人
	こくら保育園	古波蔵 2-4-32	834-6000	150人
	しらゆり保育園	識名 3-9-31	855-2173	70人
	スカイマリン保育園	字仲井真 245-1	834-5918	80人
	かねしま保育園	長田 1-16-3	835-2364	50人
	長田保育園	長田 2-24-59	854-8741	99人
	平和保育園	長田 2-34-41	854-7221	100人
	二葉保育園	繁多川 1-13-65	834-4691	110人
	いしだ丘保育園	繁多川 1-2-53	836-0980	80人
	メルシー保育園	古島 4-4	943-2215	171人
	あらた保育園	真嘉比 1-24-9	943-2965	70人
	ひらまつ保育園	真嘉比 2-6-11	884-9788	90人
	あさひ保育園	字真地 229-4	836-5300	135人
	松島保育園	松島 2-1-12	886-1366	100人
	メルシー保育園 分園	松島 2-7-45 上原ビル 2 階	882-2211	36人
	よぎ南保育園	与儀 2-10-17	853-4528	80人
	みやぎ原保育園	寄宮 1-16-1	832-3914	100人
	さくら保育園	寄宮 1-16-10	832-4549	180人
エミール保育園	寄宮 3-3-5	853-0741	60人	
首 里	首里かふう保育園	首里石嶺町 2-179-9	886-8877	60人
	たつのご保育園	首里石嶺町 2-198-18	884-0292	90人
	城北保育園	首里石嶺町 3-227-1	885-4848	130人
	みぎわ保育園	首里石嶺町 4-109-1	887-3121	50人
	みどり保育園	首里石嶺町 4-216-3	886-6016	120人
	首里ライオンの子保育園	首里石嶺町 4-150-2	988-0330	90人
	若杉保育園	首里大名町 1-64-5	887-1912	90人
	おおな愛児保育園	首里大名町 3-35-10	885-4520	120人
	渡保育園	首里金城町 2-71	886-4060	90人
	MOA 沖縄幼児学園	首里久場川町 2-8-2	886-3364	86人
	琴の音保育園	首里寒川町 2-68-1	886-3221	110人
	首里湘南保育園	首里平良町 1-4 1 階	882-1321	90人
	首里当蔵保育園	首里当蔵町 1-28	884-5924	90人
	花のいろ保育園	首里山川町 1-22-3 グランシャトレ首里 101	885-5104	60人
	はとぼっぼ保育園	宇栄原 4-19-11	857-7491	90人
きららうえばる保育園	宇栄原 5-1-36	894-6711	102人	
小 祿	小祿南保育園	字小祿 703-1	858-8457	134人
	ひまわり保育園	小祿 3-3-5	857-1268	110人
	くまのご保育園	小祿 1-22-14	857-8258	60人

あやめ保育園	小祿 4-11-14	858-2005	120人
すがやま保育園	金城 2-3-10	858-8181	95人
オレンジ第2保育園	金城 2-5-3	859-2552	60人
鏡原保育園	鏡原町 10-38	857-4188	150人
にぬふぁ保育園	具志 2-20-46	987-4556	70人
よしたけ保育園	具志 3-20-12	857-1787	90人
いちごえ保育園	田原 4-2-14	852-0244	80人
エンカレッジ小祿保育園	宮城 1-18-1 2F	858-1188	120人

② 地域型保育施設 一覧

園名	所在地	電話	認可定員
みはら保育園 (小規模保育)	天久 1-12-29	866-4447	19人
いずみのもり保育園 (事業所内)	泉崎 2-105-18 官公労共済会館 1階	996-1232	36人
楚辺すみれ保育園 (小規模保育)	楚辺 1-16-10	832-8550	19人
とまりの保育園 (小規模保育)	泊 1-17-12 賀茂コーポ 1階	861-4247	12人
オリーブクラウン保育園 (事業所内)	安里 2-6-24 リファイン安里 101	943-5501	66人
すまいる保育園 (事業所内)	古島 1-13-1	887-5420	30人
すくすく乳児園 (小規模保育)	長田 2-23-1	831-9330	11人
ともわ乳児園 (小規模保育)	長田 2-26-10 サンテラス長田 102号	987-1302	19人
ファミリー保育園ナハ (小規模保育)	真地 344	831-6677	19人
なないろ乳児保育園 (小規模保育)	真嘉比 1-1-10 二千年チャイルドビル 1階	943-1670	19人
こざくら保育園まかび園 (小規模保育)	真嘉比 3-13-1	887-7888	19人
城保育園 (小規模保育)	与儀 319	834-1961	19人
ライオンの子保育園キアラ (小規模保育)	寄宮 142-1 新垣ビル1階	996-2319	15人
なはエンゼル保育園 (小規模保育)	宇栄原 6-4-1 モンルージュ松川 101	858-9512	19人
沖縄産業支援センター内保育園(事業所内)	小祿 1831-1-204	857-3127	30人
オロク琉生保育園 (小規模保育)	小祿 1-38-10	840-1310	17人
みのり乳幼児園 (小規模保育)	具志 1-1-61	858-0026	19人

③ 私立認定こども園（認可保育園、認可幼稚園からの移行園） 一覧

園名	所在地	電話	認可定員
みやび認定こども園	安謝 1-8-24	941-5567	127人
幼保連携型認定こども園美ら夢	安謝 1-20-1	860-9614	150人
ポプラこども園	壺川 2-5-13	853-1819	225人
第2ながやま認定こども園	泊2-20-8	975-5560	114人
童の城保育園	銘苅 3-17-1	860-4710	111人
愛心こども園	上間 384-15	854-5386	145人
第2 愛心こども園	字国場 251-1	833-6058	125人
識名さつき認定こども園	識名 4-12-38	835-4081	143人
童夢認定こども園	繁多川 2-15-1	832-2525	239人
みずきこども園	松川 2-3-10	894-6228	141人
わかば認定こども園	寄宮 1-7-3	832-6600	190人
わかめこども園	首里石嶺町 3-199-2	885-2103	183人
しゅりの泉こども園	首里石嶺町 4-1-8	887-3358	125人
保育所型認定こども園報徳保育園	首里石嶺町 1-53-2	886-8263	70人
保育所型認定こども園石嶺保育園	首里石嶺町 4-335-8	886-1052	127人
かぐらこども園	宇栄原 3-15-46	857-4033	186人
第2 かぐら保育園	宇栄原 3-16-13	996-5069	117人
つばさこども園	高良 1-9-10	857-6849	95人
たばる愛児こども園	田原 3-12-4	857-1769	135人
上間さつき認定こども園	字上間 492	355-3901	90人
大空こども園	首里末吉町 3-63	886-0101	75人
オレンジこども園	田原 1-8-9	857-9585	103人
保育所型認定こども園千草保育園	山下町 10-7	880-2279	65人
幼稚園型認定こども園 相愛幼稚園	長田 1-11-9	832-1502	100人
こじか認定こども園	天久 2-5-35	941-4112	100人
アスクこくばこども園	字国場 1178-17	835-9100	95人
幼稚園型認定こども園育英義塾幼稚園	宮城 1-7-41	858-0064	75人

保育ニーズへの対応

令和7年4月1日現在

事業名	内容	実施場所
延長保育事業 (事業開始：平成3年4月1日)	保護者の勤務の都合等で、延長保育を必要とする児童への対応として行います。	認可保育園 70園 小規模保育 12園 事業所内保育 4園 認定こども園 66園

事業名	内 容	実施場所
一時預かり 保育事業 (事業開始： 平成9年4月1 日)	(イ) 緊急保育 保護者等の疾病、災害、事故、出産、看護介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により緊急一時的に家庭での保育が困難な児童を保育します。 (ロ) 私的理由による保育 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するための保育です。 (ハ) 非定型的保育 保護者の労働、職業訓練、就労等により、家庭保育が困難となる児童で、週3日程度を限度として保育します。	公立みらいこども園 3か所 ※教保 認可保育園及び認定こども園 計 12か所
子育て 応援Day 平成18年11 月1日開始	保育所(園)の役割や社会から期待されていることとして個々に取り組んできた地域子育て家庭への支援・相談を那覇市との連携協働業務として位置づけ、子育て・子育て環境の充実に努めていきます。 [利用できる内容] ① 園庭でのあそび ② 園児との交流保育体験 ③ 給食試食体験 ④ 育児に関する相談・指導 施設の状況によって対応できるものとしますので、ご利用の際は直接お申込みいただきます。	公立みらいこども園 4か所 公立こども園 14カ所 公私連携こども園 21カ所 私立認定こども園 27カ所 認可保育園 71カ所

令和6年度 一時預かり保育事業 利用状況

(単位人)

施設	利用 児童数	対象児童数												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
公立 子ども園	半日 利用 児童	68	52	51	64	81	78	55	61	82	63	71	38	764
	1日 利用 児童	121	165	156	156	154	182	210	230	216	220	190	188	2,188
認可 保育園	半日 利用 児童	7	10	11	8	9	4	12	14	11	8	9	11	114
	1日 利用 児童	60	113	87	106	171	155	137	153	146	144	178	98	1,548
合計	半日 利用 児童	75	62	62	72	90	82	67	75	93	71	80	49	878
	1日 利用 児童	181	278	243	262	325	337	347	383	362	364	368	286	3736

3) 就学前の発達（特別）支援保育

特定教育・保育施設において、障がいがある子もない子も、集団の中で教育・保育を利用し、子どもの健やかな成長と発達を促すことを目的とする。

令和7年4月1日現在

	実施園数／ 園数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計 (人)
公立こども園 公立みらいこども園	18園／ 18園	0	1	9	6	29	56	101
事業所・小規模保育園 (私立認可)	1園／ 17園	0	0	1				1
私立認可保育園	39園／ 72園	0	3	6	14	35	28	86
私立認定こども園 (保育所型・幼稚園型)	20園／ 23園	0	3	4	14	17	12	50
私立認定こども園 (幼保連携型)	4園／ 5園	0	0	1	3	2	5	11
公私連携こども園 (小学校隣接園)	17園／ 20園				12	26	51	89
合計	99園／ 155園	0	7	21	49	109	152	338

4) 認可外保育施設

認可外保育施設に入所している児童に対する助成

1. 賠償責任保険料の助成
2. 児童及び職員の健康診断
 - ・児童の内科健診（年2回）
 - ・児童の歯科健診（年1回）
 - ・児童の諸検査（尿・蟻虫）
 - ・調理担当者検便（月1回）
3. 研修会の開催
4. 夜間認可外保育施設安全対策事業（加配保育士の人件費補助）
5. 給食費助成事業
6. 認可外保育施設研修事業（保育材料費等の一部助成）
7. 環境整備事業
 - ・衛生環境向上事業（施設の衛生消毒及び害虫駆除）

認可外保育施設の現況（令和7年4月1日現在）

認可外保育施設数・・・75施設 (うち事業所内4、企業主導型29、ベビーシッター15)	認可外保育施設児童数・・・1,061人
--	---------------------

5) 地域子育て支援拠点事業

(令和7年4月1日 現在)

事業名	内容	実施場所
地域子育て支援センター事業 (事業開始平成7年4月1日)	子育て家庭の支援活動事業で、子育て家庭等に対する育児不安等について地域のニーズに応えるため、地域子育てネットワークの中核として位置づけています。 各支援センターを拠点に育児相談や育児サークル支援、在園児との交流、育児講座、地域に出向く出前支援等を行っています。	久場川みらいこども園 天久みらいこども園 宇栄原みらいこども園 樋川みらいこども園 あじゃ保育園 あやめ保育園 鏡原保育園 みどり保育園 幼保連携型認定こども園 美ら夢

令和6年度 地域子育て支援センター利用状況

保育所名	年間利用人数	一日平均利用者	育児相談
「子育て支援センター はっぴい」(久場川みらいこども園)	5873	20	335
「子育て支援センター すまいる」(天久みらいこども園)	7082	24	2367
「子育て支援センター うえばる〜む」(宇栄原みらいこども園)	3128	11	1832
「子育て支援センター ていーら」(樋川みらいこども園)	4685	16	700
「子育て支援センター むるが家」(あじゃ保育園)	6,311	21	1,185
「子育て支援センター ゆんたく」(鏡原保育園)	4,201	14	250
「子育て支援センター なんくる家」(みどり保育園)	3,193	11	747
「子育て支援センター 南風」(あやめ保育園)	3,843	13	135
「子育て支援センター ちゅらまーる」(幼保連携型認定こども園 美ら夢)	4976	17	267

つどいの広場事業(平成17年より実施)

主に就学前の乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い交流を図ることや、育児相談などを行う場です。身近な地域に設置することにより、親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とします。現在、商店街の空き店舗を活用した一般型2施設と民間児童館を活用した連携型7施設があります。

○ 事業実施場所

- ア) つどいの広場「わくわく」 : 那覇市安里381番地(栄町商店街内) TEL886-6623
- イ) つどいの広場「にこにこ」 : 那覇市宇国場1169番地4(古波蔵児童館内) TEL831-6786
- ウ) つどいの広場「さんさん」 : 那覇市金城3-5-4(金城児童館内) TEL859-0099
- エ) つどいの広場「ほのぼの」 : 那覇市小禄5-4-2(小禄児童館内) TEL857-5377
- オ) つどいの広場「ランラン」 : 那覇市識名2-5-5(識名児童館内) TEL854-9656
- カ) つどいの広場「てくてく」 : 那覇市三原2-1-43(コーポ三原103) TEL070-5813-8993
- キ) つどいの広場「よつば」 : 那覇市若狭3-18-1(若狭児童館内) TEL867-7266
- ク) つどいの広場「ソレイユ」 : 那覇市国場353(国場児童館内) TEL855-2696
- ケ) つどいの広場「うふなー」 : 那覇市首里大名町2-75(大名児童館内) TEL917-4069

○ 事業内容

- ・ 子育て親子の交流、集いの場の提供
- ・ 子育てに関する相談、援助の実施
- ・ 地域の子育て関連情報の提供
- ・ 子育て及び子育てに関する講習の実施

○ 事業実績

令和5年度	延べ年間利用人数 19,340人
令和6年度	延べ年間利用人数 17,858人

6) 公立・公私連携こども園

幼保連携型認定こども園は、教育基本法第6条第1項に基づく学校、児童福祉法に基づく児童福祉施設に位置付けられており、これまでの幼稚園と保育所の機能を併せ持つ、就学前の子どもたちに質の高い教育及び保育を一体的に行う施設です。また、給食の提供や早朝受け入れ、一時預かり保育、延長保育、土曜保育を実施し、保護者の子育ての支援も行います。

平成28年度より「那覇市立幼稚園の今後のあり方について」の方針に基づき、那覇市立の幼稚園はこども園に順次移行を開始し、令和7年度現在、公立幼保連携型認定こども園が18園、公私連携幼保連携型認定こども園が20園、公私連携保育所型認定こども園が1園となりました。

乳幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、第5次那覇市総合計画に沿って、子どもの笑顔が輝き「子育てが楽しくなるまち」を理念とした教育・保育の充実と子育ての支援を推進します。

① 幼児期の発達に即した教育及び保育の充実と3年保育の推進

こども園は、家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ、保育教諭等に支えられながら豊かな世界に出会う場です。幼児期の発達に即した教育及び保育の充実を図るために、主体的な活動としての遊びを通した、園児の多様な体験の積み重ねを重視し、豊かな心情や人や物事とかかわろうとする意欲、健全な生活を営むための態度を培うように努めます。さらに、家庭にいる3歳児の教育及び保育の機会を拡充するために、3年保育を推進します。

○ 3年保育実施園

大道みらいこども園、天久みらいこども園、久場川みらいこども園、宇栄原みらいこども園
樋川みらいこども園、城西こども園、上間こども園、天妃こども園、安謝こども園、宇栄原こども園
金城こども園、神原こども園、古蔵こども園、さつきこども園、識名こども園、城岳こども園、松川こども園、松島こども園、銘苅こども園、若狭こども園、仲井真こども園 ※2年保育は全園で実施

② 特別支援教育の推進

就学前教育保育施設においては、インクルーシブ教育の観点で特別支援教育の充実を図ります。特別な支援を要する園児の受け入れにあたり、公立園においては、特別支援教育担当教諭や特別支援教育ヘルパーを配置、私立園においては、担当保育士や障がい児保育支援員を配置し、個別の支援を行います。また、こども発達支援センターによる巡回相談を実施し、園への助言や保護者支援を行います。さらに、特別支援コーディネーターを中心に各関係機関と連携を図り、「個別の教育及び保育支援計画」「個別の指導計画」を作成・活用し、計画的・組織的な支援の取り組みを推進します。

医療的ケア児の受け入れにあたっては、関係機関との連携や体制整備を推進し、安心安全な教育・保育の提供に努めます。令和4年度10月より公立こども園において、看護師を配置して1名の受け入れを開始し、令和5年度3名、令和6年度7名を受け入れております。

③ 保幼小連携

公立認定こども園・公私連携認定こども園と小学校が同一敷地内にあるという利点を生かし、他府県には見られない「幼小」の様々な接続・連携の取り組みが行われています。幼児期にふさわしい教育及び保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることを踏まえ、小学校教育との円滑な接続を図るために、小学校併設の公立こども園・公私連携こども園等が結節点となり、沖縄型幼児教育の取り組みを推進していきます。

「保幼小の接続」については、こども教育保育課と学校教育課が合同で実施している保幼小合同研修会を軸に、「保幼小の架け橋プログラム」を推進しております。具体的な取組としては、令和5年度は、小学校併設全36園で公開保育研修会を実施しております。また、令和6年度は、小学校36校にて公開授業研修会を実施し、こども教育保育課独自では、公立認定こども園・公私連携こども園39園にて公開保育を実施しております。これらの研修会を通して積み重ねてきた関係性や学びの成果を活かし、今後、本市における架け橋プログラム(幼児教育と小学校教育の円滑な接続)をさらに推進してまいります。

④ 家庭・地域との連携及び子育ての支援

こども園は、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるよう努めていくことが求められています。そのためには、家庭と園がそれぞれの果たすべき役割を認識し、連携して園児一人一人の育ちを促していくことが大切です。こども園では、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びが感じられるような子育ての支援を行ってまいります。さらに、「親と子の育ちの場」として、地域に開かれたこども園づくりを推進し、家庭や地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たしていきます。

公立・公私連携こども園一覧 (公立幼稚園・保育所から認定こども園へ移行)

○公立型認定こども園

令和7年5月1日現在

R7年度より樋川みらいこども園は公私連携型認定こども園へ移行(保育所型)

番号	園名	所在地	園児数					学級数	教職員数		園舎(m ²)	創立年月日	移行年月日	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳	保育教諭				その他の職員
1	城北	首里石嶺町1丁目162番地	0	0	0	0	15	39	3	9	2	554	昭和21.4.1	平成30.4.1
2	城西	首里真和志町1丁目5番地	0	0	0	14	21	27	4	13	2	857	昭和21.4.1	平成31.4.1
3	城南	首里崎山町4丁目35番地2	0	0	0	0	10	24	2	8	2	604	昭和21.8.1	平成30.4.1
4	大名	首里大名町1丁目49番地	0	0	0	0	3	23	1	5	2	516	昭和52.1.1	平成31.4.1
5	泊	泊2丁目23番地9	0	0	0	0	25	46	3	11	2	1,018	昭和34.4.14	平成31.4.1
6	天久みらい	天久1丁目4番1号	6	17	24	30	47	50	10	41	3	1,968	平成23.11.1	令和2.4.1
7	真嘉比	真嘉比1丁目18番1号	0	0	0	0	24	71	4	12	2	857	昭和39.1.13	平成31.4.1
8	那覇	前島1丁目7番1号	0	0	0	0	25	45	3	10	2	416	平成25.11.1	平成31.4.1
9	壺屋	牧志3丁目14番12号	0	0	0	0	12	23	2	4	2	500	昭和21.4.9	平成30.4.1
10	開南	泉崎1丁目1番5号	0	0	0	0	14	22	2	8	2	602	昭和22.6.10	平成29.4.1
11	天妃	久米1丁目3番2号	0	0	0	15	25	38	4	13	2	870	昭和41.1.26	平成30.4.1
12	上間	長田2丁目11番60号	0	0	0	15	25	45	4	13	2	1,018	昭和52.1.1	平成31.4.1
13	大道みらい	字大道146番地1	6	12	12	15	23	32	7	24	2	941	昭和22.4.1	平成28.4.1
14	真和志	寄宮3丁目1番1号	0	0	0	0	21	41	3	10	2	857	昭和21.2.10	平成31.4.1
15	与儀	与儀1丁目1番1号	0	0	0	0	16	37	3	10	2	857	昭和21.2.25	平成30.4.1

16	小祿南	小祿4丁目14番地1	0	0	0	0	13	33	3	10	2	411	平成2.4.1	平成30.4.1
17	久場川みらい	首里久場川町2丁目18番10	5	15	15	13	16	1	5	31	2	915	昭和41.5.28	令和2.4.1
18	宇栄原みらい	宇栄原4丁目17番地10号	6	15	18	12	11	2	5	27	2	913	昭和41.8.2	令和2.4.1

○公私連携型認定こども園 ※樋川みらいこども園は保育所型認定こども園

番号	園名	所在地	園児数					学級数	園舎 (㎡)	創立 年月日	移行 年月日	
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳					5 歳
1	城東	首里石嶺町2丁目74番地1	0	0	0	11	16	22	3	467	昭和46.4.8	平成31.4.1
2	石嶺	首里石嶺町4丁目74番地1	0	0	0	9	17	42	4	1077	昭和54.1.1	令和3.4.1
3	安謝	安謝2丁目15番27号	0	0	0	11	28	22	4	832	昭和21.6	平成31.4.1
4	曙	曙2丁目18番2号	0	0	0	0	17	34	3	451	平成2.4.1	平成29.4.1
5	銘苺	銘苺2丁目3番20号	0	0	0	20	28	34	4	725	平成16.11.1	平成28.4.1
6	若狭	若狭3丁目11番1号	0	0	0	16	22	32	4	557	昭和34.4.1	平成28.4.1
7	神原	樋川2丁目7番1号	0	0	0	13	14	35	4	585	昭和35.4.6	平成30.4.1
8	城岳	楚辺2丁目1番1号	0	0	0	17	25	31	3	420	昭和22.4.10	平成30.4.1
9	垣花	山下町17番55号	0	0	0	0	16	13	2	879	昭和22.4.5	平成31.4.1
10	松島	古島2丁目30番地12	0	0	0	20	26	37	4	471	昭和48.4.1	平成30.4.1
11	松川	松川1丁目7番1号	0	0	0	11	19	45	4	725	昭和34.3.27	平成30.4.1
12	識名	識名2丁目2番1号	0	0	0	17	22	45	4	520	昭和38.4.1	平成28.4.1
13	真地	字真地313番地	0	0	0	0	27	45	3	472	平成6.4.1	平成29.4.1
14	仲井真	字仲井真173番地	0	0	0	13	19	43	4	704	昭和57.1.1	平成30.4.1
15	古蔵	古波蔵1丁目33番2号	0	0	0	16	30	57	4	1,041	昭和51.1.10	平成30.4.1
16	金城	金城4丁目3番地1	0	0	0	15	25	46	4	668	昭和60.11.1	平成29.4.1
17	小祿	字小祿1150番地	0	0	0	0	12	21	2	673	昭和23.4.1	平成31.4.1
18	さつき	宇栄原1丁目12番1号	0	0	0	20	30	48	4	559	平成11.11.1	平成28.4.1
19	宇栄原	字小祿1066番地	0	0	0	20	30	53	4	1,173	昭和47.4.1	平成31.4.1
20	高良	高良2丁目12番1号	0	0	0	0	17	56	3	1,018	昭和21.2.17	平成31.4.1
21	樋川みらい	樋川2丁目10番1	0	11	18	16	5	2	5	1,202	昭和42.7	令和2.4.1

7) こども発達支援センター

那覇市内に居住する就学前の発達に支援を必要とする児童、保護者及び関係機関に対して、発達に関する相談と訓練、障害児通所支援事業及び地域支援事業を行っています。

所在地	那覇市鏡原町 10 番 40 号(TEL858-5206 : FAX858-5246)
敷地面積	1,755.29 m ²
建物面積	685.27 m ²
建設費	12,550 万円
対象児童	市内在住者で、発達に支援を要する就学前児童
開館時間	月～金曜日、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで
休館日	土・日曜日、国民の祝日、慰霊の日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
事業内容	<p>○相談事業 乳幼児健診や各教育保育施設・医療機関等などからの紹介、又は自発的に保護者から直接相談された発達の気になる子に対し、相談員、嘱託医師(小児科、児童精神科等)、臨床心理士、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、保育士などの専門員が相談を行っています。 *相談員及び臨床心理士等による発達相談・発達検査 *嘱託医師による医療相談 *親子わくわく教室 (事業開始 平成 25 年 4 月) 発達が気になる子に対して、必要な支援につながるまでの期間、早期の支援を行います。 (令和 6 年度実績) 2 クラス設置 実施回数 95 回 参加人数 103 人 延べ参加人数 712 人</p> <p>○障害児通所支援事業(児童福祉法による児童発達支援及び保育所等訪問支援) ・児童発達支援(就学前の在宅の乳幼児を対象とする親子通園) 子どもの発達について保護者と共に考え、子どもに対する正しい理解と知識を深めると共に個別プログラムを作成し、個々の子どもに合った療育を行います。 ・保育所等訪問支援 訪問支援員が保育所等を訪問し、対象児が集団生活へ適応できるよう専門的な支援を行います。</p> <p>○訓練事業 *理学療法・運動発達に支援を要する子どもに対し、理学療法士による相談・訓練を行います。 *言語療法・ことばの発達に支援を要する子どもに対し、言語聴覚士による相談・訓練を行います。 *作業療法・日常生活動作や手先の不器用さのある子どもに対し、作業療法士による相談・訓練を行います。</p> <p>○職員研修 発達障がいに対する知識と理解を深めるために、発達支援児の療育に携わる職員を対象に研修会を開催しています。</p> <p>○発達支援保育事業 発達支援保育を希望する児童の通う教育保育施設を巡回相談専門員やセンター職員(各専門職)が訪問し、相談・支援をします。また、基礎研修会及び応用研修会などを開催し、発達支援保育に携わる保育者の知識の向上につなげます。 (令和 6 年度実績) 巡回相談: 延べ人数 334 人 延べ訪問園数 264 園 訪問日数 213 日 発達支援保育基礎研修会: 参加人数総数 836 人 (対面研修: 延べ 147 人、オンデマンド配信: 延べ 2734 人) 発達支援保育応用研修会(事例検討会): 3 回実施、参加人数 180 人</p> <p>○児童施設訪問支援(事業開始 平成 25 年 4 月) 児童施設での気になる子に対する支援の充実のために、施設長の依頼を受けて施設を訪問し、スタッフに対し必要な専門的支援を行います。</p>

(令和6年度実績) 相談件数：83 施設 221 人

令和6年度 主な事業実績

(件数：言語・理学・作業は延べ人数)

事業	相談事業			言語療法 相談・訓練	理学療法 相談・訓練	作業療法 相談・訓練
	相談受付	発達相談・ 検査	こころの 医療相談			
男	201	195	84	397	0	678
女	118	80	33	106	0	120
計	319	275	117	503	0	798

相談件数の推移 (相談の種類別人数) ※言語・理学・作業は延べ人数

年度別	相談	発達相談 ・検査	こころの 医療相談	言語療法 相談・訓練	理学療法 相談・訓練	作業療法 相談・訓練
令和元年度	393	382	156	665	371	—
令和2年度	327	451	94	681	197	279
令和3年度	362	462	136	767	122	571
令和4年度	304	357	100	779	112	748
令和5年度	348	339	125	751	8	721
令和6年度	319	275	117	503	0	798

相談件数の推移 (年齢別人数)

年度別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上	計
令和元年度	5	16	84	91	86	76	30	393
令和2年度	3	11	87	66	85	57	18	327
令和3年度	2	28	88	81	83	63	17	362
令和4年度	2	9	75	78	70	54	16	304
令和5年度	1	4	89	91	79	72	12	348
令和6年度	1	3	77	88	69	61	20	319

相談件数の推移 (相談の内容別人数)

年度別	発達の 遅れ	ことば の遅れ	運動発達の 遅れ	行動上の 問題	発音・吃 音	コミュニケ ーション	その他	計
令和元年度	25	134	11	112	55	50	6	393
令和2年度	7	107	5	108	52	42	6	327
令和3年度	7	130	13	103	42	60	7	362
令和4年度	6	129	6	61	39	54	9	304
令和5年度	36	92	14	79	41	73	13	348
令和6年度	48	91	16	79	36	30	21	319

令和6年度 障害児通所支援事業実績（人数）

事業	障害児通所支援事業	
	児童発達支援事業	保育所等訪問支援事業
	延べ人数	延べ人数
男	640	3
女	133	0
計	773	3

令和6年度 障害児通所支援事業（年齢別）（令和7年3月31日時点人数）

性別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上	総数
男	0	0	1	3	3	1	1	9
女	0	1	2	1	0	0	0	4
総数	0	1	3	4	3	1	1	13

令和6年度 障害児通所支援事業（障がい別状況）（令和7年3月31日時点人数）

障がいの分類	身体	知的	発達	言語	聴覚	視覚	その他	合計
男	0	0	6	1	0	0	2	9
女	1	2	0	0	0	0	1	4
合計	1	2	6	1	0	0	3	13

8) 特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいがある児童を養育している者に、特別児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉向上を図ることを目的としています。

この手当の支給対象となる障がい児とは、20歳未満で法に定める程度の障がいの状態にあるものをいいます。

手当は、支給の対象となる障がい児を監護する父若しくは母、又は父母にかわって児童を養育しているものに支給され、所得による支給の制限があります。

令和7年4月現在、障がいの程度が1級の場合一人につき56,800円、2級の場合には児童一人につき37,830円が支給されます。

特別児童扶養手当受給世帯数

（単位：世帯）

区分年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	1,602	1,706	1,827	1,868	1,978

注：各年度とも4月30日現在

9) 子育て家庭への支援

① 那覇市ファミリー・サポート・センター事業（平成16年より実施）

地域において育児の援助を行いたい者、援助を受けたい者が会員制相互援助活動を行うことにより、勤労者等が仕事と育児を両立し、安心して働くことができるような環境づくりに資するとともに、地域の子育て支援を行い、もって勤労者等の福祉の増進及び児童の福祉の向上を目的とする。平成24年度から、病児・緊急対応強化事業を開始し、病気の回復期等で集団になじまない子どもの預かりなど、子育てにおける臨時的・緊急的・突発的なニーズに対応しています。那覇市総合福祉センター内に事務局を設置し、那覇市社会福祉協議会が事業運営しています。

○ 事業実施施設

所在地	那覇市金城 3-5-4 (事務局：那覇市社会福祉協議会)
開設営年月日	平成 16 年 1 月 4 日
連絡先	電話：098-857-8991 FAX：098-859-0277
開所時間	月～金曜日 9：00～18：00
上記時間外連絡先	携帯：080-1791-6272

○ 利用料金

①月～土曜日 (祝日を除く) …………… 7：00～19：00	1 人当たり 1 時間につき 600 円
②月～土曜日 (祝日を除く) ……………19：00～22：00	1 人当たり 1 時間につき 700 円
③日曜日・祝日・慰霊の日・年末年始 …… 7：00～21：00	1 人当たり 1 時間につき 700 円
病児緊急対応強化事業	
①月～土曜日 (祝日を除く) …………… 7：00～19：00	1 人当たり 1 時間につき 700 円
②月～土曜日 (祝日を除く) ……………19：00～22：00	1 人当たり 1 時間につき 800 円
③日曜日・祝日・慰霊の日・年末年始 …… 7：00～21：00	1 人当たり 1 時間につき 800 円
宿泊 (要相談) ……………21：00～ 7：00	1 人当たり …………… 5,000 円

○ 利用実績

令和 4 年度 (令和 5 年 3 月 31 日)	活動件数 4,506 件	会員数 2,952 人 (依頼会員 2,619 人 協力会員 284 人 両方会員 49 人)
令和 5 年度 (令和 6 年 3 月 31 日)	活動件数 5,002 件	会員数 2,866 人 (依頼会員 2,521 人 協力会員 291 人 両方会員 54 人)
令和 6 年度 (令和 7 年 3 月 31 日)	活動件数 4,434 件	会員数 2,867 人 (依頼会員 2,522 人 協力会員 291 人 両方会員 54 人)

② 病児保育事業 (平成 8 年より実施)

病気又は病気の回復期にあるため、集団保育が困難な乳幼児又は小学校に就学している児童について、保護者の就労若しくは疾病、冠婚葬祭等の理由で家庭での保育ができない場合に、病院等に付設された専用スペースで看護師・保育士が一時的にその乳幼児、児童を預かる事業です。

保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的としています。

○ 実施施設

- ・安謝ファミリークリニックこどもデイケアセンター (事業開始：平成 8 年 4 月 1 日)
- ・こくらクリニック小児健康支援センター (事業開始：平成 11 年 8 月 2 日)
- ・母子生活支援センターさくら (事業開始：平成 15 年 8 月 1 日)
- ・病児病後室にぬふぁのもり (事業開始：令和 3 年 10 月 1 日)

令和 6 年度利用実績 実施施設合計 2,721 人

③ こども医療費助成事業

本事業は、こどもの医療費の一部を助成することにより、その保健の向上を図り、もってこどもの健やかな育成に寄与することを目的とし、1993 年 4 月 1 日 (平成 5 年度) からスタートしています。

1 対象者	医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者であり、かつ本市に住所を有するこどもの保護者 (生活保護法・那覇市重度心身障がい者医療費助成等、他の制度で助成を受けることができるこどもは除く)。
2 助成の範囲	通院・入院の医療費：0 歳から中学校 3 年生までの保険診療の自己負担分 (入院時食事療養費及び高額療養費や附加給付金等他から給付される額を除き助成します。)

3 請求期間	診療月の翌月 1 日から 2 年以内
4 助成の方法	現物給付、自動償還、償還払い

・令和 6 年度子ども医療費助成実績

助成対象児童数 44,216 人 助成額 1,184,046 千円

④ 児童手当制度

1. 児童手当の目的

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的としています。沖縄県では、本土復帰した昭和 47 年 5 月 15 日から施行されました。

2. 児童手当のしくみ

○支給対象となる児童

日本国内に住所を有する高校生年代までの児童

※児童は、国内であれば市外に住んでいる場合でも対象となります。

※教育を受けることを目的として海外に居住している児童については、厚生労働省令で定める一定の要件を満たす場合にのみ支給が受けられます。

○支給対象者

① 父母等

高校生年代までの児童(施設入所等児童を除く。以下②及び③において同じ。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するもの

② 父母指定者

日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している高校生年代までの児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者のうち、当該高校生年代までの児童の生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの。

③ 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない高校生年代までの児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの

④ 里親及び児童が入所する児童福祉施設等の設置者

○児童一人あたりの手当月額

支給対象年齢	第 1 子・第 2 子	第 3 子以降
3 歳未満	15,000 円	30,000 円
3 歳～高校生年代	10,000 円	

○手当の支給

偶数月に各支払月の前月までの 2 カ月分が支給されます。

※手当は、届出をした日の属する月の翌月分から支給され、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

○令和6年度支給実績

	支給対象児童（延人数）	支払額
児童手当	183,713	2,648,710,000
旧児童手当(※)	278,423	3,192,585,000
特例給付(※)	8,912	44,560,000
計	471,048	5,885,855,000

※児童手当法改正（令和6年10月1日施行）以前の支給分

10) 児童厚生施設

① 児童館、くもじ・にじいろ館（緑ヶ丘公園内集会所）

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設です。

また、くもじ・にじいろ館は久茂地児童館の機能移転として緑ヶ丘公園内に設置された施設です。児童館機能に加え、地域支援機能、公園管理機能を併せ持った施設です。

《利用案内》

開館時間 午前10時～午後6時

休館日 慰霊の日・国民の祝日（子どもの日を除く）・年末年始（12月29日～1月3日）
・第3日曜日

対象者 市内に在住する児童（0才から18才未満）ただし、小学生未満は保護者同伴

利用手続 直接児童館で利用者登録を行い、利用できます。（登録受付は随時おこなっています）

建物の概要

区分 児童館名	電話	所在地	敷地面積 (㎡)	建物構造	建物面積 (㎡)	開館年月
久場川 児童館	988-9448	那覇市首里久場川町 2丁目18番地	—	鉄筋コンクリート造り 2階建て	324.54	昭和53年5月
若狭 児童館	867-7266	那覇市若狭 3丁目18番1号	—	鉄筋コンクリート造	348.76	昭和54年4月
壺屋 児童館	863-8682	那覇市壺屋 1丁目5番13号	433.61	鉄筋コンクリート造 4階建て	756.74	昭和58年5月
小禄 児童館	857-5377	那覇市字小禄 5丁目4番地2	—	鉄筋コンクリート造 2階建て	457.42	昭和59年5月
識名 児童館	854-9656	那覇市識名 2丁目5番5号	2,100.0	鉄筋コンクリート造	498.94	昭和60年1月
国場 児童館	855-2696	那覇市字国場 353番地	871.0	鉄筋コンクリート造	402.58	昭和61年5月
大名 児童館	917-4069	那覇市首里大名町 2丁目75番地	1,110.0	鉄筋コンクリート木造 瓦葺き2階建て	559.86	平成4年7月

金城児童館	859-0099	那覇市金城 3丁目5番地4	那覇市総合福祉センター内		358.0	平成7年4月
安謝児童館	862-4341	那覇市安謝 2丁目15番1号	安謝福祉複合施設 ふれあいプラザ内		618.42	平成10年4月
古波蔵児童館	831-6786	那覇市字国場 1169番地4	—	鉄筋コンクリート造 4階建1階部分	263.68	平成15年4月
くもじ・にじいろ館	862-1889	那覇市牧志 1丁目6番55号 緑ヶ丘公園内	575.90	鉄筋コンクリート造	238.80	平成30年7月

令和6年度児童館利用者数(人)

	久場川児童館	若狭児童館	くもじ・にじいろ館	壺屋児童館	小禄児童館	識名児童館	国場児童館	大名児童館	金城児童館	安謝児童館	古波蔵児童館	合計
合計	18,370	15,812	12,235	16,275	27,687	22,100	17,688	20,132	41,239	32,965	15,702	240,205

② 児童遊園

本市では、国際児童年の記念事業として昭和55年5月に那覇市石嶺記念児童遊園を開園し、その後、昭和56年3月に植栽等の修景整備をおこないました。同施設は児童の健全育成を目的とした児童のための遊び場です。

《施設概要》

○那覇市石嶺記念児童遊園

所在地 那覇市首里石嶺町4丁目392番地

施設規模 2355.58㎡

設備内容 広場、水飲場、便所

開園年月日 昭和55年5月31日

1 1) 放課後児童健全育成事業

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、児童厚生施設や学校等の施設を利用して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図ることを目的に「放課後児童クラブ」が設置されています。令和6年4月1日現在、那覇市内には120の放課後児童クラブがあります。

・那覇市内の放課後児童クラブ一覧表

	児童クラブ名	電 話	所 在 地
1	小禄ゆいまーる 児 童 ク ラ ブ	098-857-1718	字田原301-3 レジデンスAKAMINE 1-A
2	高良児童クラブ	098-858-2460	高良2-12-1 高良小学校内
3	なかいま児童クラブ	098-854-5289	仲井真173 仲井真小学校敷地内
4	城西児童クラブ	098-886-6006	首里真和志町1-5 城西小学校内
5	城南児童クラブ	098-884-6159	首里崎山町4-35-2 城南小学校内
6	群星児童クラブ	098-857-2010	小禄5-4-2 小禄児童館2階

7	城北児童クラブ	098-887-3996	首里久場川町2-18 久場川児童館敷地内
8	石嶺児童クラブ	098-886-9606	首里石嶺町4-360-8 石嶺小学校内
9	末吉児童クラブ	080-6482-9016	古島2-29-4 嘉手納アパート 101号室
10	城岳児童クラブ	098-854-6333	楚辺2-1-1 城岳小学校内 2F
11	古蔵児童クラブ	098-833-0868	字古波蔵 1-33-3 古蔵小学校敷地内
12	上間児童クラブ	098-855-1785	長田2-11-60 上間小学校内
13	真和志児童クラブ	098-854-6414	寄宮3-1-1 真和志小学校内
14	安謝児童クラブ	098-866-3124	安謝2-15-1 ふれあいプラザ内2F
15	はぐくみ児童クラブ	098-858-2255	小禄1066 宇栄原小学校内
16	大名児童クラブ	098-884-8733	首里大名町1-49 大名小学校内
17	神原児童クラブ	098-987-4385	樋川2-7-1 神原小学校内
18	曙児童クラブ	098-867-4182	曙2-18-1 曙小学校内 (1階)
19	松川児童クラブ ひばり校	090-1948-0467	松川1-7-1 松川小学校内
20	金城児童クラブ	098-858-2611	金城3-5-4 那覇市総合福祉センター内
21	垣花児童クラブ	098-851-7230	山下町17-55
22	あすなろ児童 クラブ	098-854-1725	識名1279-1
23	放課後児童クラブ N I O W (にお)	098-884-0292	首里石嶺町2-198-43
24	大道児童クラブ	098-884-8546	大道146-1 大道小学校内 1F
25	若狭児童クラブ	098-864-1479	若狭2-16-1 若狭小学校内
26	たばる児童クラブ	098-857-1714	田原3-12-4
27	識名児童クラブ	090-1342-0973	識名2-2-1
28	泊児童クラブ	098-864-2899	泊2-23-10 泊小学校内
29	与儀児童クラブ	098-836-2269	与儀1-1-3 与儀小学校敷地内
30	小禄南児童クラブ	098-858-3637	小禄583 ファミリーマンションA-4
31	はなぞの児童クラブ	098-859-1544	具志1-19-16
32	わかめ児童クラブ	098-917-5021	首里石嶺町3-325
33	こざくら児童クラブ	098-885-4554	首里大中町1-5-9
34	開南児童クラブ	098-861-7040	泉崎1-1-6 開南小学校内
35	壺屋児童クラブ	098-868-6760	牧志3-14-12 壺屋小学校内
36	めかる児童クラブ	098-866-1356	銘苅3-16-32
37	なほ小児童クラブ	080-7259-8803	前島1-7-1 那覇小学校内
38	にこにこ児童クラブ	080-1765-5627	真嘉比1-17-2 真嘉比小学校敷地内
39	めかるっ子児童クラブ	090-6860-8348	銘苅3-3-1 てんとう虫公園内新都心自治会室内
40	ひまわり児童クラブ	090-1179-3433	安謝2-15-1 安謝児童館内 2F
41	放課後児童クラブ HIMN (ひーむん)	098-884-0292	首里石嶺町2-198-1
42	みやび児童クラブ	098-988-4993	安謝1-8-23 3階
43	汀良児童クラブ	098-911-3937	首里汀良町3-111-1 汀良市営住宅1棟107号
44	あめく児童クラブ	080-6494-8119	天久1-4-1 天久小学校内

45	あめくホップ 児童クラブ	090-6857-8783	天久2-1-6 201号室
46	あめくステップ 児童クラブ	080-6491-5768	天久2-8-23
47	あめくジャンプ 児童クラブ	080-6499-3197	天久2-1-6 1階
48	長田児童クラブ	098-854-8741	長田2-17-18 スカイピアM2F
49	ながやま児童クラブ	098-861-3347	泊1-14-18
50	かいせい児童クラブ	098-882-3791	首里石嶺町4-390
51	オレンジ児童クラブ	090-7160-5222	赤嶺1-11-21
52	緑児童クラブ	098-858-4981	字小禄580メゾンU 2階
53	うーまー児童クラブ	098-831-6560	古波蔵3-7-25邁進ビル3階
54	泊スマイル児童クラブ	080-3997-6512	泊1-18-3 又吉アパート1F
55	首里児童クラブ	098-927-4715	首里石嶺町1-94-7 1階
56	アカンミキッズ クラブ	090-8831-4753	赤嶺1-9-19 1階
57	第二汀良児童クラブ	080-2775-8908	首里石嶺町2-74-1城東小学校内
58	第2小禄児童クラブ	070-5271-1718	字小禄1150番地 小禄小学校内
59	なないろ児童クラブ 新都心	098-882-1100	真嘉比1-1-10
60	さくら岡児童クラブ	098-851-3361	小禄1474-7
61	ともだちや児童クラブ おおかみ	098-988-4004	首里山川町1-22 1F
62	すずのね児童クラブ	070-5817-3322	宇栄原2-8-7
63	天妃のびのび児童 クラブ	070-5415-6374	西1-10-14 ゼファーひまわり1F、2F
64	やるき・げんき 児童クラブ	070-5275-1015	長田2-9-34
65	高良たんぽぽ 児童クラブ	098-857-1878	高良2-4-21
66	なはっ子児童クラブ	080-6484-9238	前島1-19-7 1階
67	らいおん児童クラブ	090-4764-1588	金城5-16-11
68	風のうた児童クラブ	098-869-8855	安謝48 コーポイサム1階
69	めかる第3児童クラブ	090-6860-7866	銘苅3-2-20 コーポエミネント102
70	あめく第5児童クラブ	080-6499-3194	天久2-8-3
71	童夢児童クラブ	098-833-3415	繁多川2-14-7 繁多川ハイツ302号室
72	城児童クラブ	080-8352-9494	与儀319番地 常アパート201号室
73	YMCA児童クラブ	098-832-6817	壺屋2-17-3
74	彩羽キッズクラブ	080-9141-1525	金城2-17-7クラウディア101号
75	さくらっ子児童クラブ	080-9850-4182	安謝207番地
76	あやめ学童	080-3701-1696	小禄4丁目11-14
77	いしみね子ども 児童クラブ	098-887-6531	首里石嶺町3-219-1
78	第二はぐくみ児童クラブ	090-9788-0808	小禄1598-5 アルコハイツ202

79	松川児童クラブ エンゼル校	098-855-7078	松川3-2-1 松川共同住宅2001~2004
80	報徳児童クラブ	098-886-8263	首里石嶺町1-53-2
81	いどばた学童クラブ	080-7042-3184	繁多川5-5-1 波平アパート1階
82	じどうくらぶKANASA	098-987-1616	首里石嶺町2-143-5 平敷氏店舗1階
83	わかば児童クラブ	098-987-4883	長田1-13-64 コーポ本部101・102号室
84	児童クラブ merry attic laputa	070-1825-3118	宇栄原1-1-40當間店舗1階
85	ハゲーラキッズクラブ	090-2392-4753	宇栄原1-23-14
86	ゆうゆう児童クラブ	090-3794-6058	前島1-2-19 1階
87	第2なはっ子児童クラブ	080-6498-1778	前島1-12-1
88	ともだちや児童クラブ きつね	098-987-6502	首里金城町1-51
89	学童保育カイカ堂 宇栄原校	098-851-3754	宇栄原1017-1 平良アパート
90	やるき・げんき 児童クラブ2	070-5275-1015	長田1-16-3
91	末吉第2児童クラブ	080-6482-9014	古島2-29-5 まるみつ末吉ビル2-C
92	ちのしお学童クラブ	070-4401-0282	仲井真400-5 比嘉アパート201号
93	第三はぐくみ児童クラブ	090-9788-0808	小禄1432-14 コーポラス泉ヶ丘 201号室
94	ゆうゆう児童クラブ泊	090-3794-6058	泊1-17-4 ゆうゆうビル 2階3階
95	ポプラの木児童クラブ	098-894-3356	壺川2-9-12
96	すまいる学童	080-7986-9400	真嘉比1-12-17 コーポまるよし102
97	こくあ児童クラブ	090-9499-5559	高良2-13-27 2階
98	学童クラブ アスリート工房	080-3188-2170	泉崎2丁目10-3 泉崎つねビル201
99	児童クラブなないろキッズ	098-943-5639	真嘉比1-1-10
100	ランゲージラボ 泉崎児童クラブ	098-996-5351	泉崎2-3-3 オフィス泉崎2-A
101	学童保育カイカ堂 さつき校	098-851-3754	宇栄原3-13-29 レジデンス翔1F
102	識名さつき 学童クラブ	080-4934-7274	識名2-8-1
103	若狭はびねす児童クラブ	090-3796-6146	松山2-23-17 サンハイツ松山203、205
104	しゆりの泉児童クラブ	098-943-4358	首里石嶺町4-1-3
105	愛心児童クラブ	098-833-6058	国場251-6
106	ふれんず学童	080-9105-5248	真嘉比1丁目15番10号 玉城貸家2階
107	ちゅらっこ児童クラブ	090-7479-0797	国場1164-10 1階
108	FCA学童 三原校	070-9094-2076	三原1-31-18 201・202号室
109	ゆうゆう児童クラブ 泊第2	090-3794-6058	泊1-17-4 ゆうゆうビル4階・5階
110	第二はなぞの 児童クラブ	050-1488-9793	具志2-14-13
111	安謝第2児童クラブ	090-1942-5066	安謝27番地 Eマンション安謝201号室
112	松島学童クラブ	098-884-8980	古島2-8-14

113	ゆうゆう児童クラブ 泊 第 3	090-6868-7093	泊1-13-1 永寿ビル2階
114	あすなる児童クラブ お り お ん	098-854-1725	字真地352-1
115	パームス児童クラブ	098-851-7784	小祿980番地39 1階
116	識 名 す こ や か 児 童 ク ラ ブ	098-834-0973	識名1-15-2
117	ゆうゆう児童クラブ 古 蔵	090-3794-6058	国場1173-3 メゾンエクセル1階
118	す ま い る 学 童 2 n d b a s e	080-7986-9400	真嘉比1-13-3 ルミエールM201
119	げ ん き 学 童	098-962-9308	宇栄原654番地1
120	さくら児童クラブ	080-6482-7618	古波蔵1-30-1 桜山荘 3階
	計120カ所		

那覇市内の放課後児童クラブの受入児童数の推移

	R3	R4	R5	R6	R7
クラブ数	108	112	114	120	120
受入児童数	4,949名	5,077名	5,255名	5,690名	5,780名
小学生児童数	19,272名	19,002名	18,361名	18,041名	17,463名
利用率	25.7%	26.7%	28.6%	31.5%	33.0%

2. 母子福祉（子育て応援課）

母子及び父子並びに寡婦福祉法において「全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の健康で文化的な生活とが保障されるものとする」とその理念がうたわれています。

児童の教育と家庭生活の安定向上を図るため、経済的、社会的にも責任と努力が求められているひとり親家庭の親等に対し、各種の相談や福祉資金の貸付を行うとともに、就労支援により、ひとり親家庭等の自立支援に努めています。

1) 児童扶養手当

児童の福祉の増進を図ることを目的した児童扶養手当の支給は、これまで父親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の母又はその養育者が対象でしたが、ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から、児童を監護し、生計を同じくする父子家庭の父も対象となりました。沖縄県においては、昭和43年8月27日に制定され、昭和44年1月1日から施行されました。

○ 児童扶養手当の支給要件

児童扶養手当法における支給対象児童は、次に掲げるいずれかに該当する児童です。（児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。又は、20歳未満で一定の障がいの状態にある者をいう。）

- (イ) 父母が婚姻を解消した児童
- (ロ) 父又は母が死亡した児童
- (ハ) 父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- (ニ) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (ホ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (ヘ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ト) 母が婚姻によらないで出産した児童
- (フ) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童

次のような場合は、手当を受けることができません。

児童が

- ①日本国内に住所を有しないとき。
- ②児童福祉施設への入所又は里親に委託されているとき。
- ③父又は母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき（父又は母の障がいを除く。）。

父、母又は養育者が

- ①日本国内に住所を有しないとき。
- ②父又は母が事実上の婚姻関係にあるとき（父又は母が一定の障害がある場合を除く）

支給額（令和7年4月基準額） ※所得による制限があります。

区分	全部支給の場合	一部支給の場合
児童1人のとき	月額46,690円	月額46,680円～11,010円
児童2人以上のとき	上記に1人につき11,030円加算	上記に1人につき11,020円～5,520円加算

児童扶養手当受給世帯及び児童数

（単位：人）

区分年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	4,461	4,406	4,239	4,145	4,044
児童数	7,377	7,430	7,156	7,038	6,814

注：各年度とも3月31日現在

2) 母子生活支援施設（平成15年8月1日 開所）

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事業にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。（児童福祉法第38条）

施設名	那覇市母子生活支援センターさくら
所在地	那覇首里鳥堀町4丁目99番地
土地総地積	1890.06 m ²
建物総面積	1803.10 m ²
構造	鉄筋コンクリート造り3階建て
入所世帯数	20世帯

3) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付

配偶者のいない女子で現に児童を扶養している母子家庭の母または児童、配偶者のいない男子で現に児童を扶養している父子家庭の父または児童や、児童が20歳を超えて母子福祉の対象とならなくなった寡婦またはその子に対し資金の貸付を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童や児童に準ずる者（20歳以上の大学生等）に対して福祉を増進するための制度です。

- 母子福祉資金貸付対象者・・・
- 1 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者
 - 2 配偶者のない女子に現に扶養されている児童（要法定代理人同意）
 - 3 母子福祉団体
 - 4 父母のない児童（要法定代理人同意）

- 父子福祉資金貸付対象者・・・
- 1 配偶者のない男子で現に児童を扶養している者
 - 2 配偶者のない男子に現に扶養されている児童（要法定代理人同意）
 - 3 父子福祉団体
 - 4 父母のない児童（要法定代理人同意）

- 寡婦福祉資金貸付対象者・・・
- 1 寡婦
 - 2 寡婦に扶養されている20歳以上である子
 - 3 母子福祉団体

令和6年度貸付状況

資金種別	母子		父子		寡婦		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	77	48,029,000	5	10,030,000	2	1,827,000	84	55,032,000
技能習得資金	2	1,292,000	0	0	0	0	2	1,292,000
修業資金	2	1,224,000	1	798,000	0	0	3	2,022,000
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	2	432,000	0	0	0	0	2	432,000
住宅資金	1	158,400	0	0	0	0	1	158,400
転宅資金	1	160,000	0	0	0	0	1	160,000
就学支度資金	12	4,999,000	0	0	0	0	12	4,999,000
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	97	56,294,400	6	5,974,000	2	1,827,000	105	64,095,400

母子父子寡婦福祉資金貸付の概要

令和7年4月1日適用

貸付の種類	貸付対象	貸付金額の限度	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率	違約金
事業開始資金	ひとり親家庭等の親が事業を開始するのに必要な資金	個人3,580,000円 団体5,370,000円 ※複数のひとり親家庭等が共同して起業する場合の限度額は団体に準拠		貸付の日から1年間	据置期間経過後7年以内	連帯保証人なしの場合は年1.0% (注1)	延滞元利金額につき年主3% (注2)
事業継続資金	ひとり親家庭等の親が事業を継続するのに必要な資金	個人1,790,000円 団体1,790,000円		貸付の日から6ヶ月	据置期間経過後7年以内	連帯保証人なしの場合は年1.0% (注1)	
修学資金	ひとり親家庭等の児童が高校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に修学するのに必要な資金	学校別等の詳細については、別表「 修学資金貸付限度額(月額)一覧表① 」参照。一定以上の所得がある場合は、別表「 修学資金貸付限度額(月額)一覧表② 」参照。	修学期間中	当該修学を終了後6ヶ月	据置期間経過後20年以内 (専修学校一般課程は5年以内)	無利子	

技能習得資金	ひとり親家庭等の親が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金	一般月額 68,000 円 特別一括 816,000 円(12 月相当) 運転免許 460,000 円	知識技能を習得する期間中 5 年を越えない範囲	知識技能習得後 1 年	据置期間経過後 20 年以内	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注 1)
修業資金	ひとり親家庭等の児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金	月額 68,000 円 運転免許 460,000 円 (注) 修業施設で知識、技能習得中の児童が 18 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中 5 年を越えない範囲解釈	知識技能習得後 1 年	据置期間経過後 20 年以内	無利子
就職支度資金	ひとり親家庭等の親又は児童が就職に際し必要な経費及び通勤用自動車等を購入する資金	1 回につき 110,000 円 特別分 340,000 円(通勤のために自動車を購入することが必要であると認められる場合)		貸付の日から 1 年間	据置期間経過後 6 年以内	(親に係る貸付)保証人有は無利子、保証人無は年 1.0% (子に係る貸付)無利子
医療介護資金	ひとり親家庭等の親又は児童が医療又は介護 (1 年以内) を受けるために必要な資金 ※介護の場合は児童を除く	医療 340,000 円 (特別分 480,000 円) 介護 500,000 円: ※【医療(特別)】は、特に経済的に困難な事情にあると認められる場合。		医療又は介護を受ける期間後 6 ヶ月	据置期間経過後 5 年以内	連帯保証人なしの場合は年 1.0% (注 1)

生活資金	ひとり親家庭等の親が知識技能を習得している期間、医療若しくは介護を受けている期間、母子家庭等になって間もない世帯の生活が安定するまでの期間（事由発生日から7年未満）又は失業期間の生活を維持するために必要な資金	一般月額114,000円 技能月額141,000円 生活安定期間の貸付は、配偶者のないものとなった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額114,000円、合計2,736,000円を限度とする。また生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,368,000円を限度として貸付けることができる。	知識技能を習得する期間中5年以内 医療又は介護を受けている期間中1年以内 離職日の翌日から1年以内 ※全て原則3ヶ月	貸付を受ける期間満了後6ヶ月	据置期間経過後 技能習得 20年以内 医療又は介護 5年以内 生活安定貸付 8年以内 失業 5年以内	連帯保証人なしの場合は年1.0% (注1)
住宅資金	ひとり親家庭等の親が住宅を建設、購入、補修、保全、改築、又は増築するのに必要な資金	一般 1,500,000円 特別分 2,000,000円 (災害等による住宅全壊等)		貸付の日から6ヶ月	据置期間経過後6年以内 (特別7年以内)	連帯保証人なしの場合は年1.0% (注1)
転宅資金	ひとり親家庭等の親が住宅を移転するため住宅の賃借に必要な資金	260,000円		貸付の日から6ヶ月	据置期間経過後3年以内	連帯保証人なしの場合は年1.0% (注1)
就学支度資金	ひとり親家庭等の児童が就学、修業に際し必要な受験料、被服等の購入に必要な資金	別表「就学支度資金貸付限度額一覧表」参照。		6ヶ月	据置期間経過後20年以内 (専修学校一般課程・修業施設：据置期間経過後5年以内)	無利子
結婚資金	ひとり親家庭等の親が扶養する児童(孫、曾孫等を含む)の結婚に際し必要な経費	結婚する子1人につき330,000円		貸付の日から6ヶ月	据置期間経過後5年以内	連帯保証人なしの場合は年1.0% (注1)

(注1)連帯保証人：貸付金の種類によっては、借受人と連携して債務を負担する連帯保証人を立てることによって無利子で貸付を受けることができるが、連帯保証人を立てず有利子を選択することも可能(ただし、連帯保証人同等の償還能力があると判断された場合に限る。)

(注2)違約金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかった時は、その翌日から納入した当日までの日数を計算して請求します。平成27年3月31日までの滞納分は元利金につき年10.75%、

平成27年4月1日以降滞納分は元利金につき年5%。令和2年4月1日以降滞納分は元利金につき年3%。

修学資金貸付限度額(月額)一覧表①

(単位：円)

学校等種別／学年			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高 等課程)	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500		
高等専門 学校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校(専 門課程)	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	78,000	78,000			
	私立	自宅通学のとき	89,000	89,000			
		自宅外通学のとき	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	96,500	96,500			
	私立	自宅通学のとき	93,500	93,500			
		自宅外通学のとき	131,000	131,000			
大 学	国公立	自宅通学のとき	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学のとき	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			54,000	54,000			

修学資金貸付限度額(月額)一覧表②

(単位：円)

学校等種別/学年			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500		
高等専門 学校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	89,000	89,000
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	102,500	102,500
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	77,500	77,500			
	私立	自宅通学のとき	84,500	84,500			
		自宅外通学のとき	108,500	108,500			
短期大学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	86,500	86,500			
	私立	自宅通学のとき	86,500	86,500			
		自宅外通学のとき	110,500	110,500			
大学	国公立	自宅通学のとき	69,500	69,500	69,500	69,500	
		自宅外通学のとき	92,500	92,500	92,500	92,500	
	私立	自宅通学のとき	95,000	95,000	95,000	95,000	
		自宅外通学のとき	121,000	121,000	121,000	121,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			54,000	54,000			

就学支度資金貸付限度額一覧表

(単位：円)

学校等種別			限度額	
小学校			64,300	
中学校			81,000	
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学	150,000	
		自宅外通学	160,000	
	私立	自宅通学	410,000	
		自宅外通学	420,000	
専修学校(一般過程)			自宅通学	150,000
			自宅外通学	160,000
大学 短期大学 高等専門学校 専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	420,000	
		自宅外通学	430,000	
	私立	自宅通学	580,000	
		自宅外通学	590,000	
大学院	国公立		380,000	
	私立		590,000	
修業施設等(高卒者)			自宅通学	272,000
			自宅外通学	282,000

4) ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母や父子家庭の父及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）に、疾病その他の理由により一時的に日常生活等に支障が生じたと認められるときに、家庭生活支援員を派遣するなど、保育や食事の世話、その他の日常生活等を営むのに必要な便宜を供与する事業です。

○事業の委託先	公益社団法人 那覇市母子寡婦福祉会
○対象家庭	(1)ひとり親家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育のサービスが必要な家庭及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭 (2) 未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭
○実施場所	①生活援助 被生活援助者(ひとり親家庭等)の居宅 ②子育て支援 ア) 被生活援助者(ひとり親家庭等)の居宅、イ) 家庭生活支援員の居宅、ロ) 講習会等職業訓練を受講している場所、エ) 児童館、母子生活支援施設等母子家庭等の利用しやすい適切な場所
○支援の内容	(1)乳幼児の保育(2)食事の世話(3)住居の掃除(4)身の回りの世話(5)生活必需品等の買物(6)医療機関等への連絡(7)その他必要な用務
○申請手続き	(1) ひとり親家庭等日常生活支援申請書を那覇市子育て応援課または委託先窓口へ提出。 (2) 申請受付後、申請者へ登録票が送られる。 (3) 登録された申請者は必要ときに、委託先へ家庭生活支援員派遣を要請する。 (4) 要請を受けた委託先は派遣を決定し、派遣する。
○実施上の留意点	①派遣等の日数は、原則として1世帯につき年間80時間以内とし、単位1時間を1単位とする。 ②ひとり親家庭等の多様なニーズに応じて、時間外、休日、夜間にも対応できるようにする。③日数は、当該ひとり親家庭等において、現に日常生活等に支障が生じている状況を勘案して、必要な範囲で決定する。

5) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父が、雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による指定教育訓練講座等を受講した場合に、受講終了後、給付金を支給する事業です。

6) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格の取得を促進し、生活の負担の軽減を図るため、修業期間の一定期間について給付金を支給する事業です。給付金は、非課税世帯:月額100,000円（修学最終年度は月額140,000円）、課税世帯:月額70,500円（修学最終年度は月額110,500円）。

〔対象資格〕 看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・デジタル分野等

7) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない(中退を含む)母子家庭の母または児童及び父子家庭の父または児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する事業です。

8) 母子家庭等職業自立支援事業

職業経験、技能、知識などから就職が困難なひとり親家庭等について、職業紹介コーナー「すみれ」（業務委託：公益社団法人那覇市寡婦福祉会 ☎858-5578）において就労支援員等が職業相談・斡旋を行う事業です。

9) 養育費履行確保等支援事業

母子・父子家庭の親等に対し、離婚後も子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、養育費の支払い等の取り決めの促進を図る養育費の履行確保等に関する支援を行う。

- ・養育費等に関する弁護士法律相談支援 ※離婚前でも可
- ・公正証書の作成に係る費用の支援
- ・養育費保証契約における保証料の支援

10) 母子及び父子家庭等医療費助成事業

母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るための事業です。

(対象となる者)

本市の区域内に住所があり、医療保険に加入している者で、次の者が対象となります。

- 母子家庭の児童とその児童を監護する母
- 父子家庭の児童とその児童を監護する父
- 養育者と養育する父母のいない児童

※児童とは、18歳に達した日以後の最初の3月末日までの間にある者。

※父又は母の障がい等により、母子及び父子家庭に準ずると認められる家庭を含む。

(対象としない者)

- 生活保護を受けている者
- 児童福祉施設等に入所している者
- 里親等に委託されている者
- 重度心身障がい者医療費助成、子ども医療費助成事業の対象となる者
- 公費負担医療の対象となる者及び交通事故等による第三者からの賠償として医療を受けられる者
- 申請者、その配偶者（障がいのある者）、同居の扶養義務者の所得が所得限度額（児童扶養手当に準ずる）を超えるときは対象になりません。

(助成の範囲及び助成金支給申請の方法)

○各医療保険診療に係る自己負担分から一部負担金を控除した額が助成対象になります。

(他の法律で負担する分、各保険による附加給付分、高額療養費の分は除かれます)

一部負担金 通院の場合：1人1ヶ月1診療機関につき 1,000円

※受給者は医療機関等で受診の後、保険証とともに母子及び父子家庭等医療費受給資格者証を提示して自己負担額を支払ってください。後日、登録している口座に助成金を振り込みます。(自動償還方式)

※上記の自動償還方式が利用できない医療機関等の場合、受給者は医療機関等で受診の後、自己負担額を支払って「領収書」の交付を受け、子育て応援課の担当窓口で助成金支給申請書にその「領収書」を添付して助成金の支給申請をします。(償還払い方式)

※助成金支給申請期間は診療を受けた月の翌月1日から2年以内です。

・令和6年度母子及び父子家庭等医療費助成実績

助成対象世帯数 4,473世帯 助成額 108,652千円

3. 児童福祉・母子保健（こどもえがお相談課）

昭和 48 年に家庭児童相談室を設置し、家庭及び児童福祉の向上を図るため、家庭相談員が保護者等からの相談に応じています。平成 17 年度には子育て支援室に改め、子ども虐待相談電話、要保護児童対策地域協議会の設置等、関係機関との連携・強化に努めることで児童虐待の未然防止、早期発見に取り組んでいます。平成 31 年 4 月からは「那覇市子ども家庭総合支援拠点」を設置し、関係機関との連携をさらに強化し、児童虐待の早期支援に取り組んできました。

令和 4 年法改正により、市町村における「こども家庭センター」設置が努力義務となったことに伴い、子育て世代包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点を統合し、地域保健課から母子保健に関する業務の一部を移管して、令和 6 年度から「こども家庭センターなは」を設置しました。

子育て家庭の育児負担軽減のため、生後 4 ヶ月までの赤ちゃんのいる全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業や、育児相談、簡易な育児・家事支援を行う養育支援訪問事業等を実施し、児童の養育環境の向上を図るとともに、各健康診査事業や利用者支援事業（母子保健機能）、利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）等も実施し、児童福祉と母子保健の一体的支援を行っています。

1) 利用者支援事業（児童福祉機能）

子どもとその家庭に関する相談全般への対応、児童虐待相談・通告の受付、要保護児童対策地域協議会を活用した各関係機関との連携を行い、児童虐待の未然防止や早期発見・対応を図る。

年度別相談種別件数

年度別	養護相談	保健相談	障がい相談	非行相談	育成相談	その他の相談	総数
令和 2 年度	593	1	8	13	88	175	878
令和 3 年度	702	10	18	5	111	179	1,025
令和 4 年度	788	27	35	11	91	190	1,142
令和 5 年度	624	4	26	2	93	231	980
令和 6 年度	625	8	27	5	94	146	905

2) 養育支援訪問事業（平成 17 年 4 月～令和 6 年 3 月までは「育児支援家庭訪問事業」。令和 6 年 4 月より養育支援訪問事業および子育て世帯訪問支援事業へ移行。）

育児や児童の養育が困難で支援が必要な家庭を訪問し、安定した児童の養育が可能となるよう養育専門支援員によるアセスメントや支援計画を作成し、育児相談・指導を行う事業です。

年度別支援実績

年度別	申込実数	専門的相談支援（延べ件数）
令和 2 年度	91	416
令和 3 年度	87	324
令和 4 年度	87	331
令和 5 年度	93	398
令和 6 年度	92	349

3) 子育て世帯訪問支援事業 (事業開始 令和6年4月1日)

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

【令和6年度実績】 利用世帯数：72世帯（うち5世帯はカンファ等のみ）、訪問延べ件数：1,398件

4) 支援対象児童等見守り強化事業 (事業開始 令和5年8月1日)

民間団体等が、那覇市要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子どもやヤングケアラーが疑われる世帯等の居宅を訪問するなど、生活環境へ直接出向き状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制の強化を図るための事業です。

【令和6年度実績】 実施団体：那覇市母子寡婦福祉会、特定非営利活動法人地域サポートわかさ
支援実世帯総数：64世帯（児童195名）、世帯への支援延べ件数：1,984件

5) ヤングケアラー支援強化事業

地域の支援関係者に対し、ヤングケアラー支援にかかる研修の実施等を通し、ヤングケアラーへの関心を高め、ヤングケアラーの早期発見と支援に繋ぐ体制の構築を目的とした事業です。

【研修参加者実績】 令和5年度：26名、令和6年度：41名

6) 乳児家庭全戸訪問事業 (事業開始 平成21年4月1日)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師や助産師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てで支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の健康状態や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業です。

【令和6年度実績】 訪問面談実施件数 2,131件（対象家庭 2,217件の96.1%）

7) 利用者支援事業（基本型） (事業開始 平成30年4月1日)

一人一人の子どもが健やかに成長することができるよう地域社会の実現に寄与するという目標のもと、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別ニーズを把握して、適切な施設や事業などを円滑に利用できるように支援する事業です。

【事業対象】 小学校就学前までの子育て家庭（妊娠している方及びその配偶者も含む）

【令和6年度実績】 相談件数 878件（内LINE相談 503件）

8) 短期入所生活援助事業 (母子生活支援センターさくら、事業開始：平成15年8月27日)

児童を養育している家庭の保護者が疾病等の事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、子育てに係る保護者の負担軽減が必要な場合および経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、施設において一時的に養育することにより、これらの児童及び家庭の福祉の向上を図ることを目的とした事業です。

対象年齢：2歳～12歳、緊急一時的に保護を必要とする母子

利用期間：市長が必要最小限の範囲で認める期間

令和6年度利用実績：延べ人数 201人 延べ日数 1,065日

9) 健康診査事業

① 妊婦歯科健康診査

妊婦の歯と口腔内の健康状態を確認するため、那覇市内の歯科医院（113 か所）で歯科健診を1回実施している。令和6年度 受診票交付者数2,261人、受診者数749人（受診率33.1%）、むし歯あり278人（37.1%）

② 妊婦健康診査

妊婦を対象に各医療機関で14回実施している。内容は、各回によって異なるが、問診及び診察・梅毒血清反応検査・血液検査・各種抗体検査・血圧測定・尿化学検査・子宮頸がん検査・超音波検査等である。平成22年10月6日より、妊婦健康診査項目にHTLV-1抗体検査が追加となった。平成23年度より、新たにクラミジア抗原検査が追加され実施している。令和6年度 受診延べ人員 24,949人

③ 産婦健康診査

令和元年度より産婦を対象に各医療機関で2回実施している。実施時期は出産後2週間頃と出産後1カ月頃に各1回としており、内容は、問診及び診察・体重測定・血圧測定・尿検査・エジンバラ産後うつ問診票・赤ちゃんへの気持ち質問票等である。令和6年度 受診延べ人員 4,012人

10) 母子保健相談指導事業

母性及び乳幼児等の健康の保持増進及び母子保健に関する知識の普及啓発を図ることを目的に相談や保健指導を行う事業です。

① 母子（親子）健康手帳交付

妊婦に対し母子（親子）健康手帳交付、及び保健指導を行うことにより、妊婦自身が自ら考え健康管理が行え、妊婦及び乳幼児の健康の保持増進を図り、妊娠・出産・育児期を通して親子が心身ともに健やかに過ごすことができることを目的とする。

【令和6年度実績】 交付数 2,171件（多胎、再交付を含まず）

令和6年度 妊娠届出をした者の週数別交付状況

	妊娠届け出による交付							再掲 外国人 への交 付	別掲 双胎以 上への 交付
	合計	満11週 以内	満12～ 19週	満20週 ～27週	満28週 ～分娩 まで	分娩後	不詳		
人数	2,171	1,891	246	26	6	2	0	108	28

② 離乳食教室

妊婦や乳幼児をもつ保護者等を対象に、乳汁栄養から離乳食へ適切な開始時期や進め方、形態、摂食行動について栄養士による講話等を行い、児の生涯にわたる好ましい食生活の基礎を形成させていくこと目的とする。

【令和6年度実績】 10回実施（参加人数149人）

③ 妊産婦栄養相談

妊娠中及び授乳期の食生活や離乳食の悩み等、保護者の不安軽減を図ることを目的に、栄養士が相談支援を行う。

【令和6年度実績】 来所相談45人 電話相談128人 子育て支援センター等81人
オンライン相談3人 訪問3人 合計260人

11) 利用者支援事業（母子保健機能）

親子健康手帳交付時の面接相談をスタートとして、支援対象者のスクリーニングや定期的なモニタリング、対象者の状況に応じて支援プランを作成しながら妊産婦が必要なサービスを円滑に利用できるよう相談支援を行う事業。

内 容： 母子（親子）健康手帳交付時の面接相談を通して妊娠・出産・子育てに関する情報提供・助言・保健指導を行う。また、状況に応じて支援プランを策定しながら子育て支援部門と連携して支援を行う。

【令和6年度実績】妊娠届出時間診票を活用した相談・・・2,224件

12) 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するために、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じる「伴走型相談支援」と、経済的支援として「妊婦のための支援給付」の支給を一体的に実施する。

① 伴走型相談支援

妊娠届出時から妊婦や特に0歳から2歳までの低年齢の子育て家庭に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら、出産・育児等の見通しをたてるための面談や情報発信・相談の随時受付等を実施し、必要な支援につなぐ。

② 経済的支援

妊娠届出や出生届を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る目的で、妊婦であることの認定後に5万円と妊娠しているこどもの人数の届出時にその人数×5万円を支給する。

令和6年度実績

	面談実施数	ギフトの支給数
妊娠時	2,171	2,179
妊娠8か月 (令和7年5月15日時点)	216 ※希望者等へ実施	—
出産後	2,079	2,082

13) 若年妊産婦の居場所事業

若年妊産婦が家庭や社会から孤立することなく、安心・安全な居場所で妊娠・出産・育児ができるよう支援するとともに、復学・就学、就労など自立を目指し安定した生活を営むための支援を行う。

(令和6年度支援状況：来所支援：645件、電話支援：470件、訪問支援：199件、病院受診等の同行支援：88件、LINE/メールによる相談支援：2,836件。合計4,238件。)

14) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を行い、安心して子育てができる支援体制を確保するために、産後ケア事業（訪問型・通所型・宿泊型）を医療機関や助産施設等に委託して実施する

【令和6年度実績】産後ケア事業・・・利用延数1,266件（訪問型89件、通所型942件、宿泊型235件）

4. 障がい者(児)の福祉（障がい福祉課）

本市では「障害者基本法」の理念のもと、障がい者のための施策に関する基本的な計画となる「なは障がい者プラン」を平成10年3月に策定して以降、理念の実現に向けた施策の実施に取り組んでいます。

具体的には、障害者手帳の申請受付・認定・交付、障害者総合支援法に基づく居宅介護や就労移行支援などの障害福祉サービスの支給決定、自立支援医療や補装具の給付、特別障害者手当の受付・支給を行うことや、相談支援事業や地域活動支援センター事業などの地域生活支援事業、重度心身障がい者医療費等助成事業などを実施しています。

令和3年3月策定「なは障がい者プラン」では、基本理念を「障がいのある人もない人も、共に輝き暮らしやすいまち、なはをめざして」と定め、「地域共生社会」の実現をめざすとともに、障がい者施策の総合的な推進を図るものとしております。

1) 自立支援給付

● 障害福祉サービス【支援審査G】

① 訪問系サービス（居宅における生活支援のためのサービス）

(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）

日常生活を営むのに支障のある障がいのある方（児）を対象とし、居宅において食事、入浴、排泄などの身体介護や調理、掃除、洗濯などの家事援助などの日常生活の支援が受けられます。

(2) 重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護を必要とする人を対象とし、居宅における身体介護や家事援助、外出時の移動支援などの総合的な支援が受けられます。

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有し介護が必要な人を対象とし、外出時の移動に必要な情報提供、移動の支援が受けられます。

(4) 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し常に介護が必要な人を対象とし、行動するとき必要な介助や外出時の移動の支援が受けられます。

(5) 短期入所（ショートステイ）

居宅において介護者が一時的に介護できない場合などに、短期間施設等へ入所して、食事介助や入浴などの支援が受けられます。

(6) 重度障害者等包括支援

常時介護が必要な人の中でも介護の必要性の度合いがとても高いと認められた人を対象とし、居宅介護など複数の障害福祉サービスが包括的に受けられます。

(7) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した方で、理解力や生活力に不安がある場合、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援が受けられます。

② 日中活動系サービス（施設等で日中の活動を支援するためのサービス）

(1) 療養介護

医療が必要な障がいのある方で、常に介護が必要な人を対象とし、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話などの支援が受けられます。

(2) 生活介護

常に介護を必要とする人を対象とし、入浴や排せつ、食事の介護などの支援や創作的活動などの機会の提供が受けられます。

(3) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練が受けられます。

(4) 就労移行支援

一般企業への就労を希望する人を対象とし、一定期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練が受けられます。

(5) 就労継続支援（A型・B型）

一般企業に雇用されることが困難な人を対象とし、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練が受けられます。

(6) 就労定着支援

就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）等を経て一般就労した方を対象とし、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅への訪問等により連絡調整や指導助言が受けられます。

③ 居住系サービス（入所施設等で夜間や休日の生活を支援するためのサービス）

(1) 施設入所支援

施設に入所している人を対象とし、安定した日常生活が営めるよう、入浴や排せつ、食事の介護などの支援が受けられます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

日中に就労または就労継続支援などのサービスを利用している人を対象とし、少人数で共同生活を行う住居において、世話人により、住居における相談や日常生活上の援助等の支援が受けられます。

④ 地域相談支援

(1) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している又は精神科病院に入院している人を対象とし、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他必要な支援が受けられます。

(2) 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がいのある方を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談その他必要な支援が受けられます。

⑤ 計画相談支援

障害福祉サービス等を利用する場合は、原則としてサービス等利用計画の作成が必要となります。障がいのある方（児）の心身の状況、本人及び家族の意向等を勘案し、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、支給決定後はサービス等の利用状況の検証や見直し（モニタリング）等のケアマネジメントが受けられます。

⑥ 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

未就学児を対象とし日常生活に必要な動作の指導や集団生活への適応訓練、その他必要な支援が受けられます。また、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた児童は、発達支援及び治療が受けられます。

(2) 放課後等デイサービス

就学児を対象として、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上や、社会との交流の促進その他の必要な支援が受けられます。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等での集団生活ができるように支援が受けられます。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

外出が困難な児童を対象とし、居宅を訪問して日常生活における動作指導や知識技能の付与の支援が受けられます。

【障害福祉サービス利用者人数の推移】

種 別	令和5年度		令和6年度	
	延べ利用者数	月平均利用者数	延べ利用者数	月平均利用者数
居 宅 介 護	10,848	904	11,703	975
重 度 訪 問 介 護	1,237	103	1,268	106
行 動 援 護	379	32	402	34
同 行 援 護	2,174	181	2,348	196
療 養 介 護	1,187	99	1,207	101
生 活 介 護	12,078	1,007	12,207	1,017
短 期 入 所	2,058	172	2,489	207
自立訓練（機能訓練）	53	4	30	3
自立訓練（生活訓練）	1,396	116	1,367	114
宿泊型自立訓練	297	25	237	20
就 労 移 行 支 援	1,435	120	1,295	108
就労移行支援（養成施設）	0	0	0	0
就労継続支援（A型）	4,978	415	4,867	406
就労継続支援（B型）	22,344	1,862	24,994	2,083
就 労 定 着 支 援	665	55	649	54
共 同 生 活 援 助	7,964	664	8,671	723
自 立 生 活 援 助	5	0	6	1
施 設 入 所 支 援	5,490	458	5,350	446
合 計	74,588	6,216	79,090	6,594

【相談支援利用人数の推移】

	令和5年度		令和6年度	
	延利用者数	月平均利用者数	延利用者数	月平均利用者数
計 画 相 談 支 援	14,723	1,227	15,577	1,298
地 域 移 行 支 援	30	3	8	1
地 域 定 着 支 援	0	0	0	0
合 計	14,753	1,229	15,585	1,299

【障害児通所支援利用者人数の推移】

種別	令和5年度		令和6年度	
	延べ利用者数	月平均利用者数	延べ利用者数	月平均利用者数
児童発達支援	7,044	587	7,530	628
医療型児童発達支援	163	14	162	14
放課後等デイサービス	23,160	1,930	23,750	1,979
保育所等訪問支援	673	56	1,011	84
居宅訪問型児童発達支援	10	1	0	0
合計	31,050	2,588	32,453	2,705

【障害児相談支援利用人数の推移】

	令和5年度		令和6年度	
	延べ利用者数	月平均利用者数	延べ利用者数	月平均利用者数
計画相談支援	6,537	545	6,751	563

⑦ サービスを利用するための手順

(1) 相談

ご利用の前に障がい福祉課または相談支援事業所にご相談ください。どのようなサービスを受けられるか、どのような方が対象となるか等、サービス概要について説明いたします。

(2) 申請

申請用紙に住所、氏名などの必要事項を記入して、障がい福祉課に申請します。その際、障害者手帳等やマイナンバーの分かる書類をお持ちください。

(3) 調査

申請すると障がい福祉課の職員により、居宅等へ訪問し障がいの状況などの調査が行われます。この調査は全国統一で、心身の状態や、日常生活、行動面等80の項目があり、この調査項目と医師意見書の一部(24項目)を踏まえ、コンピュータで障害支援区分(サービスの必要度合い)の一次判定が行われます。

(4) 審査・判定

調査の結果をもとに、審査会で審査・二次判定が行われ、障害支援区分が決められます。

※(1)と(2)については順番が前後しても構いません。

※児童に関しては窓口での面談を行っており、電話等にて事前予約を受け付けています。

⑧ 障害支援区分認定及び調査状況

障害支援区分は、必要とされる標準的な支援の度合いを示す区分となっており、障がいのある方の心身の状態等に応じて、区分1（軽度）から区分6（重度）までの6区分があります。

この障害支援区分と介護する人や居宅の状況、本人の意向などにより利用できるサービスの内容や量が決まります。

年度別障害支援区分認定（判定）内訳及び調査件数

障害支援区分		年度				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護給付費	区分1	10	22	8	16	20
	区分2	88	194	168	187	217
	区分3	142	253	242	234	267
	区分4	100	157	141	127	149
	区分5	69	172	163	121	166
	区分6	70	228	245	109	213
	非該当	0	0	0	0	0
	小計（認定数）	479	1,026	967	794	1,032
訓練等給付費		369	521	567	563	641
合計（調査件数）		848	1,547	1,534	1,357	1,673

※就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）等、障害支援区分の認定がなくても受けられるサービスがあります。

● 自立支援医療費【給付1G】

① 自立支援医療（更生医療）の給付状況

自立支援医療（更生医療）とは、身体に障がいのある方（18歳以上の身体障害者手帳保持者）が、治療・手術等により障がいを取り除いたり軽減して職業能力を増進し、又は日常生活を容易にすることを目的としています。指定医療機関で医療を受けた場合、医療費の補助が受けられます。世帯の所得等に応じて自己負担上限額が設けられています。

年度別給付状況 単位：(人)

障害種別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来
腎臓機能障害	755	1,100	747	1,105	760	1,123	781	1,114	744	1,061
心臓機能障害	192	41	154	5	170	1	158	82	169	0
肢体不自由	6	6	9	9	1	1	3	3	0	0
聴覚・平衡機能障害	1	1	0	0	2	2	2	1	2	2
視覚障害	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肝臓機能障害	13	14	15	15	16	16	16	16	16	15
その他	126	181	134	190	133	194	137	196	139	197
入院、外来別合計	1,094	1,343	1,059	1,324	1,082	1,337	1,097	1,412	1,070	1,275
総合計	2,437		2,383		2,419		2,509		2,345	

② 自立支援医療（精神通院）の給付状況

自立支援医療（精神通院）は精神に障がいのある方が、指定医療機関で通院による医療を受けた場合、医療費の補助が受けられます。世帯の所得等に応じて自己負担上限額が設けられています。なお、沖縄県においては、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」により自己負担はありません。ただし、訪問看護事業所が行う訪問看護については、自己負担上限額までの自己負担があります。受給者証の交付は、市での申請後、沖縄県において審査・交付するため、約2～3か月後になります。有効期間は1年間です。

病類別交付人数

病 類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
統合失調症	2,752	2,619	3,014	3,094	3,105
心因反応	2	0	0	0	1
気分・感情障害	4,019	3,970	4,715	5,038	5,294
非定型精神病	9	2	1	1	1
中毒性精神病	510	428	484	506	513
脳器質性精神病	1,363	1,158	1,339	1,457	1,461
てんかん	848	816	907	920	926
知的障害	75	83	100	119	138
その他	2,666	1,938	2,291	2,467	2,634
合計（人）	12,244	11,041	12,851	13,602	14,073

● 補装具費給付事業【給付2G】

身体に障がいのある方の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活や職業活動を容易にするため、障がいの内容や程度に応じ、車椅子・補聴器等の補装具費を支給します。支給種目によっては、沖縄県身体障害者更生相談所の判定が必要な場合があります。また、世帯の課税状況等に応じ、費用の一部を負担していただきます。介護保険で補装具の利用ができる方は、介護保険利用が優先となります。

年度別主な給付内容と件数

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	購入	購入	購入	修理	購入	修理	購入	修理	購入	修理
車椅子	45	94	54	83	44	84	45	91	45	72
電動車椅子	11	42	17	45	13	41	8	48	6	43
補聴器	144	97	157	103	183	91	179	100	133	107
眼鏡	9	3	24	0	16	1	24	3	12	2
その他	262	77	238	78	213	96	202	95	224	95
合計	471	313	490	309	469	313	458	337	420	319

2) 地域生活支援事業

● 相談支援事業【相談G】（事業開始 平成18年10月）

障がいのある方、またはその家族や支援者等からの相談に応じ、情報提供等の対応や必要な援助を行うことにより、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

(1) 障がい者相談支援事業

障がいのある方、またはその家族や支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がいのある方の権利擁護のために必要な援助等を行う事業です。

令和6年度の障がい者相談支援事業は、一般社団法人 那覇市身体障害者福祉協会、社会福祉法人 若竹福祉会、特定非営利活動法人 わくわくの会、社会医療法人 葦の会の4法人へ委託し、次の事業所において実施しました。

延べ利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
那覇市障がい者相談支援センターすこやか	859	1,145	1,311	1,043	1,019
地域生活支援センター Enjoy	1,044	739	813	886	1,017
さぽーとせんたー i (あい)	734	1,331	1,665	1,754	1,177
相談支援事業所ひかり	1,645	2,123	2,789	1,755	1,219

(2) 基幹相談支援センター事業

(1)で実施する一般的な相談支援に加え、より専門的な相談員が、地域の相談支援事業者等に対する指導や助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とした事業です。令和2年度より、3法人（担当相談員4名）への委託により実施しています。

【令和5～7年度委託先】

- ① 社会福祉法人 若竹福祉会 ② 特定非営利活動法人 わくわくの会 ③ 社会医療法人 葦の会

● 居住サポート事業【相談G】（事業開始 平成20年2月）

賃貸契約による一般住宅（民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある方に対し、入居に必要な調整等に係る支援と、入居後の緊急トラブル時の24時間電話対応等の支援を行い、障がいのある方の地域生活を支援する事業です。令和3年度まで家賃債務保証を行う民間の保証会社1者に委託し実施していましたが、令和4年度より委託先を2者に増やし実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入居支援（受付）	35	37	65	69	63
入居支援（成約）	3	9	27	25	17
居住継続支援（延） ※（ ）内は新規数	68 (3)	66 (8)	87 (27)	105 (27)	110 (16)

● **ピアサポート事業【相談G】（事業開始 平成29年4月）**

障がいのある当事者がピアサポーターとなり、ピア（仲間）の視点で障がいのある方を支援し、また当事者同士が交流することで、障がいのある方の自立と社会参加の促進、活動の場の拡充を図ることを目的とした事業です。社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会へ委託し、実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	52	67	90	93	89
参加者数（延）	151	220	246	224	151

● **手話通訳者の設置【企画・庶務G】（事業開始 平成4年4月）**

聴覚や言語に障がいのある方のために、手話で対応できる専門の通訳者（3名）を障がい福祉課窓口を設置しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通訳件数	1,286	1,503	1,155	1187	1,080

● **手話通訳者派遣事業【企画・庶務G】（事業開始 平成8年12月）**

聴覚及び言語等に障がいのある方の社会生活を円滑にするために、手話通訳者を派遣し、意思の疎通を図っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
派遣件数	456	596	506	410	405

● **緊急夜間手話通訳者派遣事業【企画・庶務G】**

夜間緊急に聴覚及び言語等に障がいのある方の社会生活を円滑にするために、手話通訳者を派遣し意思の疎通を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
派遣件数	0	0	1	3	1

● **要約筆記奉仕員派遣事業【企画・庶務G】（事業開始 平成19年6月）**

聴覚及び言語等に障がいのある方の社会生活を円滑にするために、要約筆記奉仕員を派遣し、意思の疎通を図っています。委託先：社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
派遣件数	0	0	1	5	10

● **専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業【企画・庶務G】（事業開始 平成26年4月）**

① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業（県と共同で実施）

委託先：一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会

身体障害者福祉の概要や手話通訳者の役割・責務等について理解ができる者に対し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成研修すること、また、要約筆記に必要な語彙及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修します。

手話通訳者	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
修了人数(県全体)	161	90	146	53	98

要約筆記者	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
修了人数(県全体)	7	13	4	23	9

② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業（県と共同で実施）

委託先：一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会

盲ろう者のコミュニケーション手段と移動介助についての知識と技術等の講習を行い、通訳・介助員を養成研修します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
修了人数(県全体)	0	11	6	8	12

● 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業【企画・庶務G】（事業開始 平成26年4月）

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（県と共同で実施）

委託先：一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会

聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等に参加する場合、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
手話通訳者 派遣件数(県全体)	17	20	15	7	5
要約筆記者 派遣件数(県全体)	2	1	1	3	1

② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（市単独で実施）

委託先：一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会

視覚と聴覚に重複して障害のある方に対して、自立と社会参加を図るため、盲ろう者の多様なニーズにこたえる事のできる知識並びに技術を持ったものを派遣する事業です。

派遣件数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
那覇市	168	171	182	211	222
県全体	507	507	859	969	1,046

● 地域活動支援センターⅠ型事業【企画・庶務G】

(施設名称：那覇市精神障がい者地域生活支援センター)

地域で生活する精神に障がいのある在宅の方々の社会復帰と社会参加の促進を図るため設置された施設です。平成14年度に開所し、平成17年度まで「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき実施されてきた精神障害者地域生活支援センターが、障害者自立支援法施行に伴い、平成18年10月1日から、地域活動支援センターⅠ型として、心の悩み、心の病をかかえ、社会の中で“生きづらさ”を感じながら地域で生活している精神に障がいのある方を支援しています。

(1) 事業の内容

- ・ 障害者相談支援事業 …………… 福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活を高めるための支援、専門機関の紹介等
- ・ 地域活動支援センターⅠ型事業 …… 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進、医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図る普及啓発等

(2) 利用時間

開館時間 月～日曜日(年中無休)午前9時～午後7時

(3) 施設の概要

施設名：那覇市精神障がい者地域生活支援センターグッドモーニング

種類：地域活動支援センターⅠ型

所在地：那覇市長田1丁目24番27号第2長田メディカルビル

開設者：那覇市

指定管理者：一般社団法人セレニティパークジャパン沖縄

指定管理期間：令和3年7月1日から令和8年3月31日

(4) 建物その他の設備

構造：鉄筋造2階建 325.48平方メートル

設備：相談室、静養室地域交流活動室兼訓練室、事務室、トイレ・シャワー室等

(5) 利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者延べ人数	4,123	2,194	5,662	7,400	8544

● 地域活動支援センターⅡ型事業【企画・庶務G】(施設名称：那覇市障がい者福祉センター)

那覇市障がい者福祉センターは、障がいのある方が、創作的活動、機能訓練などを行うことにより生活の改善及び身体機能の維持向上を図り、自立と社会参加を促進することを目的として設置された施設です。

障害者自立支援法施行に伴い、平成18年10月1日から、地域活動支援センターⅡ型事業を開始しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者延べ数	3,536	3,623	4,122	4,056	4,009

(1) 那覇市障がい者福祉センター概要

所在地 那覇市古島2-14-4 (TEL 886-3807)

設置団体 那覇市

指定管理者 一般社団法人那覇市身体障害者福祉協会

開所年月日 昭和58年4月11日

敷地の面積 2,802.11平方メートル

建物の面積 595.97平方メートル

建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建

(2) 当センターにおける実施事業

1 地域活動支援センターⅡ型事業

①基礎的事業（創作的活動、生産活動の機会の提供等）

②機能強化事業（機能訓練、社会適応訓練、入浴等）

2 障がい者総合支援法規定する生活障がい福祉サービス事業（生活介護）

3 障がい者に関する各種の相談事業

4 障がい者に対する機能訓練事業

5 相談支援事業、等

(3) 開館時間及び休館日

開館時間：月～金曜日 午前9時～午後5時（Ⅱ型事業の利用時間は午前9時～午後3時30分）

休館：土曜・日曜・国民の祝日・慰霊の日・ウークイ（旧盆）、年末年始

● 地域活動支援センターⅢ型事業【企画・庶務G】

地域活動支援センターⅢ型事業所は、障がい者の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の基礎的事業に加え、機能強化事業として就労相談等の就労支援に関する事業を行っています。本事業は、地域において障がい者に対する援護事業の実績を有し安定した運営が図られている、法人格を有した団体に委託して実施しています。

令和6年度 実施事業所

	名 称	住 所	電 話
1	ふくぎ	田原3-4-1	859-4020
2	なは	古島2-14-4	885-5667
3	ナカヤ	小禄1-4-15	857-7161
4	ハンディーサポートふれんど	牧志3-21-9	862-9567
5	はんたびあ	繁多川5-17-10	832-2555
6	ふいーるど・ぱわー	牧志1-4-6	862-3061
7	まあーじ	真地423-3	834-8853
8	ふれあいセンター	楚辺2-28-9	987-0877
9	ソーシャルハウスあごら	首里儀保町1-24喜納ビル3階	885-7274
10	サンブリッジ	安謝1-2-5	995-8965
11	ハーネス	樋川1-30-12	953-6276

● 日常生活用具の給付事業【給付2G】（事業開始 平成18年度）

在宅の障がいのある方（児）に対し、日常生活の便宜を図るため、障がいの内容や程度に応じ、視覚障害者用時計・入浴補助用具・ネブライザー（吸入器）・手すり等（居宅生活動作補助用具）の給付が受けられます。世帯の課税状況に応じ、費用の一部を負担していただきます。また、介護保険で利用が可能な方は、介護保険利用が優先となります。

令和6年度の給付状況は、6,509件（内、児童に対する交付が1,409件）となっています。なお、下記は、過去5年間の日常生活用具の主な給付内容と実績です。

《年度別主な交付内容と交付件数》

（ ）は児童に対する給付

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ストマ用装具	3,708	3,706	3,730	4,047	3,805
紙おむつ	1,399 (811)	1,534 (932)	1,746 (1,034)	2,250 (1,375)	2,329 (1,374)
入浴補助用具	24 (6)	25 (7)	30 (5)	27 (9)	17 (6)
電気式たん吸引器	32 (6)	24 (5)	28 (7)	32 (4)	37 (8)
その他	367 (23)	387 (15)	391 (14)	321 (14)	321 (21)
合計	5,530 (846)	5,676 (959)	5,925 (1,060)	6,677 (1,402)	6,509 (1,409)

● リフト付きバス運行事業【企画・庶務G】（事業開始 平成2年10月）

市内に居住する身体に重度の障がいがあり、既存の路線バスやタクシーを利用することが困難な方を、自宅の玄関から目的地（原則市内）まで移送します。那覇市社会福祉協議会に委託し、利用者1人あたり、月3回（往復1回）まで利用ができます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	1,505	1,445	1,563	1,643	1,848

● 移動支援事業（ガイドヘルパー）【支援審査G】（事業開始 平成18年10月）

屋外での移動が困難である障がいのある方（児）について、地域での自立生活および社会参加を促すことを目的とし外出のための支援が受けられます。また、重症心身障がい児を対象に通学のための支援が受けられます。

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
実利用者数	275	16	294	13	302	13	329	20	373	21

● 日中一時支援事業【支援審査G】（事業開始 平成18年10月）

障がいのある方（児）の家族の一時的な就労支援及び日常的に介護している家族の負担軽減のため一時的な休息を目的とし、障がいのある方（児）の日中における活動の場を確保し、施設等において食事介助や入浴などの支援が受けられます。

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
実利用者数	77	63	79	46	64	40	52	34	46	29

● 那覇市障がい者運動会【企画・庶務G】（事業開始 昭和58年度）

スポーツ、レクリエーション活動を通じて障がいのある方の体力増強を図り、交流等により社会参加を促進するために、運動会を開催しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加人数	コロナのため中止	コロナのため中止	コロナのため中止	340	悪天候のため中止

※ 参加人数は、選手、応援、ボランティア、役員等の数です。

● 那覇市障がい者美術展【企画・庶務G】（事業開始 平成14年度）

美術活動を通じて障がいのある方の社会参加の機会を上げるとともに、障がいに対する市民の理解や認識を深めるために、美術展を開催しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入場者数	639	808	1,148	1,748	1,494
出品件数	295	303	375	422	366

● 訪問入浴サービス事業【支援審査G】

自力、あるいは家族のみでは入浴することができない心身に重度な障がいのある方に対して定期的に身体障がい者が入浴するのに適した浴槽を運搬し、又は移動入浴車が巡回し、入浴サービスが受けられます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	1	1	1	1	1
利用件数	98	93	96	91	96

● 点字・声の広報等による発行事業【企画・庶務G】【給付2】

視覚に障がいのある方のために、市広報紙である「市民の友」の点字版と音訳版(カセットテープ・CD)を発行しています。

発行部数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市民の友 (点字印刷)	1,560	1,560	1,560	1,560	1,320
市民の友 (カセットテープ)	682	611	565	485	389
市民の友 (CD)	104	138	152	203	275
重度心身医療費 助成受給者証 (点字)	435	427	419	428	408

● 理解促進研修・啓発事業【相談G】(事業開始 令和3年度) ※旧ボランティア活動支援事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現を図ることを目的に、地域の住民に対して障がい者等や障がい特性等に関する理解を深めるため、又は「心のバリアフリー」の推進を図るために、教室の開催や講演会、広報活動等を行う事業です。社会福祉法人若竹福祉会へ委託し実施しています。

《令和6年度 実施内容》

第1回：研修「すべての社員が輝く職場づくりをめざして～多様性の力を引き出す合理的配慮のポイントとは～」

第2回：ボッチャ体験会(ひやみかち那覇ウォーク 2024 会場)

第3回：就労支援事業所販売会「みんなのまちや～ぐわ～」 2日間開催

第4回：福祉のまちづくりパネル展

● 権利擁護推進事業【相談G】(事業名変更 平成29年4月) ※旧虐待防止対策支援事業

障がいのある方への虐待及び差別に対して、未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うために、地域における関係機関等との協力体制の整備や支援体制の強化を図ることを目的とした、障がいのある方の権利擁護を推進するための事業です。

虐待を受けた障がいのある方を保護・分離する手段として、緊急一時保護施設を確保しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
緊急一時保護施設 利用者数(延)	3	2	1	2	4

● 成年後見制度利用支援事業【相談G】（事業開始 平成16年3月）

成年後見制度の利用が有効と認められる精神障がいまたは知的障がいのある方に対して、当制度の利用を支援することにより障がいのある方の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

また、被後見人等の所得及び資産状況等を勘案して、後見人等に対する報酬の助成も行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市長申立件数	3	4	3	9	10
報酬助成件数	13	19	17	16	23

● 発達障がい者サポート事業【相談G】（一部地域生活支援事業として事業開始 平成31年4月）

発達障がいのある方（児）又はその家族等からの相談に応じて、必要な情報提供等を行うとともにニーズにあわせた支援を行う事業です。また、保健、医療、福祉、教育等関係機関と連携し、発達障がいのある方（児）の円滑な社会生活の推進及びそのライフステージにあわせた継続的な支援を行っています。

① 事業概要及び実績

(1) 発達障がい者及びその家族等に対する支援

ア 相談支援（電話・来所・メール・訪問・支援会議・同行支援）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数(延)	1,191	1,224	1,065	914

イ 保護者支援（家族会の開催等）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数(延)	90	116	98	46

(2) 支援現場等におけるトレーニング及び研修等の企画運営

ア ペアレントトレーニング（発達障がい者のご家族へご本人の支援方法に関する研修）

イ ティーチャーズトレーニング（発達障がい者の支援者へご本人の支援方法に関する研修）

ウ 学校等支援（保育所、小学校、中学校、企業、福祉事業所等における発達障がい者の支援方法に関する研修や講演会）

実施回数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ペアレントトレーニング	73	71	59	49
ティーチャーズトレーニング	21	15	19	26
学校等支援	5	14	13	9

(3) 発達障がい者に対する就労支援及び本人支援のための活動

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数(延)	417	573	454	487

(4) 青年期支援

SST（ソーシャルスキルトレーニング）や学生のための就労講座など、青年期に特化したプログラムの実施による支援を行っています。

(5) 県外講師等による研修会の開催

(6) 発達障がい者本人の日中活動の場の確保

社会に出るための支援として、スタッフが利用者を常に見守り、安心して心地よい環境の中で過ごせるような居場所の整備・確保をしています。

(7) リフレット等の作成による普及啓発活動

② 実施形態

特別非営利活動法人 わくわくの会 に委託して実施

3) その他の事業

● 那覇市内の指定障害福祉サービス事業者の指定【事業所指定G】(事業開始 平成 25 年 4 月)

平成 25 年 4 月の中核市移行に伴い、那覇市内の指定障害福祉サービス事業者の指定を行っています。
指定障害福祉サービス事業者の指定状況

サービス種別	事業所数	
	令和 5 年度	令和 6 年度
居宅介護	59 (共生型含む)	59 (共生型含む)
重度訪問介護	53 (共生型含む)	52 (共生型含む)
行動援護	4	6
同行援護	28	28
療養介護	1	1
生活介護	22 (共生型含む)	21 (共生型含む)
短期入所	15 (共生型含む)	16 (共生型含む)
施設入所	2	2
共同生活援助	47	47
自立生活援助	1	3
宿泊型自立訓練	1	1
自立(機能)訓練	0	1 (共生型)
自立(生活)訓練	12	13
就労移行支援(一般)	18	17
就労継続支援A型	32	30
就労継続支援B型	89	95
就労定着支援	10	11
特定相談(計画相談)	33	38
一般相談(地域移行)	2	3
一般相談(地域定着)	2	3
障害児相談支援	35	35
児童発達支援	75	78
医療型児童発達支援	1	1
居宅訪問型児童発達支援	1	2
放課後等デイサービス	98 (共生型含む)	99 (共生型含む)
保育所等訪問支援	19	19

● 自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定 (事業開始 平成 25 年 4 月)【給付 1 G】

平成 25 年 4 月の中核市移行に伴い、自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を行っています。

自立支援医療機関の指定状況(令和 7 年 4 月 1 日現在)

	病院又は診療所	薬局	訪問看護
指定件数	22	141	39

● 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付状況【給付1G】

① 身体障害者手帳

身体に障がいのある方は、身体障害者福祉法第15条に規定される指定医師の診断書を添えて身体障害者手帳の交付申請をすることができます。市長は、申請に基づいて審査し、該当する者に身体障害者手帳を交付しています。この手帳で利用できる制度には、自立支援医療（更生医療）の給付、補装具及び日常生活用具の給付、障害福祉サービスの支給、心身障害者扶養共済への加入、国税、地方税の諸控除及び減免、公営住宅の優先世帯申請、NHK受信料の減免、公共施設の入場料の割引、交通運賃の割引等があります。

身体障害者手帳障害種別交付状況

令和7年3月31日現在

障がい種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	293	229	24	42	86	17	691
聴覚・平衡	44	244	160	429	5	515	1,397
音声・言語	8	8	67	50	0	0	133
肢体不自由	1,298	1,356	684	811	422	291	4,862
内 部	2,644	119	1,340	1,586	0	0	5,689
計	4,287	1,956	2,275	2,918	513	823	12,772

身体障害者手帳等級別交付状況

障がい等級	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1級	4,541	4,510	4,419	4,380	4,287
2級	2,159	2,127	2,048	2,005	1,956
3級	2,595	2,522	2,430	2,353	2,275
4級	3,200	3,141	3,054	3,012	2,918
5級	499	499	493	499	513
6級	825	827	814	808	823
計	13,819	13,626	13,258	13,057	12,772

② 療育手帳

知的に障がいのある方(児)に対して一貫した指導、相談を行うとともに、これらの方に対する各種の援助措置を受けやすくするため、療育手帳を交付し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。手帳の申請は、知的に障がいのある方(児)又はその保護者が市を経由して県知事に行います。手帳の交付は、市での申請後、沖縄県の中央児童相談所（18歳未満）又は知的障害者更生相談所（18歳以上）での審査・承認を得るため、約2～3か月後になります。この手帳で利用できる制度には、障害福祉サービスの支給、心身障害者扶養共済への加入、国税、地方税の諸控除及び減免、公営住宅の優先世帯申請、NHK受信料の減免、公共施設の入場料の割引、交通運賃の割引等があります。

療育手帳程度別交付状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A1	345	370	399	433	443
A2	726	748	777	777	795
B1	914	908	915	956	969
B2	1,341	1,365	1,388	1,388	1,437
総数	3,326	3,391	3,479	3,554	3,644

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある方が、医療や福祉の支援を受けやすくし、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。手帳の申請は、本人又は保護者等が市を経由し

て県知事に対して行います。手帳の交付は、市での申請後、沖縄県の審査・承認を得るため、約2～3か月後になります。有効期間は2年間です。この手帳で利用できる制度には、障害福祉サービスの支給、国税、地方税の諸控除及び減免、公営住宅の優先世帯申請、NHK受信料の減免、公共施設の入場料の割引、交通運賃の割引等があります。

精神障害者保健福祉手帳交付状況

障がい等級	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1級	1,256	1,299	1,324	1,438	1,386
2級	3,680	4,109	4,421	4,781	4,995
3級	1,067	1,215	1,414	1,484	1,655
合計	6,003	6,623	7,159	7,703	8,036

● 身体障がい者福祉電話設置事業【給付2G】（事業開始 昭和52年5月）

在宅で外出することが困難な重度の身体障がいのある65歳未満の電話回線を保有しない世帯（非課税世帯）に、福祉電話を設置しています。毎月の助成額は2,600円で、その額を超過した料金については自己負担となります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置件数	10	9	8	8	7

● 緊急通報システム設置事業【給付2G】（事業開始 平成5年）

65歳未満の重度の身体障がい者等で、緊急時の連絡が必要な方に設置しています。利用者の自宅に緊急通報システム機器（本体）とペンダント式の送信機を設置し、通報センターと結んで緊急協力員の迅速な対応で緊急事態に備えています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	5	5	5	5	6

● 特別障害者手当【給付2G】（事業開始 昭和61年4月）

① 受給資格

在宅で心身に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。ただし、施設に入所している場合や病院等に長期入院している方には支給できません。なお、所得による支給制限があります。

② 手当額

1人につき月額 28,840円（令和6年度）

③ 支給月

年4回（2月・5月・8月・11月）支給

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	391	384	388	428	431

● 障害児福祉手当【給付2G】（事業開始 昭和61年4月）

① 受給資格

心身に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする在宅もしくは入院中の20歳未満の方に支給されます。ただし、施設に入所している場合には支給できません。なお所得による支給制限があります。

③ 手当額

1人につき月額 15,690円（令和6年度）

③ 支給月

年4回（2月・5月・8月・11月）支給

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	180	173	176	202	204

● 経過的福祉手当【給付2G】（事業開始 昭和61年4月）

① 受給資格

昭和61年4月において、従来の福祉手当受給資格者で、特別障害者手当や障害基礎年金を受けていない方に手当が支給されます。ただし、施設入所した場合は支給できず、再申請はできません。また、所得による手当の支給制限があります。

② 手当額

1人につき月額 15,690円（令和6年度）

③ 支給月

年4回（2月・5月・8月・11月）支給

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	7	7	6	5	3

● 重度心身障がい者医療費等助成事業【給付2G】（事業開始 昭和52年10月）

重度心身障がい者医療費等助成事業は、重度心身障がいのある方に対し、医療費等の一部を助成することによって、保健医療の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。なお、所得による支給制限があります。

〈受給対象者〉下記の①～③のすべてに該当する方

- ① 那覇市に居住している、または法令の規定により那覇市の区域外にある身体障害者更生援護施設等に入所している方
- ② 那覇市国民健康保険など各種健康保険（医療保険）に加入している方
- ③ 以下（1）～（5）のいずれかに該当する方
 - （1）身体障害者手帳1級または2級の方
 - （2）療育手帳A1またはA2の方
 - （3）身体障害者手帳3級で、かつ療育手帳B1の方
 - （4）特別児童扶養手当1級の支給対象児童で、かつ療育手帳B1の方
 - （5）国民年金法の障害基礎年金1級の受給者で、かつ療育手帳B1の方

※他市町村より決定を受け、当市の障害者（児）施設等に入所されている方は該当しません。

※療育手帳は沖縄県が交付しているものに限りです。

年度別医療費助成受給者数及び助成額

種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	6,121	6,073	5,855	5,787	5,675
助成金額（円）	686,131,712	625,808,893	629,576,390	607,294,712	623,144,130

● 聴覚障がい者相談事業【企画・庶務G】（事業開始 昭和63年11月） 1人

聴覚に障がいのある方の生活、雇用などの問題について、専門の相談員を配置し、相談を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	348	118	223	314	367

● **地域活動支援センターⅢ事業所販路拡大支援補助金交付事業【企画・庶務G】**

地域活動支援センターⅢ型事業所の発展と安定化を図ることを目的に、事業所で製造した野菜や小物及び手工芸品などの商品の販路を拡大するための事業。当該事業の目的を達成するため、地域活動支援センターⅢ型事業所が共同で運営する店舗の家賃について予算の範囲内で補助金を交付しています。

● **自動車運転免許取得・改造助成事業【企画・庶務G】（事業開始 平成19年度）**

障がいのある方の自動車運転免許の取得に要する費用の一部及び身体に障がいのある方の自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、自立した日常生活や就労、社会参加を支援します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自動車運転免許取得助成	6	5	7	6	6
自動車改造助成	4	3	1	4	4

● **ジョブサポーター派遣及び養成研修事業【企画・庶務G】（事業開始 平成20年6月）**

障がいのある方の就労支援を行うジョブサポーター（ボランティア）の養成及び派遣を行うことで障がいのある方の一般就労を支援し、障がいのある方の自立及び社会参加の促進を図ります。

① 業務内容

- (1) ジョブサポーター派遣及び養成研修に関する業務
- (2) その他障がいのある方の就労に関する業務

② 業務形態

事業所と協定を締結し、JAおきなわ真和志支店2階で実施している。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ジョブサポーター登録者数 (総登録者数)	22人 (77人)	17人 (87人)	15人 (98人)	18人 (111人)	27件 (124人)

※ジョブサポーター総登録者数については、ボランティア個人の事情により辞める(登録抹消)方もいるので、増減があります。

● **沖縄県ちゅらパーキング利用証制度【企画・庶務G】（令和4年7月実施）**

沖縄県ちゅらパーキング利用証は、公共施設や商業施設、店舗などに設置されている障害者等用駐車区画を適正にご利用いただくため、障がいのある人、高齢者、妊産婦などのうち、歩行が困難な方、移動の際に配慮が必要な方に対し、沖縄県全域で統一した共通の「利用証」を交付しています。また、令和6年11月現在、全国43府県との合意により、各自治体の「利用証」の相互利用が可能となっています。

● **ヘルプマーク交付事業【企画・庶務G】（平成30年10月実施）**

「ヘルプマーク」は、内部障害や発達障害、難病、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲に知らせることで日常生活や災害時において、配慮や援助を受けやすくすることを目的に沖縄県が導入しています。各市町村が窓口となり、配布しており、本市では、障がい福祉課窓口の他、那覇市障がい者福祉センター、那覇市内の地域包括支援センター18か所にて、配布しております。

また、障がいのある人や日常生活の困ったときに配慮や援助が必要な方が、災害や日常生活で困ったときに、周囲の人に手助けをお願いするための「ヘルプカード」の配布を行っています。

● **小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業【給付2G】（平成18年4月実施）**

在宅の小児慢性特定疾病児童（小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方）に対し、日常生活の便宜を図るため、障がいの内容及び程度に応じ、日常生活用具給付が受けられます。世帯の収入に応じ費用の一部負担があります。

《年度別主な交付内容と交付実績》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
車椅子	0	1	1	1	0
電気式たん吸引器	2	2	4	1	3
ネブライザー	2	1	2	0	0
パルスオキシメーター	3	4	2	3	0
その他	1	1	0	0	0
合計	8	9	9	5	0

● **軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業【給付2G】（平成28年1月実施）**

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器装用による言語の習得、コミュニケーション能力の向上及び教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進を図ることを目的として、軽度・中等度難聴児に対する補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を助成しています。

《年度別主な交付内容と交付実績》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
購入	4	9	6	5	5
修理	10	4	4	7	8
合計	14	13	10	12	13

5. 高齢者福祉と介護保険（ちゃーがんじゅう課）

わが国の高齢化は他国に例のないスピードで進んでおり、既に国民の3割弱が高齢者で、令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、さらに令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上となるなど、今後も高齢化が進行することが予想されます。

本市における65歳以上の高齢者は、令和7年3月末現在78,461、総人口(312,021人)に対する高齢者の人口比率は約25.1%となっており、75歳以上の比率が増加しています。

高齢化の進行により高齢者単身世帯や夫婦世帯、認知症高齢者の増加も見込まれるなど、介護需要がさらに増加・多様化することが想定される一方で、現役世代の減少により、介護や支援の担い手の確保が全国的に深刻化することが予想され、介護保険制度の役割は今まで以上に大きくなっています。このように全国的に高齢化が進行するなか、国は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進等を掲げ、高齢化を支える地域づくり等を推進しています。

本市では、高齢者自身が地域を支える中で生きがいと活力に満ちた暮らしを実現できるよう、令和5年度策定の「第9次なは高齢者プラン」で掲げる、「高齢者がいきいきと、支えあいのある地域の中で、安心して暮らせるまち」の理念実現に向け、高齢者の自立した生きがいのある生活を支援するための施策や、要介護状態になっても安心して暮らせる介護保険制度の充実強化を推し進めていきます。

本市の高齢者人口の推移

(各年度末 単位:人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	伸び率 対前年度
総人口	319,012	317,191	315,539	313,463	312,021	-0.46%
65歳以上	75,684	76,706	77,070	77,862	78,461	0.77%
65歳以上 75歳未満	39,085	39,956	38,919	38,706	37,931	-2.00%
75歳以上	36,599	36,750	38,151	39,156	40,530	3.51%
高齢化率	23.7%	24.2%	24.4%	24.8%	25.1%	-

* 高齢化率 : 65歳以上人口 ÷ 総人口

1) 介護保険事業

急速な高齢化の進展に伴う寝たきりや認知症等、介護や支援の必要な高齢者の急増、家族の介護機能の低下など高齢者介護の問題は老後の最大の不安要因となっています。介護保険制度は、これまで本人や家族が抱えていた介護の不安や負担を、社会全体で支えあうために創られた制度です。

被保険者 第1号被保険者:市内に住所を有する65歳以上の者。

原因を問わず、介護や日常の支援が必要になった場合には市の認定を受け、介護保険のサービスが利用できる。

第2号被保険者:市内に住所を有する40歳以上65歳未満の者。

老化が原因とされる病気(特定疾病)により、介護や日常の支援が必要となった場合に、市の認定を受け、介護保険のサービスが利用できる。

財源構成 (令和6年度～令和8年度)

利用者負担（1～3割）			
公費	国・県の負担金	保険料	第1号被保険者保険料
	37.5%		23%
	市の負担金		第2号被保険者保険料
	12.5%		27%

第9期(令和6年度～令和8年(2026)年度)第1号被保険者保険料(年額)

所得段階	対象者	保険料割合	保険料年額 (月額)
第1段階	・生活保護受給者、または、世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の「その他合計所得金額(※1) + 課税年金収入額」が80.9万円以下の者	基準額× 0.285	23,520円 (1,960円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の「その他合計所得金額+課税年金収入額」が80.9万円を超え120万円以下の者	基準額× 0.485	40,020円 (3,335円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の「その他合計所得金額+課税年金収入額」が120万円を超える者	基準額× 0.685	56,532円 (4,711円)
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）で、前年の「その他合計所得金額+課税年金収入額」が80.9万円以下の者	基準額× 0.9	74,268円 (6,189円)
第5段階 (基準額)	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）で、前年の「その他合計所得金額+課税年金収入額」が80.9万円を超える者	基準額× 1.0	82,512円 (6,876円)
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額(※2)が	120万円未満	基準額× 1.12 92,424円 (7,702円)
第7段階		120万円以上210万円未満	基準額× 1.25 103,140円 (8,595円)
第8段階		210万円以上320万円未満	基準額× 1.50 123,768円 (10,314円)
第9段階		320万円以上420万円未満	基準額× 1.70 140,280円 (11,690円)
第10段階		420万円以上520万円未満	基準額× 1.90 156,780円 (13,065円)
第11段階		520万円以上620万円未満	基準額× 2.10 173,280円 (14,440円)
第12段階		620万円以上720万円未満	基準額× 2.40 198,036円 (16,503円)
第13段階		720万円以上1,000万円未満	基準額× 2.60 214,536円 (17,878円)
第14段階		1,000万円以上1,500万円未満	基準額× 2.80 231,036円 (19,253円)

第 15 段階	1,500 万円以上 2,000 万円未満	基準額× 2.90	239,292 円 (19,941 円)
第 16 段階	2,000 万円以上	基準額× 3.00	247,536 円 (20,628 円)

※1・・・「その他合計所得金額」とは、※2の「合計所得金額」から公的年金所得を控除した額のことを指します。

※2・・・「合計所得金額」とは、収入から公的年金控除・給与所得控除・必要経費を控除した額（一般的な合計所得金額）から、さらに長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額のことを指します。

・令和6年度以前の第1・2・4・5段階の基準となる課税年金収入額の合計は80万円でしたが、令和7年度以降は80.9万円へ変更となります（介護保険法施行令の一部改正による）。

要介護認定者数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要介護認定者数	14,829	15,090	15,180	15,379	15,856
(内第1号被保険者)	14,482	14,744	14,851	15,043	15,533
認定者に占める第1号被保険者の割合	97.7%	97.7%	97.8%	97.8%	98.0%

(単位：人)

要介護認定者数(令和6年度末現在)

	総数	第1号被保険者			第2号被保険者
		総数	65歳以上 75歳未満	75歳以上	
要支援1	1,497	1,475	244	1,231	22
要支援2	2,885	2,804	453	2,351	81
(経過的)要支援	-	-	-	-	-
要介護1	2,560	2,523	251	2,272	37
要介護2	2,298	2,246	273	1,973	52
要介護3	2,380	2,338	273	2,065	42
要介護4	2,930	2,878	319	2,559	52
要介護5	1,306	1,269	193	1,076	37
計	15,856	15,533	2,006	13,527	323

介護サービス受給者数の推移(第1号被保険者及び第2号被保険者:単位:人/各年度月平均受給者数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在宅サービス	9,325	9,595	9,697	9,916	10,216
施設サービス	1,461	1,427	1,396	1,423	1,413
地域密着型サービス	1,164	1,228	1,305	1,364	1,405
計	11,950	12,250	12,398	12,703	13,034

○サービス費用のめやす

主な在宅サービスの支給限度額

(令和元年10月から)

介護状態区分	支給限度額(1ヶ月)
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

施設サービス受給者1人当たり費用月額

(令和6年度実績)

種類	平均費用月額
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	31万4,000円
介護老人保健施設 (老人保健施設)	33万9,000円
介護医療院	39万9,000円

主な種類別在宅介護サービスの給付費(令和6年度実績)

サービス名	介護給付費年額(千円)	在宅サービスに占める割合(%)
通所介護	7,697,998	52.4%
訪問介護	2,582,183	17.6%
通所リハビリ	1,309,652	8.9%
特定施設入居者生活介護	1,058,510	7.2%
福祉用具貸与	737,587	5.0%

2) 在宅福祉サービス ～安心できる在宅生活を送るために～

那覇市では、すべての高齢者が自宅で自立した生活を続けられるよう、介護保険サービスとは別に各種の福祉サービスを実施しています。

① 高齢者「食」の自立支援事業(事業開始 平成6年6月)

自ら食事の準備ができず身寄りによる食事の支援が受けられない高齢者に、週4回以内で昼食を配食します。その際、安否確認も行っています。

対象者	65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの市民税非課税世帯
利用回数	週4回以内(月～土のうち4日以内選択)
利用者負担	1食につき200円～400円

② 軽度生活援助事業(事業開始 平成12年4月)

軽度生活援助員を派遣し、高齢者の居室内の清掃や食材の買い物等、日常生活の軽度の家事援助を行い、自立した生活を継続できるよう支援します。

対象者	介護保険の給付の対象とならない65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの市民税非課税世帯
利用回数	月4時間以内
利用者負担	1時間あたり150円(生活保護世帯は免除)

③ 老人福祉電話設置事業（事業開始 昭和 52 年 5 月）

日常生活に支障の多い高齢者世帯に、通信連絡手段として福祉電話を貸与して孤独感を和らげます。

対象者 65 歳以上のひとり暮らし等で市民税非課税世帯の方で、電話をお持ちでない方
利用者負担 通話料金のみ（※別途費用負担が発生する場合があります。）

④ 緊急通報システム事業（事業開始 平成 5 年 9 月）

急病、事故等の緊急時に、電話回線を使用した緊急通報システム機器を用いて通報センターに連絡することにより、速やかな援助を行います。本人からの通報以外に月 1 回の定期コールを行います（見守りセンサー設置者へは定期コールはありません）。固定電話を所有していることが条件です。

対象者 65 才以上の慢性疾患等で日常生活上常に注意を要するひとり暮らしの方等
★申請には、①医師の診断書（診断書は利用者の自己負担） ②緊急通報協力員 2 人の確保
③住居立入承諾書が必要。

⑤ 外出支援サービス事業（事業開始 平成 12 年 10 月）

寝たきりや車いすのため、一般の交通機関を利用することが困難な高齢者を、居宅から市内、隣接市町村の医療機関等に移送用車両で送迎します。

対象者 65 歳以上で外出時に介助を要し、車椅子やストレッチャー等を必要とする方
利用回数 月往復 2 回まで
利用者負担 片道 480 円
移送範囲 ①那覇市内に所在する医療機関、②那覇市に隣接する市町村に所在する医療機関、
③宜野湾市の「沖縄病院」「琉球大学病院」、中城村の「ハートライフ病院」、八重瀬町の「南部徳洲会病院」

⑥ ふれあいコール事業（事業開始 平成 15 年 7 月）

定期的（原則として週 3 回まで）に電話をかけ孤独感を和らげるとともに安否確認を行います。

対象者 電話機を保有しており、電話対応が可能な 65 歳以上の虚弱または閉じこもりがちなひとり暮らしの方等
※緊急通報システム事業を利用している方は対象外。
★申請には、①緊急連絡先の確保 ②住居立入承諾書が必要。

⑦ 家族介護慰労事業（事業開始 平成 13 年 8 月）

市町村民税非課税世帯で在宅の要介護高齢者等が、要介護 4 または 5 の認定期間中の 1 年間、介護保険サービスを受けておらず（1 週間以内のショートステイ利用を除く）、かつ連続 90 日以上（または合算して 180 日以上）の入院をしていない場合に、主として介護を行っている市町村民税非課税世帯の同居親族（またはそれに準ずる親族）に、年額 10 万円の一時金を支給します。

3) 施設等

① 日赤安謝福祉複合施設（日本赤十字社沖縄県支部 所在地那覇市安謝 2-15-2 tel : 862-4321）

「ふれあいプラザ安謝」は、平成5年11月16日に地方分権特例制度の事業指定を受けて、今後の高齢者社会に向けてノーマライゼーションの観点から、安謝市営住宅の建替事業と同時に、同事業用地内に特別養護老人ホームを中心に老人デイサービスセンター、保育所及び児童館、老人憩の家の福祉施設を複合施設として建設したものです。

平成25年度より特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンターは日本赤十字社沖縄県支部、保育所については社会福祉法人郵住協福社会が運営主体となっております。

② 安謝児童館・安謝老人憩の家(指定管理：日本赤十字社沖縄県支部)

将来を担う児童の健全育成を図る児童館と、地域の高齢者に教養の向上及びレクリエーションの場を提供する老人憩の家は、世代間の交流ひろばとして共用スペースを中心に一体的に運営するものです。

《施設概要》児童館及び老人憩の家は合築して建設、床面積/833 m²

③ 養護老人ホームへの入所措置事業（事業開始 昭和47年5月）

福祉事務所は、自宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームへ入所措置する事業を行っています。

対象者 65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的な理由で居宅において養護を受けることが困難な方（ただし、常時介護が必要な方を除く）。

④ 老人福祉センター等管理運営委託事業（事業開始 昭和50年9月）

市内に居住する60歳以上の高齢者に対し、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等のための便宜を総合的に供与するとともに、市民の福祉の向上、健康の保持増進及び地域住民の交流の場として提供する目的で設置されたもので、老人福祉センターが4カ所、老人憩の家が3カ所あります。

施設名		壺川老人福祉センター	小禄老人福祉センター	識名老人福祉センター	末吉老人福祉センター
所在地		那覇市壺川2-3-1	那覇市小禄5-4-2	那覇市識名2-5-5	那覇市首里末吉町2-14
敷地面積		2,587.46m ²	3,373.08m ²	3,698.00m ²	3,302.20m ²
建物延面積		1,091.31m ²	799.61m ²	793.85m ²	931.98m ²
1階		590.91m ²	401.53m ²	613.38m ²	493.44m ²
2階		500.40m ²	398.08m ²	180.47m ²	438.54m ²
主な施設内容	1階	事務室・健康及び生活相談室・機能回復訓練室・ラウンジ・休憩室・男、女浴室・機械室・陶芸室	事務室・健康及び生活相談室・機能回復訓練室・ラウンジ・男、女浴室・機械室・陶芸室（別棟）	事務室・健康及び生活相談室・機能回復訓練室・ラウンジ・男、女浴室・機械室・大広間・陶芸室（別棟）	事務室・健康及び生活相談室・機能回復訓練室・ラウンジ・休憩室・男、女浴室・機械室・和室
	2階	教養室・会議室・娯楽室・図書室・大広間・多目的ホール	ラウンジ・娯楽室・図書館・教養室・大広間	ラウンジ・娯楽室・図書館・教養室	小会議室・ラウンジ・娯楽室・教養室・大広間・多目的ホール（2室）
建物構造		鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造2階建

設置主体	那覇市	那覇市	那覇市	那覇市
運営主体	社会福祉法人 陽風 会	那覇市社会福祉協議 会	那覇市社会福祉協議 会	社会福祉法人 陽風 会
設置の種類	特A型	A型	A型	A型
開所年月日	昭和56年5月25日	昭和59年4月2日	昭和60年2月1日	昭和50年9月5日
利用定員	250人	200人	200人	200人
職員	所長・相談員2人(計 3人)	所長・相談員2人(計 3人)	所長・相談員2人(計 3人)	所長・相談員2人(計 3人)
各種クラブ開設状況	古典三線(上級・初 級・入門)・民踊・生 花・琉球舞踊・書道・ 陶芸・囲碁・操体法・ 民謡三線・太極拳・コ ーラス・その他	三線講座・生花・陶 芸・民謡・レク体操・ うたごえ・琉舞・ヨ ガ・エイサー・太極 拳・その他	古典・民踊・琉球舞 踊・書道・コーラス・ 三線・大正琴・操体 法・太鼓・ヨガ・パソ コン・その他	古典三線・民踊・琉球 舞踊・手芸・ペン習 字・囲碁・パソコン・ 民謡三線・大正琴・操 体法講座・社交ダン ス・その他
電話	853-1139	857-7365	854-7877	886-3510
開館時間	10時～17時			
休館日	日曜日・祝日(敬老の日を除く)・慰霊の日・年末年始(12/29～1/3)			

施設名	辻老人憩の家	金城老人憩の家	安謝老人憩の家
所在地	那覇市辻2-14- 1 辻市営住宅内	那覇市金城3-5- 4 那覇市総合福祉セ ンター内	那覇市字安謝2-1 5-1 安謝福祉複合 施設内
建物面積	480.00㎡	474㎡	411.94㎡
主な施設内容	健康増進室・事務 室・ホール・会議室 (2階)・大広間・ 浴室(男女)・談話 室	健康増進コーナー・ 大広間・調理実習 室・浴室(男女)	大ホール・中広間・ 事務室・浴室(男 女)・談話室
設置主体	那覇市	那覇市	那覇市
運営主体	社会福祉法人 陽風 会	那覇市社会福祉協議 会	日本赤十字社沖縄県 支部
開所年月日	平成3年10月	平成7年3月	平成10年4月
利用定員	100人	100人	100人
職員	所長・相談員2人(計 3人)	所長・相談員2人(計 3人)	所長・相談員2人(計 3人)

各種クラブ開設状況	三線・琉舞・社交ダンス・コーラス・健康体操・フラダンス・レク体操・太極拳・囲碁・ヨガ・その他	琉舞・日舞・エアロダンス・ヨガ・健康体操・グラウンドゴルフ・書道・卓球・コーラス・ウクレレ・その他	三線・琉舞・レクダンス・書道・民謡三線・民踊・卓球・太極拳・グラウンドゴルフ・その他
電話	864-0580	859-0099	862-4341
開館時間	10時～17時	10時～18時	10時～18時
休館日	日曜日・祝日（敬老の日を除く。）・慰霊の日・年末年始（12/29～1/3）		

年度別老人福祉センター・憩の家利用者状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用 延べ人員	199,820人	60,485人	47,962人	108,860人	126,638人	138,245人

4) その他の事業

① 介護用品支給事業（事業開始 平成16年4月）

在宅で介護度4又は5の高齢者を介護している家族で、本人世帯及び主介護者世帯が市民税非課税世帯のうち、常時紙おむつ及び尿取りパットを必要とする高齢者を介護している家族に対し、経済的負担を軽減するため年間10万円相当（月額8,333円）の介護用品を支給します。

② シルバーハウジング生活援助員派遣事業（事業開始 平成10年4月）

安謝・石嶺・久場川市営住宅のシルバーハウジング（高齢者世話付き住宅）に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して日常生活の指導や相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを行うとともに、緊急通報システム事業を行います。

※入居申請と審査は市営住宅課にて行います。

③ 福祉バス運行事業（事業開始 平成11年5月）

60歳以上または障がいのある市民の方を対象に、積極的な社会参加を支援し、健康づくりや生きがいづくりを目的として、市内の福祉施設等を巡回する福祉バス「ふくちゃん号」を無料運行しています。

④ 那覇市シルバー人材センター運営補助（事業開始 昭和57年4月）

高齢者が共働、共助しあい、就業を通して生きがいの発見や社会参加を図ることを目的とする団体で、健康で働く意欲のある60歳以上の方なら誰でも会員になれます。那覇市はその運営及び企画立案事業に対し補助金を交付し、運営の相談指導を行います。

① 所在地 那覇市銘苅二丁目3番1号 なは市民協働プラザ3階

② 電話番号 943-5658

③ 会員数 838人（令和7年3月31日現在）

④ 令和6年度補助金 市11,704千円

⑤ 単位老人クラブ補助事業

同一または隣接する地域に居住する60歳以上、おおむね30名以上の会員からなる老人クラブに年額40,000円を上限に補助金を交付し、高齢者の教養の向上や健康の増進、地域社会との交流、レクリエーションなど、老後の生活を健全で豊かなものにするための活動を支援しています。

⑥ 那覇地区老人クラブ連合会運営補助金

高齢化社会の進行するなかで、高齢者福祉の向上、老後の生きがい対策のために諸事業を実施している那覇地区老人クラブ連合会に運営補助金を支給しています。(平成22年度 福祉政策課より移管。)令和6年度は、年額3,000,000円を支給しています。

⑦ 高齢者公共交通割引制度(事業開始 平成21年4月)

高齢者の方々が気軽に出かけられる場や機会を充実させるため、休日(土・日・祝日・慰霊の日)に沖縄都市モノレールの1日乗車券(がんじゅう乗車券)の購入に係る補助を行っています。

対象者は満70歳以上の市民で各駅の窓口で年齢(生年月日)と那覇市に住んでいることが確認できる公的証明書(運転免許証、介護保険被保険者証など)をご提示いただくと、当該乗車券を1枚300円で購入することができます。

⑧ 加齢性難聴者補聴器購入費助成事業(事業開始 令和3年8月)

難聴のため現に生活に支障をきたしている高齢者の生活の質を向上させるため、市内在住の65歳以上で障害者手帳に該当しない中程度の難聴がある非課税世帯の方に対し、補聴器購入費の一部、最大25,000円の助成を行っております。助成人数に上限があるため、事前にちやーがんじゅう課にご確認ください。(申し込む前に購入した補聴器は助成対象外です。)

5) 那覇市の地域包括ケアシステム ～地域で自立した生活を送れるように～

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送るため、介護サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護などさまざまなサービスを、包括的・継続的に提供していく機関として那覇市地域包括支援センターを18カ所に設置しています。

① 那覇市地域包括支援センター

<業務内容>

- ・高齢者等の抱える悩みや相談に対し、必要なサービスの紹介や解決に向けた支援を行います。
- ・要介護状態になるおそれのある方へケアプランを作成したり、65歳以上の高齢者に対し介護予防教室を実施します。
- ・高齢者への虐待防止や早期発見、成年後見制度の利用への支援などを行います。
- ・適切なサービスが提供されるように、地域のケアマネージャーへの支援を行ったり、関係機関とのネットワークづくりを行います。
- ・認知症の方や、そのご家族からの相談に対し、医療・福祉・介護サービスの紹介調整を行います。また、認知症予防講座も開催します。
- ・地域の支援ネットワークを構築し、「地域の中で支え合い、高齢者がいきいきと暮らせるまち」づくりを推進します。

センター名	担当地区町字名	電話番号	住所
石嶺	首里石嶺町2丁目・3丁目・4丁目	886-7987	首里石嶺町2-13-1
大名	首里石嶺町1丁目、首里赤平町、首里儀保町、首里久場川町、首里平良町、首里大名町	886-5177	首里大名町1-43-2
城西	首里池端町、首里大中町、首里金城町、首里寒川町、首里鳥堀町、首里当蔵町、首里桃原町、首里真和志町、首里山川町、首里赤田町、首里崎山町、首里汀良町	887-7700	首里池端町1番地 102
繁多川	繁多川、識名2丁目・3丁目	963-6478	繁多川3-4-18
松川	大道、松川、三原1丁目・2丁目	882-1622	松川301-4
松島	首里末吉町、松島、真嘉比、古島	882-2266	首里末吉町2-95-4 2階
識名	字寄宮、寄宮3丁目、長田、三原3丁目、上間1丁目、識名1丁目・4丁目、	987-1010	長田1-16-7 C-101
安里	安里、壺屋、牧志3丁目、樋川2丁目、寄宮1丁目・2丁目	987-9512	寄宮1-9-5 1階
古波蔵	与儀、古波蔵、樋川1丁目	855-6254	古波蔵4-7-5 1階
国場	国場、仲井真、真地、字上間、字識名	851-9308	上間372番地
新都心	銘苺、天久1丁目・2丁目、おもろまち3丁目・4丁目	941-2252	銘苺1-6-15 1階
安謝	字天久、安謝、曙、港町	860-3747	天久1000番地ANNEX 3階
泊	おもろまち1丁目・2丁目、上之屋、泊、久茂地、前島1丁目・2丁目、牧志1丁目・2丁目	860-5121	上之屋402-3 6階
若狭	前島3丁目、松山、若狭、久米、辻、通堂町、西、東町	863-1165	若狭2-1-10
城岳	松尾、楚辺、壺川、旭町、泉崎	863-3660	松尾2-16-45
かなぐすく	奥武山町、山下町、垣花町、字鏡水、鏡原町、住吉町、当間、赤嶺、安次嶺、大嶺、金城、田原1丁目、高良3丁目、字栄原1丁目・2丁目・3丁目	852-0777	鏡原1-68
小祿	字田原、田原2丁目・3丁目・4丁目、字小祿、小祿1丁目・4丁目・5丁目	858-0096	小祿551-1
高良	小祿2丁目・3丁目、字字栄原、字栄原4丁目・5丁目・6丁目、字高良、高良1丁目・2丁目、具志、宮城	859-6633	宮城1-18-1 3階

②介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上のすべての高齢者を対象に介護予防を目的とした事業を実施しています。一人ひとりの状態に合わせた介護予防や生活支援サービスを利用することができます。

(1) サービス・活動事業

対象：要支援1・2と事業対象者（基本チェックリスト該当者）

訪問型サービス	訪問型介護サービス (介護予防ホームヘルプサービス)	ヘルパー（訪問介護員）による身体介護と生活援助のサービス
	生活支援訪問型サービス (緩和型ホームヘルプサービス)	指定を受けた事業所・団体等で一定の研修を受けた者による生活支援サービス 60分程度/回
	地域支えあい訪問型サービス	住民主体の自主活動として行う生活支援サービス 30分程度/回
	短期集中訪問相談サービス	栄養士・作業療法士・歯科衛生士が自宅に訪問し、専門的なアドバイス等を受けるサービス
通所型サービス	通所型介護サービス (介護予防デイサービス)	通所において生活機能向上のための機能訓練や介護専門職による身体介護を要する方へのサービス
	元気向上通所型サービス (緩和型デイサービス)	指定を受けた事業所による送迎を伴う、運動や体操など身体介護が不要な方へのサービス
	住民主体通所型サービス	住民による体操・運動などの介護予防のための通いのサービス
	短期集中地域リハビリ教室	理学療法士等による専門的な機能訓練を4カ月の短期集中的に行うサービス

(2) 一般介護予防事業

対象：65歳以上のすべての方、その支援のための活動に関わる方

地域ふれあいデイサービス	那覇市内142ヶ所（R7.3月現在）において、介護予防のための体操や運動等を実施。※1
地域包括支援センターが主催している介護予防教室	那覇市内18ヶ所の地域包括支援センターにおいて介護予防のための栄養・運動等について学ぶ教室（講座） ※2
認知症予防教室	認知症予防の講話・脳トレ・体操等を学び実践する講座 ※2
介護予防講演会	介護予防・認知症予防に関する知識などの普及を目的として専門職による講演会 ※3
筋力アップ教室	筋力低下の予防・体力維持のため、マシンを使用した筋力アップ教室 ※3
介護予防リーダー養成講座	介護予防のための地域のリーダーを養成する講座
介護予防リーダー実践養成講座	ちゃ〜がんにじゅう体操広めたい講座 ※3
	いきいき百歳体操リーダー養成講座 ※3
	認知症予防リーダー養成講座 ※3
ちゃ〜がんにじゅうポイント制度	高齢者がボランティア活動を通して生きがいづくりと介護予防を推進することを目的とし、その実績に応じてポイントを付与し交付金を受け取ることができます。※3

- ※1 那覇市社会福祉協議会へ委託して実施
- ※2 那覇市地域包括支援センターへ委託して実施
- ※3 ちゃーがんじゅう課（包括支援グループ）にて実施

③認知症施策

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるための取り組みを実施しています。

(1) 認知症サポーター事務局の設置

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る『認知症サポーター（応援者）』を養成する認知症サポーター養成講座の開催を推進します。

(2) 認知症地域支援推進員の配置

那覇市内 18 ヶ所に設置した那覇市地域包括支援センターへ「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症に関する医療、介護・福祉サービスの調整等を行います。

- ①認知症の人やその家族等からの個別相談や居場所づくり（認知症カフェ等）
- ②認知症予防講座の開催
- ③認知症の方の医療や介護サービス等の調整 等

(3) 認知症初期集中支援チームの設置

平成 29 年度より、認知症やその疑いのある方とその家族を対象に、医師・専門職が早期に集中的に関わり、早期診断・早期対応、早期自立へつなげるよう、ちゃーがんじゅう課へ『認知症初期集中支援チーム』を設置し、支援します。

(4) 認知症による道迷い等の早期発見体制整備

認知症症状等で道迷いの可能性がある方で、ご希望される方に「那覇市 SOS リング」、「那覇市みまもりシール」を無料で配布します。道迷いや行方不明になった場合に備え、早期発見、家族等に連絡のとれる体制を構築し、認知症高齢者等の安全の確保及び家族等の心身の負担を軽減し、安心した生活が継続できることを目的としています。

④在宅医療・介護の充実にむけて

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、在宅医療と介護を包括的かつ継続的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。

那覇市医師会内へ、『那覇市在宅医療・介護連携支援センター ちゅいしーじー那覇』を委託して設置し、高齢者の在宅療養の充実に向けて、専門職等への助言や医療機関・介護サービス事業所等との連携、調整を行います。

- ※「ちゅいしーじー」とは 互いに助け合うさまを指し、医療や介護が必要な状態となっても、地域の中で安心して過ごすことができるための地域全体のふれあいを意味します。

6) 地域密着型サービス事業者の指定（事業開始 平成 18 年 4 月）

令和 7 年 10 月 1 日現在（休止中の事業所は除く）

- ①小規模多機能型居宅介護（通所介護を中心に利用者の選択に応じて訪問介護や泊りのサービスを組み合わせ多機能なサービスを提供） 14 ヶ所

- ②看護小規模多機能型居宅介護（小規模多機能型居宅介護のサービスに訪問看護が加わる） 2ヶ所
- ③認知症対応型通所介護（認知症高齢者を対象に専門的なケアを提供する通所介護） 4ヶ所
- ④認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活） 20ヶ所
- ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下の小規模な介護付き有料老人ホーム） 5ヶ所
- ⑥地域密着型通所介護（定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所） 23ヶ所
- ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（日常の生活の世話や介護、機能訓練や健康管理のサービスを受けながら生活をおくる施設） 7ヶ所
- ⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護職員と看護師による定期的な訪問と随時対応） 4ヶ所

7) 那覇市内の介護保険事業者の指定（事業開始 平成 25 年 4 月）

那覇市内の居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設、介護予防サービス事業者の指定を行っています。介護保険事業者は、那覇市長の指定を受けてサービスの提供を行うことになります。指定を受けるためには以下の要件を満たす必要があります。

1. 申請者が法人であること。

（営利・非営利を問わず、法人格を有していればこの要件を満たすことになります）

※個人による経営が現在認められている病院、診療所により行われる居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び薬局により行われる居宅療養管理指導については不要（みなし指定）

2. 従業者の知識、技能、人員が那覇市条例等で定める基準を満たしていること。

3. 那覇市条例等に定める設備及び運営に関する基準に従って適正な事業運営を行えること。

介護保険事業者の提供するサービス等（令和 7 年 10 月 1 日現在）

※訪問介護及び通所介護については、従来の介護予防事業が平成 30 年度より介護予防・日常生活支援総合事業（※総合事業）として、それぞれ訪問型従前相当サービス・通所型従前相当サービスへ移行

※休止事業所を含まない

○サービス種別	内容	事業所数	介護予防 （※総合事業） 事業所数
訪問介護（総合事業）	訪問介護員等が要介護者（要支援者）の居宅を訪問して、入浴・排泄・食事の介助、着替え・清しきなど身体介護、調理・洗濯・清掃など日常生活上必要な生活援助を行う。	60	40
訪問入浴介護（予防）	要介護者（要支援者）の居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を提供して、洗髪・洗体など入浴介助を行う。原則、1 回の訪問につき、看護職員 1 人と介護職員 2 人で行う。	3	2
訪問看護（予防）	主治医の指示により看護師等が病状が安定期にある要介護者（要支援者）の居宅を定期的に訪問し、健康チェックや療養の世話、助言などを行う。看護師のほか、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がサービスを担当する。	179	81

訪問リハビリテーション (予防)	主治医が必要と認める要介護者(要支援者)に、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が居宅を訪問してリハビリテーションを行う。	99	14
居宅療養管理指導 (予防)	通院が困難な要介護者(要支援者)の居宅を、医師・歯科医師・薬剤師等が訪問し、療養中の指導や助言を行う。また、ケアマネージャーに対しケアプラン策定に必要な情報提供を行う。	233	136
通所介護 (※総合事業)	通所介護事業所において、通所する要介護者(要支援者)に日帰りで健康チェック・入浴・食事・機能訓練などを行う。	108	90
通所リハビリテーション (予防)	主治医が必要と認め通所する要介護者(要支援者)に、理学療法士等がいる介護老人保健施設・病院・診療所等において、日帰りでリハビリテーションを行う。	19	19
短期入所生活介護 (予防)	特別養護老人ホーム等において、要介護者(要支援者)に短期間、食事・入浴・排泄・着替え・レクリエーションなどの他、日常生活の世話や機能訓練を行う。	12	12
短期入所療養介護 (予防)	介護老人保健施設等において、要介護者(要支援者)に短期間、医学的管理下での機能訓練や食事・入浴・排泄・着替えなどの日常生活の支援を行う。	6	6
特定施設入居者生活 介護(予防)	有料老人ホーム等に入所する要介護者(要支援者)に、ケアプランに基づき、介護・家事・機能訓練・療養上の世話を行う。	7	5
福祉用具貸与(予防)	要介護者(要支援者)の日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与を行う。※車いす、ベッド等	13	12
特定福祉用具販売 (予防)	要介護者(要支援者)の日常生活の自立を助けるための福祉用具のうち、貸与に馴染まない排泄・入浴などに使用する用具の販売を行う。※腰掛便座、簡易浴槽等	11	11
居宅介護支援	介護支援専門員により、居宅サービス計画の作成をはじめ、在宅の要介護者に対するケアマネジメントを行う。	72	18
計		822	446

○介護保険施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 常に介護が必要で、自宅では介護ができない方(原則要介護3以上)へ食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を行う。	7
	介護老人保健施設 病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方へ医学的管理のもとで介護や看護、リハビリを行う。	6
	介護医療院 長期にわたり療養が必要である方へ療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。	1

8) 有料老人ホームに関すること

有料老人ホームとは、老人を入居させ、「入浴、排泄又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれかのサービスを提供する施設であって、老人福祉施設等でない施設をいいます。

有料老人ホームの設置については、老人福祉法の規定に基づき、あらかじめ市長に届出が必要です。

◆市内の有料老人ホームの設置届受理件数（令和7年10月1日現在）

住宅型有料老人ホーム	80 施設
介護付き有料老人ホーム	5 施設（地域密着型特定施設入居者生活介護は除く）
サービス付き高齢者向け住宅	9 施設

6. 生活保護（保護課）

生活保護制度は、困窮世帯に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

1) 生活保護の現状と動向

本市の生活保護の動向は、昭和 47 年度以降一貫して増加傾向で推移してきましたが、昭和 56 年度の被保護世帯 3,708 世帯、被保護人員 9,363 人、保護率（被保護人員／管内人口×1,000）31.11%をピークに年々減少の傾向を示し、平成 5 年度では被保護世帯 3,245 世帯、被保護人員 5,788 人、保護率 18.96%と最低値を示した以後は再び増加傾向に転じ、令和 6 年度では被保護世帯 10,887 世帯、被保護人員 13,550 人、保護率 43.22%と昭和 56 年度のピークを超える保護率になっています。

一方、世帯の構成人員を被保護者調査時で見ると、単身世帯の比率が昭和 47 年度で 34.7%、昭和 55 年度で 40.0%、昭和 60 年度が 46.8%と年々その比率が増加し、令和 6 年度においては 84.8%と全被保護世帯の 8 割を単身世帯が占めるようになっています。

また、被保護者調査時での被保護人員の年齢階級変化では、0 歳～14 歳において昭和 47 年度には 37.6%を占めていたのが年々減少し、令和 6 年度では 5.7%となっています。これとは逆に 60 歳以上においては昭和 55 年度以降毎年のように上昇し続け、令和 6 年度では 63.0%を占めるようになり、被保護人員の 6 割を 60 歳以上の高齢者が占めています。全国でも単身世帯の比率、年齢階級変化、ともに同じ状況がみられます。

生活保護世帯を世帯類型別で分類した場合、令和 6 年度においては高齢者世帯が 55.3%、母子世帯が 3.5%、傷病・障害世帯が 29.3%、その他の世帯が 11.9%と、高齢者世帯＞傷病・障害世帯＞その他の世帯＞母子世帯の順序となっています。これは、全国、沖縄県ともに同じ傾向です。また世帯類型別世帯数の年次推移をみても、高齢者世帯の割合が概ね増加しています。

ここで生活保護の申請・開始・廃止の状況を見ると、福祉相談グループにおいて生活の困窮で相談を受けたものは、令和 6 年度は相談実件数が 3,919 件、そのうち新規で相談を受けた件数は 1,738 件となっており、生活保護の申請が受理された件数は 1,676 件です。

また、令和 6 年度の生活保護の受給要件調査・判定により、取下げ・却下となったケースは 245 件、開始ケースは 1,397 件、廃止ケースは 1,357 件となっております。

最後に、生活保護支出額をみると、令和 6 年度は 242 億 9,172 万円で、昭和 47 年度の約 6 億 7,985 万円と比較して約 36 倍になっています。

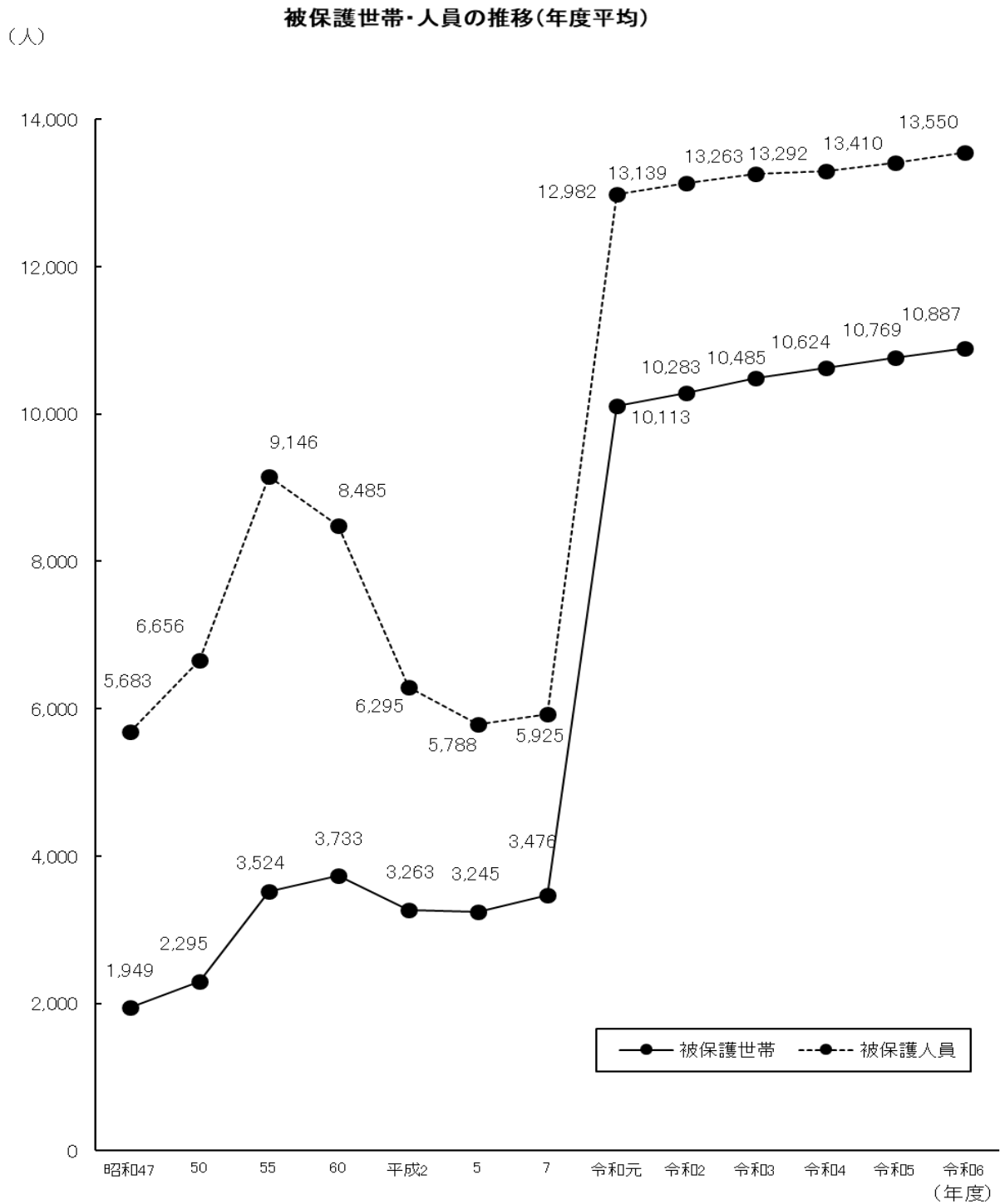
生活保護費の全体に占める生活扶助費の割合は、昭和 47 年度の 66.9%から令和 6 年度には 26.6%と縮小していますが、医療扶助費の割合が昭和 47 年度の 21.9%から令和 6 年度には 55.3%と拡大しています。昭和 60 年以降は医療扶助の占める割合が生活扶助よりも高くなっているのが特徴です。

なお、平成 12 年度から新たに介護扶助が導入されましたが、令和 6 年度における生活保護費の全体に占める介護扶助費の割合は 2.9%となっています。

2) 被保護世帯・人員状況

令和6年度の被保護世帯・人員数は、年度平均で10,887世帯、13,550人となっています。前年度と比較すると世帯数は118世帯、人員数は140人の増加となっています。また被保護人員の対前年度増減率をみると、令和6年度は対前年度比1.04%の増加となっています。

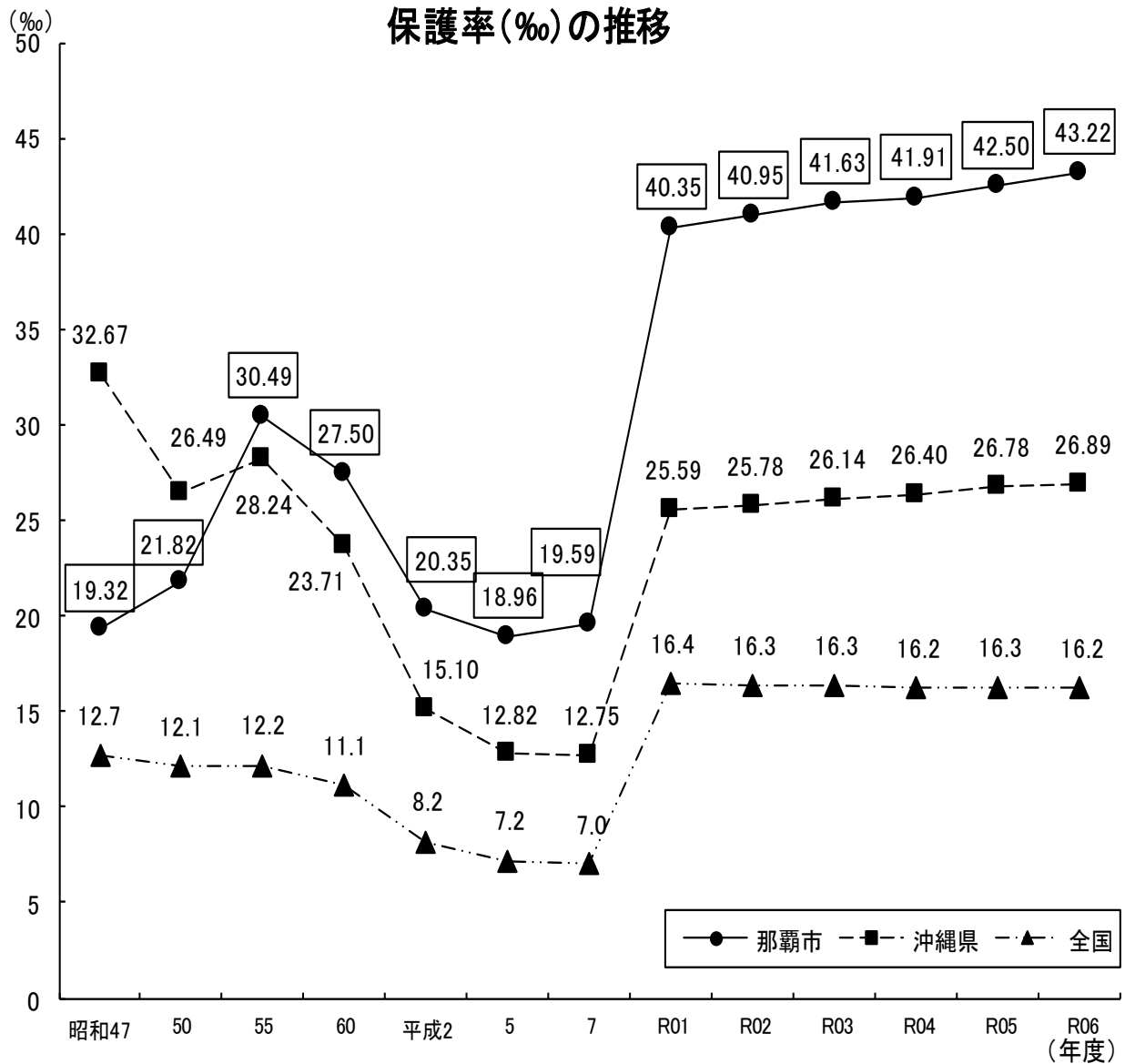
1世帯に占める被保護人員は年々減少傾向にあり、令和6年度では、1.24人となっています。



3) 保護率の状況

令和6年度的那覇市の平均保護率は43.22%（前年度比0.72ポイント増）、沖縄県は26.89%（前年度比0.11ポイント増）となっています。

那覇市の場合、昭和57年度以降、平成5年度までは減少傾向で推移してきましたが、平成6年度から増加に転じ、平成15・16年度はわずかに減少傾向を示しましたが、平成17年度から再び増加の傾向を示しています。



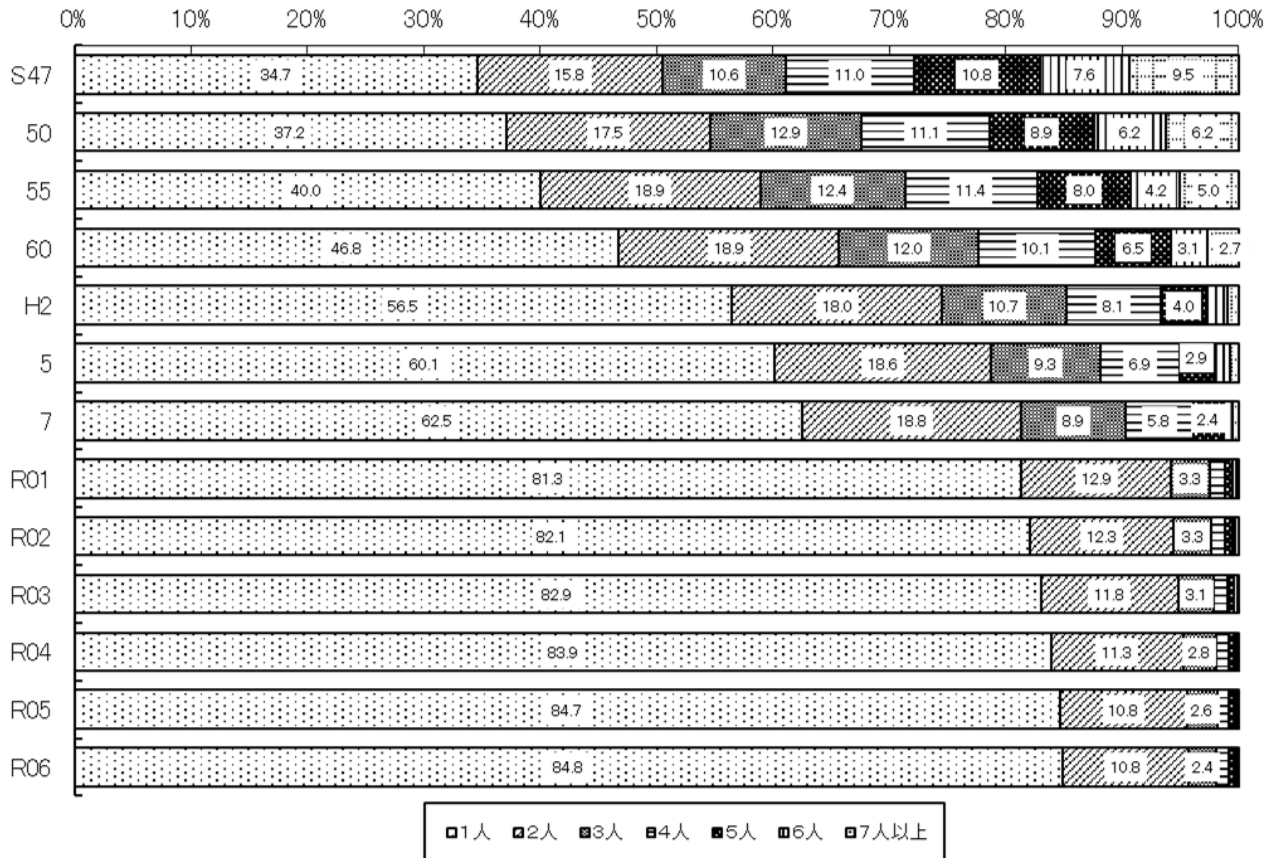
保護率(%)の推移(年度平均)

行政機関	昭和47	50	55	60	平成2	5	7	R01	R02	R03	R04	R05	R06
那覇市	19.32	21.82	30.49	27.50	20.35	18.96	19.59	40.35	40.95	41.63	41.91	42.50	43.22
沖縄県	32.67	26.49	28.24	23.71	15.10	12.82	12.75	25.59	25.78	26.14	26.40	26.78	26.89
全国	12.7	12.1	12.2	11.1	8.2	7.2	7.0	16.4	16.3	16.3	16.2	16.3	16.2

4) 世帯構成人員別世帯数

被保護世帯の世帯構成人員別構成比をみると、令和6年7月末現在で単身世帯が84.8%ともっとも多くなっています。また、少人数世帯等の比率の増大により、1世帯あたりの人員は令和6年度7月末現在は1.23人になっています。

世帯構成人員別世帯数の推移(構成比)



世帯構成人員別世帯数の推移(実数)

年度	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	総数	1世帯当たり人員
昭和47	587	268	180	186	183	129	160	1,693	3.18
50	807	380	280	241	194	135	135	2,172	2.86
55	1,373	649	426	391	275	145	173	3,432	2.65
60	1,753	709	449	377	242	118	101	3,749	2.33
平成2	1,829	584	345	261	128	60	30	3,237	1.95
5	1,915	593	297	219	92	44	25	3,185	1.82
7	2,117	638	303	197	81	35	17	3,388	1.72
R01	8,057	1,276	324	135	65	27	23	9,907	1.29
R02	8,273	1,236	328	121	60	31	27	10,076	1.28
R03	8,533	1,217	315	116	61	28	22	10,292	1.27
R04	8,765	1,181	296	112	56	17	21	10,448	1.25
R05	8,935	1,142	278	105	51	18	20	10,549	1.23
R06	9,067	1,158	256	109	56	22	18	10,686	1.23

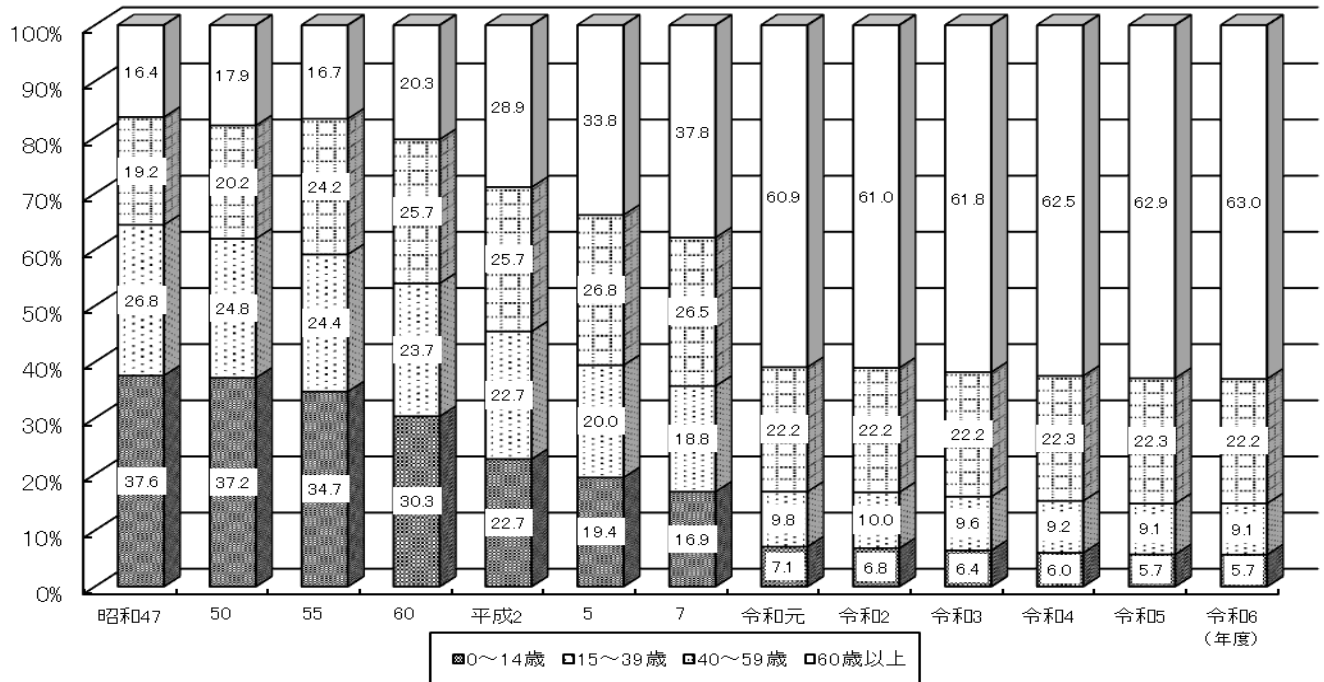
注: 各年7月末現在(H22年度以前は7月1日現在)

資料: 被保護者調査

5) 年齢階級別被保護人員

年齢階級別被保護人員を構成比で見ると、令和6年7月末現在で0～14歳が5.7%、15～39歳が9.1%、40～59歳が22.2%、60歳以上が63.0%となっています。また、65歳以上のいわゆる高齢者が全体の54.4%を占めています。

年齢階級別被保護人員推移(構成比)



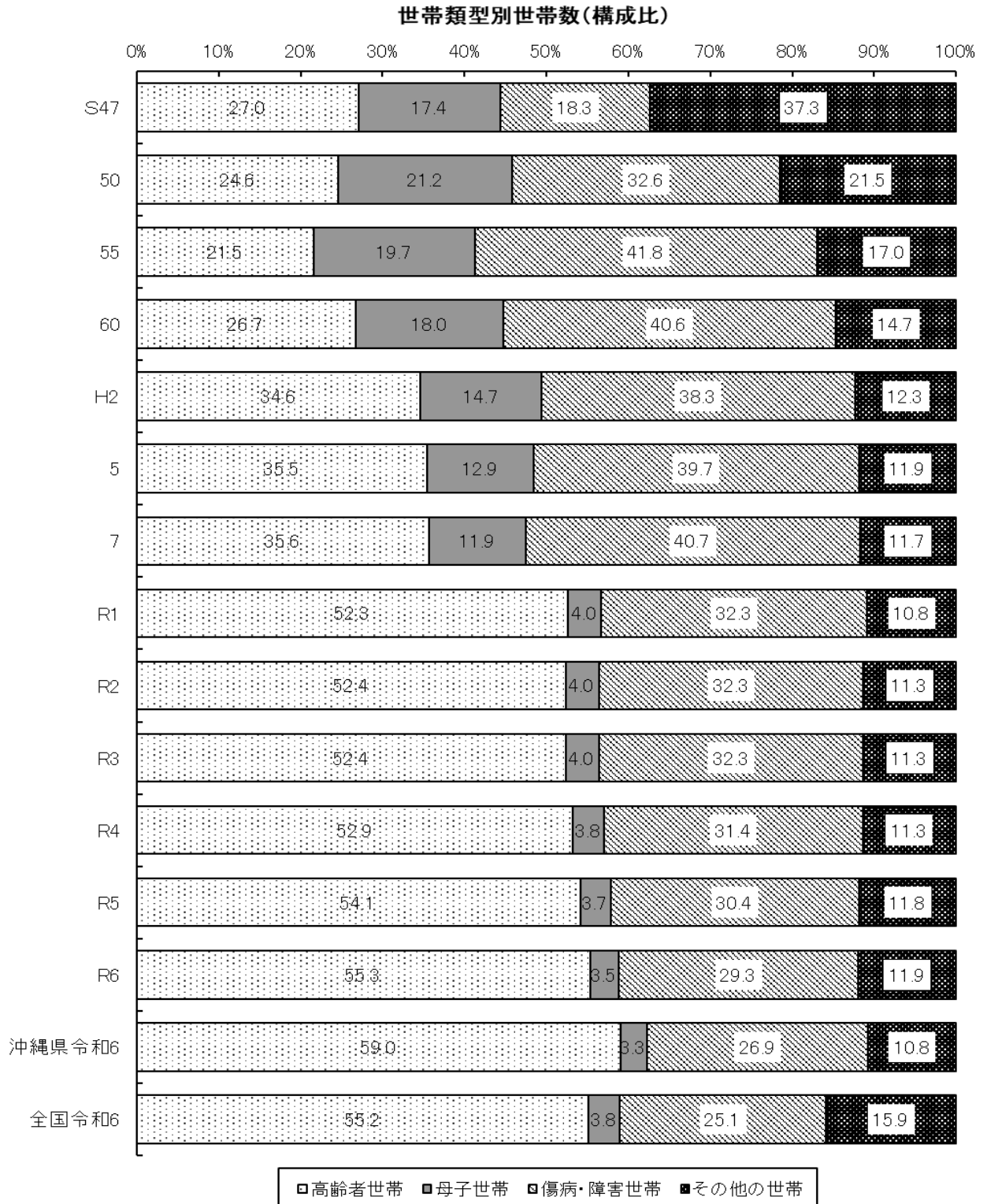
年齢階級別被保護人員の推移(実数)

年度	総数	0～14歳				15～39歳				40～59歳			60歳以上		
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	計	15～19歳	20～29歳	30～39歳	計	40～49歳	50～59歳	計	60～64歳	65歳以上	計
昭和47	5,390	464	981	581	2,026	622	292	533	1,447	654	380	1,034	150	733	883
50	6,218	624	1,055	633	2,312	611	327	603	1,541	807	447	1,254	234	877	1,111
55	9,104	672	1,565	925	3,162	965	491	768	2,224	1,325	874	2,199	376	1,143	1,519
60	8,720	480	1,241	924	2,645	945	353	766	2,064	1,192	1,045	2,237	433	1,341	1,774
平成2	6,310	247	650	536	1,433	688	172	574	1,434	751	871	1,622	452	1,369	1,821
5	5,788	202	538	385	1,125	558	186	413	1,157	762	787	1,549	495	1,462	1,957
7	5,886	221	445	329	995	499	196	412	1,107	792	765	1,557	557	1,670	2,227
令和元	12,786	246	390	273	909	387	310	556	1,253	1,190	1,645	2,835	1,202	6,587	7,789
令和2	12,905	231	395	257	883	400	323	562	1,285	1,193	1,667	2,860	1,183	6,694	7,877
令和3	13,025	210	377	253	840	385	307	554	1,246	1,187	1,702	2,889	1,196	6,854	8,050
令和4	13,014	194	362	228	784	340	326	537	1,203	1,169	1,727	2,896	1,135	6,996	8,131
令和5	12,994	192	321	232	745	362	291	526	1,179	1,136	1,755	2,891	1,158	7,021	8,179
令和6	13,141	203	321	224	748	359	286	554	1,199	1,113	1,801	2,914	1,134	7,146	8,280

資料：被保護者調査(各年7月末日現在、H22年度以前は7月1日現在)

6) 世帯類型別世帯数

令和6年度の世帯類型別構成比は、高齢者世帯55.3%、母子世帯3.5%、傷病・障害世帯29.3%、その他世帯11.9%となっています。



世帯類型別世帯数の年次推移(年度平均)

年度	総 数						単身者世帯					2人以上の世帯						
	総 数	高 齢 者 世 帯	母 子 世 帯	傷 病 ・ 障 害 世 帯	そ の 他 の 世 帯	医 療 扶 助 単 給 (再掲)	総 数	高 齢 者 世 帯	傷 病 ・ 障 害 世 帯	そ の 他 の 世 帯	医 療 扶 助 単 給 (再掲)	総 数	高 齢 者 世 帯	母 子 世 帯	傷 病 ・ 障 害 世 帯	そ の 他 の 世 帯	医 療 扶 助 単 給 (再掲)	
実 数	S47	1,919	519	333	351	716	(-)	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-	-	(-)
	50	2,259	556	480	737	486	(104)	818	403	337	78	(74)	1,441	153	480	400	408	(30)
	55	3,519	758	694	1,470	597	(265)	1,411	620	699	92	(165)	2,108	138	694	771	505	(100)
	60	3,728	996	671	1,514	547	(384)	1,757	818	845	94	(270)	1,971	178	671	669	453	(114)
	H2	3,256	1,128	479	1,248	401	(368)	1,844	978	807	59	(336)	1,412	150	479	441	342	(32)
	5	3,240	1,150	419	1,287	384	(324)	1,954	1,012	881	61	(288)	1,286	138	419	406	323	(36)
	7	3,473	1,238	412	1,415	408	(318)	2,195	1,102	995	98	(283)	1,278	136	412	420	310	(35)
	R01	10,099	5,345	439	3,316	999	(365)	8,252	4,974	2,800	478	(326)	1,849	371	439	517	522	(39)
	R02	10,274	5,348	440	3,381	1,105	(373)	8,463	4,987	2,906	570	(332)	1,811	361	440	475	535	(41)
	R03	10,469	5,483	422	3,379	1,185	(387)	8,715	5,142	2,934	639	(349)	1,754	341	422	445	546	(37)
	R04	10,603	5,613	399	3,331	1,260	(395)	8,928	5,278	2,921	729	(357)	1,675	335	399	410	531	(37)
	R05	10,748	5,820	393	3,266	1,269	(393)	9,120	5,498	2,867	755	(365)	1,628	321	393	399	515	(28)
R06	10,869	6,014	376	3,185	1,294	(395)	9,251	5,688	2,785	778	(361)	1,618	326	376	400	516	(34)	
令和6年 沖 縄	32,347	19,089	1,070	8,706	3,482	(1,304)	27,676	17,926	7,662	2,088	(1,202)	4,670	1,163	1,070	1,044	1,393	(102)	
令和6年 全 国	1,641,916	905,944	62,178	412,845	260,949	(-)	1,391,947	842,757	363,724	185,466	(-)	249,969	63,187	62,178	49,121	75,483	(-)	
構 成 比	S47	100	27.0	17.4	18.3	37.3	(-)	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-	-	(-)
	50	100	24.6	21.2	32.6	21.5	(4.6)	100	49.3	41.2	9.5	(18.4)	100	10.6	33.3	27.8	28.3	(19.6)
	55	100	21.5	19.7	41.8	17.0	(7.5)	100	43.9	49.5	6.5	(26.6)	100	6.5	32.9	36.6	24.0	(72.5)
	60	100	26.7	18.0	40.6	14.7	(10.3)	100	46.6	48.1	5.4	(33.0)	100	9.0	34.0	33.9	23.0	(64.0)
	H2	100	34.6	14.7	38.3	12.3	(11.3)	100	53.0	43.8	3.2	(34.4)	100	10.6	33.9	31.2	24.2	(21.3)
	5	100	35.5	12.9	39.7	11.9	(10.0)	100	51.8	45.1	3.1	(28.5)	100	10.7	32.6	31.6	25.1	(26.1)
	7	100	35.6	11.9	40.7	11.7	(9.2)	100	50.2	45.3	4.5	(25.7)	100	10.6	32.2	32.9	24.3	(25.7)
	R01	100	53.0	4.3	32.8	9.9	(3.6)	100	60.3	33.9	5.8	(4.0)	100	20.0	23.7	28.0	28.3	(2.1)
	R02	100	52.0	4.3	32.9	10.8	(3.6)	100	58.9	34.3	6.7	(3.9)	100	19.8	24.3	26.2	29.6	(2.3)
	R03	100	52.4	4.0	32.3	11.3	(3.7)	100	59.0	33.7	7.3	(4.0)	100	19.4	24.1	25.4	31.1	(2.1)
	R04	100	52.9	3.8	31.4	11.9	(3.7)	100	59.1	32.7	8.2	(4.0)	100	20.0	23.8	24.5	31.7	(2.2)
	R05	100	54.1	3.7	30.4	11.8	(3.7)	100	60.3	31.4	8.3	(4.0)	100	19.7	24.2	24.5	31.6	(1.7)
R06	100	55.3	3.5	29.3	11.9	(3.6)	100	61.5	30.1	8.4	(3.9)	100	20.1	23.2	24.7	31.9	(2.1)	

注：世帯数には停止世帯を含めていない。

注：全国及び沖縄県の値は生活保護速報を基に作成

年度別生活保護扶助別支出額(決算額)の推移

(単位:千円、%)

扶助内容	昭和47	50	55	60	平成2	7	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
実数												
生活扶助	455,028	1,070,879	2,550,737	3,060,942	2,548,666	2,834,293	6,359,802	6,306,286	6,332,622	6,364,500	6,498,615	6,463,252
住宅扶助	41,635	135,311	537,432	798,832	788,162	913,734	3,262,583	3,299,021	3,335,010	3,351,726	3,393,930	3,393,688
教育扶助	27,912	78,072	166,949	177,583	109,721	74,295	73,570	75,378	72,627	67,883	63,891	62,467
介護扶助	-	-	-	-	-	-	681,273	664,358	662,682	664,764	695,000	714,478
医療扶助	148,875	421,583	1,927,269	3,149,663	3,595,998	4,736,447	12,363,192	12,023,981	12,235,998	12,282,432	13,284,771	13,424,649
その他の扶助	1,377	3,124	9,735	8,587	6,690	8,240	84,920	91,967	99,526	111,127	92,616	105,578
施設・委託事務費	5,030	13,597	31,465	39,695	32,772	48,722	116,599	113,518	116,365	113,738	117,236	127,609
総数	679,857	1,722,566	5,223,587	7,235,302	7,082,009	8,615,731	22,941,939	22,574,509	22,854,830	22,956,170	24,146,059	24,291,721
構成												
生活扶助	66.9	62.2	48.8	42.3	36.0	32.9	27.7	27.9	27.7	27.7	26.9	26.6
住宅扶助	6.1	7.9	10.3	11.0	11.1	10.6	14.2	14.6	14.6	14.6	14.1	14.0
教育扶助	4.1	4.5	3.2	2.5	1.5	0.9	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3
介護扶助	-	-	-	-	-	-	3.0	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
医療扶助	21.9	24.5	36.9	43.5	50.8	55.0	53.9	53.4	53.6	53.5	55.0	55.3
その他の扶助	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4
施設・委託事務費	0.7	0.8	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
総数	100	100	100	100	100	100	100	100	100.0	100.0	100.0	100.0
指数												
生活扶助	100	235.3	560.6	672.7	560.1	622.9	1,397.7	1,385.9	1,391.7	1,398.7	1,428.2	1,420.4
住宅扶助	100	325.0	1,290.8	1,918.7	1,893.0	2,194.6	7,836.2	7,923.7	8,010.1	8,050.3	8,151.6	8,151.0
教育扶助	100	279.7	598.1	636.2	393.1	266.2	263.6	270.1	260.2	243.2	228.9	223.8
介護扶助	-	-	-	-	-	-	467.7	456.1	454.9	456.4	477.1	490.5
医療扶助	100	283.2	1,294.6	2,115.6	2,415.4	3,181.5	8,304.4	8,076.6	8,219.0	8,250.2	8,923.4	9,017.4
その他の扶助	100	226.9	707.0	623.6	485.8	598.4	6,167.0	6,678.8	7,227.7	8,070.2	6,725.9	7,667.2
施設・委託事務費	100	270.3	625.5	789.2	651.5	968.6	2,318.1	2,256.8	2,313.4	2,261.2	2,330.7	2,537.0
総数	100	253.4	768.3	1,064.2	1,041.7	1,267.3	3,374.5	3,320.5	3,361.7	3,376.6	3,551.6	3,573.1

注:47年度は11ヶ月分

注:指数、介護扶助は13年度を100とする。

7) 町字別被保護者の状況 (令和6年8月末現在)

本庁管内

町字名	人口	被保護世帯		保護率 (%)
		世帯	人員	
曙 1丁目	1,434	79	99	69.04
曙 2丁目	1,358	106	113	83.21
曙 3丁目	2,086	132	168	80.54
旭 安 謝 町	175	0	0	0.00
安 謝 1丁目	3,477	164	207	59.53
安 謝 2丁目	1,965	4	4	2.04
字 天 久	2,975	97	107	35.97
天 久 1丁目	2,634	116	148	56.19
天 久 2丁目	2,165	7	14	6.47
泉 崎 1丁目	2,924	9	11	3.76
泉 崎 2丁目	1,174	57	72	61.33
字 上 之 屋	1,787	20	30	16.79
上 之 屋 1丁目	1,200	7	8	6.67
奥 武 山 町	1,660	12	14	8.43
おもろまち 1丁目	198	0	0	0.00
おもろまち 2丁目	1,183	1	1	0.85
おもろまち 3丁目	1,446	2	2	1.38
おもろまち 4丁目	1,279	0	0	0.00
久 米 1丁目	2,372	10	15	6.32
久 米 2丁目	1,418	51	56	39.49
久 茂 地 1丁目	1,678	54	68	40.52
久 茂 地 2丁目	98	4	4	40.82
久 茂 地 3丁目	909	33	34	37.40
古 波 蔵 1丁目	513	17	19	37.04
古 波 蔵 2丁目	3,330	165	210	63.06
古 波 蔵 3丁目	827	38	53	64.09
楚 辺 1丁目	1,420	52	60	42.25
楚 辺 2丁目	2,616	89	109	41.67
楚 辺 3丁目	534	6	8	14.98
辻 1丁目	1,668	102	125	74.94
辻 2丁目	914	154	173	189.28
辻 3丁目	0	0	0	0.00
壺 川 1丁目	1,354	69	92	67.95
壺 川 2丁目	1,380	25	36	26.09
壺 川 3丁目	849	108	147	173.14
壺 屋 1丁目	2,057	153	170	82.64
壺 屋 2丁目	3,140	63	74	23.57
壺 屋 3丁目	1,729	48	56	32.39
通 堂 町	1,590	58	77	48.43
西 1丁目	0	0	0	0.00
西 2丁目	1,326	51	60	45.25
西 3丁目	1,147	22	22	19.18
東 橋 町	1,262	61	94	74.48
東 橋 1丁目	1,124	23	23	20.46
東 橋 2丁目	2,482	131	151	60.84
東 橋 3丁目	1,279	34	71	55.51
前 島 1丁目	1,195	43	55	46.03
前 島 2丁目	1,664	107	138	82.93
前 島 3丁目	1,115	85	98	87.89
牧 志 1丁目	1,327	49	56	42.20
牧 志 2丁目	2,125	97	112	52.71
牧 志 3丁目	2,006	132	149	74.28
松 尾 1丁目	1,557	33	42	26.97
松 尾 2丁目	2,446	96	109	44.56
松 山 1丁目	949	17	19	20.02
松 山 2丁目	901	23	33	36.63
港 町 1丁目	0	0	0	0.00
港 町 2丁目	289	11	16	55.36
港 町 3丁目	0	0	0	0.00
港 町 4丁目	0	0	0	0.00
字 銘 荻	1,075	80	92	85.58
銘 荻 1丁目	2,127	50	80	37.61
銘 荻 2丁目	1,751	1	1	0.57
銘 荻 3丁目	1,825	1	1	0.55
山 下 町	2,188	73	88	40.22

町字名	人口	被保護世帯		保護率 (%)
		世帯	人員	
若 狭 1丁目	828	32	35	42.27
若 狭 2丁目	1,299	32	41	31.56
若 狭 3丁目	1,896	147	177	93.35
垣 花 町	0	0	0	0.00
垣 花 1丁目	0	0	0	0.00
垣 花 2丁目	0	0	0	0.00
垣 花 3丁目	62	0	0	0.00
住 吉 町 1丁目	0	0	0	0.00
住 吉 町 2丁目	0	0	0	0.00
住 吉 町 3丁目	0	0	0	0.00
本 庁 管 内 計	98,761	3,543	4,347	44.02

真和志管内

町字名	人口	被保護世帯		保護率 (%)
		世帯	人員	
古 波 蔵 1丁目	2,829	105	132	46.66
古 波 蔵 2丁目	1,797	140	174	96.83
壺 屋 2丁目	1,816	117	153	84.25
字 与 儀	3,235	157	191	59.04
与 儀 1丁目	1,298	64	72	55.47
与 儀 2丁目	1,573	100	139	88.37
字 安 里	3,726	177	204	54.75
安 里 1丁目	602	96	101	167.77
安 里 2丁目	938	6	6	6.40
安 里 3丁目	925	111	120	129.73
字 上 間	3,762	113	161	42.80
上 間 1丁目	924	27	31	33.55
字 国 場	11,032	594	690	62.55
字 識 名	1,438	20	34	23.64
識 名 1丁目	1,938	88	115	59.34
識 名 2丁目	985	32	38	38.58
識 名 3丁目	2,185	78	99	45.31
識 名 4丁目	770	23	23	29.87
字 大 道	3,283	126	143	43.56
字 仲 井 真	4,582	91	124	27.06
長 田 1丁目	1,847	155	214	115.86
長 田 2丁目	5,233	280	345	65.93
繁 多 川 1丁目	2,517	93	120	47.68
繁 多 川 2丁目	1,515	86	94	62.05
繁 多 川 3丁目	1,520	92	114	75.00
繁 多 川 4丁目	1,654	71	77	46.55
繁 多 川 5丁目	2,121	77	91	42.90
字 古 島	229	6	8	34.93
古 島 1丁目	1,368	11	16	11.70
古 島 2丁目	1,871	23	30	16.03
字 真 地	3,572	65	76	21.28
真 嘉 比 1丁目	1,871	11	11	5.88
真 嘉 比 2丁目	2,690	15	19	7.06
真 嘉 比 3丁目	1,426	2	3	2.10
松 島 1丁目	1,337	3	3	2.24
松 島 2丁目	945	5	5	5.29
字 松 川	2,930	280	291	99.32
松 川 1丁目	1,350	71	83	61.48
松 川 2丁目	1,285	65	76	59.14
松 川 3丁目	2,226	188	216	97.04
三 原 1丁目	2,209	103	127	57.49
三 原 2丁目	2,747	102	130	47.32
三 原 3丁目	1,526	40	52	34.08
字 寄 宮	506	46	58	114.62
寄 宮 1丁目	1,498	73	89	59.41
寄 宮 2丁目	2,439	117	151	61.91
寄 宮 3丁目	1,602	144	162	101.12
真 和 志 管 内 計	101,672	4,489	5,411	53.22

首里管内

町字名	人口	被保護世帯		保護率 (%)
		世帯	人員	
赤田町 1丁目	331	3	4	12.08
赤田町 2丁目	355	2	2	5.63
赤田町 3丁目	175	14	15	85.71
赤平町 1丁目	332	15	15	45.18
赤平町 2丁目	674	26	30	44.51
池端町	134	2	2	14.93
石嶺町 1丁目	2,808	18	23	8.19
石嶺町 2丁目	5,797	170	233	40.19
石嶺町 3丁目	3,700	95	115	31.08
石嶺町 4丁目	9,100	206	251	27.58
大名町 1丁目	1,628	6	8	4.91
大名町 2丁目	788	10	14	17.77
大名町 3丁目	1,896	96	136	71.73
大中町 1丁目	398	5	5	12.56
大中町 2丁目	223	4	4	17.94
金城町 1丁目	495	3	6	12.12
金城町 2丁目	363	3	4	11.02
金城町 3丁目	289	1	1	3.46
金城町 4丁目	1,017	5	5	4.92
儀保町 1丁目	292	3	4	13.70
儀保町 2丁目	218	9	10	45.87
儀保町 3丁目	340	1	2	5.88
儀保町 4丁目	404	3	5	12.38
久場川町 1丁目	1,241	21	24	19.34
久場川町 2丁目	2,431	89	123	50.60
崎山町 1丁目	618	3	3	4.85
崎山町 2丁目	199	7	7	35.18
崎山町 3丁目	452	4	4	8.85
崎山町 4丁目	609	3	3	4.93
寒川町 1丁目	808	11	13	16.09
寒川町 2丁目	781	21	26	33.29
末吉町 1丁目	688	23	23	33.43
末吉町 2丁目	1,259	17	26	20.65
末吉町 3丁目	1,505	61	73	48.50
末吉町 4丁目	418	6	7	16.75
平良町 1丁目	1,049	13	17	16.21
平良町 2丁目	516	1	1	1.94
汀良町 1丁目	372	2	3	8.06
汀良町 2丁目	458	7	8	17.47
汀良町 3丁目	1,087	63	78	71.76
当蔵町 1丁目	579	6	6	10.36
当蔵町 2丁目	573	3	3	5.24
当蔵町 3丁目	54	0	0	0.00
桃原町 1丁目	394	7	7	17.77
桃原町 2丁目	408	10	12	29.41
鳥堀町 1丁目	163	0	0	0.00
鳥堀町 2丁目	290	9	9	31.03
鳥堀町 3丁目	556	0	0	0.00
鳥堀町 4丁目	2,427	24	50	20.60
鳥堀町 5丁目	963	20	28	29.08
真和志町 1丁目	177	0	0	0.00
真和志町 2丁目	138	0	0	0.00
山川町 1丁目	1,231	19	24	19.50
山川町 2丁目	471	3	4	8.49
山川町 3丁目	561	6	7	12.48
首里管内計	55,233	1,159	1,483	26.85

小禄管内

町字名	人口	被保護世帯		保護率 (%)
		世帯	人員	
字赤嶺	0	0	0	0.00
赤嶺 1丁目	1,358	3	5	3.68
赤嶺 2丁目	1,707	27	41	24.02
字宇栄原	3,188	54	70	21.96
宇栄原 1丁目	1,992	62	73	36.65
宇栄原 2丁目	1,493	6	7	4.69
宇栄原 3丁目	2,914	99	117	40.15
宇栄原 4丁目	2,142	174	227	105.98
宇栄原 5丁目	424	7	9	21.23
宇栄原 6丁目	751	10	12	15.98
字小禄	8,779	161	235	26.77
小禄 1丁目	3,923	116	130	33.14
小禄 2丁目	805	5	7	8.70
小禄 3丁目	801	4	10	12.48
小禄 4丁目	1,746	25	26	14.89
小禄 5丁目	1,261	0	0	0.00
字鏡水	512	0	0	0.00
鏡原町	1,821	105	120	65.90
字具志	0	0	0	0.00
具志 1丁目	1,722	14	16	9.29
具志 2丁目	1,668	15	16	9.59
具志 3丁目	2,244	13	16	7.13
字高良	0	0	0	0.00
高良 1丁目	778	20	24	30.85
高良 2丁目	1,562	33	39	24.97
高良 3丁目	614	16	16	26.06
字田原	1,906	46	69	36.20
田原 1丁目	1,044	1	1	0.96
田原 2丁目	309	7	7	22.65
田原 3丁目	1,891	97	150	79.32
田原 4丁目	550	1	1	1.82
字当間	1,119	0	0	0.00
字宮城	0	0	0	0.00
宮城 1丁目	1,346	10	10	7.43
字安次嶺	298	0	0	0.00
字大嶺	0	0	0	0.00
金城 1丁目	929	3	3	3.23
金城 2丁目	1,826	12	13	7.12
金城 3丁目	538	9	9	16.73
金城 4丁目	444	2	2	4.50
金城 5丁目	1,493	5	13	8.71
小禄管内計	57,898	1,162	1,494	25.80

その他

	人口	被保護世帯		保護率 (%)
		世帯	人員	
病院・施設等	-	315	329	-

管内別

	人口	被保護世帯		保護率 (%)
		世帯	人員	
本庁	98,761	3,543	4,347	44.02
真和志	101,672	4,489	5,411	53.22
首里	55,233	1,159	1,483	26.85
小禄	57,898	1,162	1,494	25.80
その他	-	315	329	-
総数	313,564	10,668	13,064	41.66

本庁管内

港町2 55.36	港町1 0.00	曙3 80.54	宇安謝 59.53		宇銘苺 85.58	
港町3 0.00		曙2 83.21	安謝2 35.97	銘苺3 0.55		銘苺1 37.61
港町4 0.00		曙1 69.04	天久2 3.76	安謝1 2.04	銘苺2 0.57	
		宇天久 56.19		天久1 6.47	おもしろまち3 0.00	おもしろまち4 6.32
		宇上之屋 6.67	上之屋1 8.43		おもしろまち2 1.38	おもしろまち1 0.85
泊3 48.43		泊2 32.39		泊1 23.57		
	前島3 87.89	前島2 82.93	前島1 46.03	牧志2 52.71	牧志3 74.28	壺屋1 82.64
若狭3 93.35	松山2 36.63	久茂地2 37.40	牧志1 42.20		松尾2 44.56	樋川2 55.51
若狭2 31.56	松山1 20.02		久茂地3 37.04		松尾1 26.97	
若狭1 42.27	久米1 39.49	久米2 40.52	久茂地1 40.82	楚辺1 42.25		樋川1 60.84
辻3 0.00	辻2 189.28	辻1 74.94	泉崎1 61.33	泉崎2 16.79	楚辺3 14.98	楚辺2 41.67
西3 74.48	西2 19.18	西1 45.25	東町 20.46	旭町 0.00	壺川1 67.95	
	通堂町 0.00			壺川3 173.14	古波蔵3 63.06	
				壺川2 26.09	古波蔵4 64.09	
垣花3 0.00	垣花1 0.00	垣花町 0.00	奥武山町 0.00			
住吉町3 0.00	垣花2 0.00	山下町 40.22				
住吉町2 0.00	住吉町1 0.00					

真和志管内

		古島 1 11.70	古島 2 16.03	松島 2 5.29		
				松島 1 2.24		
		真嘉比 1 5.88	真嘉比 2 7.06	真嘉比 3 2.10		
			宇古島 34.93			
字安里 54.75	安里 3 129.73	宇松川 99.32	松川 2 59.14	松川 3 97.04	繁多川 3 75.00	
安里 2 6.40	安里 1 167.77	字大道 43.56	松川 1 61.48	繁多川 1 47.68	繁多川 2 62.05	繁多川 4 46.55
	三原 1 57.49	三原 2 47.32	三原 3 34.08		繁多川 5 42.90	字真地 21.28
	臺屋 2 84.25	寄宮 3 101.12	識名 2 38.58			
	寄宮 1 59.41		寄宮 2 61.91	識名 1 59.34	識名 3 45.31	識名 4 29.87
与儀 1 55.47		宇寄宮 114.62	長田 1 115.86	長田 2 65.93	上間 1 33.55	字上間 42.80
与儀 2 88.37						
		宇国場 62.55		字仲井真 27.06		
古波蔵 2 96.83		古波蔵 1 46.66				

首里管内

末吉町 3 48.50	大名町 1 4.91	大名町 2 17.77	大名町 3 71.73	石嶺町 3 31.08	石嶺町 4 27.58
末吉町 2 20.65	平良町 1 16.21	平良町 2 1.94	平良町 3 5.88	石嶺町 1 8.19	
末吉町 4 16.75	久場川町 1 19.34	久場川町 2 50.60	久場川町 3 19.34	久場川町 4 40.19	
末吉町 1 33.43	磯保町 1 13.70	磯保町 2 45.87	磯保町 3 5.88	磯保町 4 12.38	
桃原町 2 29.41	桃原町 1 17.77	桃原町 3 17.77	桃原町 4 17.77	桃原町 5 17.77	
大中町 2 17.94	大中町 1 12.56	大中町 3 14.93	大中町 4 14.93	大中町 5 14.93	
山川町 2 8.49	山川町 1 19.50	山川町 3 12.48	山川町 4 12.48	山川町 5 12.48	
真和志町 2 0.00	真和志町 1 0.00	真和志町 3 0.00	真和志町 4 0.00	真和志町 5 0.00	
赤平町 1 45.18	赤平町 2 44.51	赤平町 3 44.51	赤平町 4 44.51	赤平町 5 44.51	
鳥堀町 1 0.00	鳥堀町 2 31.03	鳥堀町 3 0.00	鳥堀町 4 20.60	鳥堀町 5 29.08	
当蔵町 2 5.24	当蔵町 1 10.36	当蔵町 3 10.36	当蔵町 4 10.36	当蔵町 5 10.36	
赤田町 2 5.63	赤田町 1 12.08	赤田町 3 0.00	赤田町 4 0.00	赤田町 5 0.00	
崎山町 2 35.18	崎山町 1 4.85	崎山町 3 4.85	崎山町 4 4.92	崎山町 5 4.92	
金城町 2 11.02	金城町 1 12.12	金城町 3 3.46	金城町 4 4.92	金城町 5 4.92	
寒川町 2 33.29	寒川町 1 16.09	寒川町 3 16.09	寒川町 4 16.09	寒川町 5 16.09	
石嶺町 1 8.19	石嶺町 2 8.19	石嶺町 3 8.19	石嶺町 4 8.19	石嶺町 5 8.19	
汀良町 1 8.06	汀良町 2 17.47	汀良町 3 71.76	汀良町 4 71.76	汀良町 5 71.76	
赤田町 1 12.08	赤田町 2 5.63	赤田町 3 85.71	赤田町 4 85.71	赤田町 5 85.71	
磯保町 1 13.70	磯保町 2 45.87	磯保町 3 5.88	磯保町 4 12.38	磯保町 5 12.38	
大蔵町 1 10.36	大蔵町 2 5.24	大蔵町 3 10.36	大蔵町 4 10.36	大蔵町 5 10.36	
赤平町 1 45.18	赤平町 2 44.51	赤平町 3 44.51	赤平町 4 44.51	赤平町 5 44.51	
鳥堀町 1 0.00	鳥堀町 2 31.03	鳥堀町 3 0.00	鳥堀町 4 20.60	鳥堀町 5 29.08	
赤田町 1 12.08	赤田町 2 5.63	赤田町 3 85.71	赤田町 4 85.71	赤田町 5 85.71	
崎山町 1 4.85	崎山町 2 35.18	崎山町 3 4.85	崎山町 4 4.92	崎山町 5 4.92	
金城町 1 12.12	金城町 2 11.02	金城町 3 3.46	金城町 4 4.92	金城町 5 4.92	
寒川町 1 16.09	寒川町 2 33.29	寒川町 3 16.09	寒川町 4 16.09	寒川町 5 16.09	
石嶺町 1 8.19	石嶺町 2 8.19	石嶺町 3 8.19	石嶺町 4 8.19	石嶺町 5 8.19	
汀良町 1 8.06	汀良町 2 17.47	汀良町 3 71.76	汀良町 4 71.76	汀良町 5 71.76	
赤田町 1 12.08	赤田町 2 5.63	赤田町 3 85.71	赤田町 4 85.71	赤田町 5 85.71	
磯保町 1 13.70	磯保町 2 45.87	磯保町 3 5.88	磯保町 4 12.38	磯保町 5 12.38	
大蔵町 1 10.36	大蔵町 2 5.24	大蔵町 3 10.36	大蔵町 4 10.36	大蔵町 5 10.36	
赤平町 1 45.18	赤平町 2 44.51	赤平町 3 44.51	赤平町 4 44.51	赤平町 5 44.51	
鳥堀町 1 0.00	鳥堀町 2 31.03	鳥堀町 3 0.00	鳥堀町 4 20.60	鳥堀町 5 29.08	
赤田町 1 12.08	赤田町 2 5.63	赤田町 3 85.71	赤田町 4 85.71	赤田町 5 85.71	
崎山町 1 4.85	崎山町 2 35.18	崎山町 3 4.85	崎山町 4 4.92	崎山町 5 4.92	
金城町 1 12.12	金城町 2 11.02	金城町 3 3.46	金城町 4 4.92	金城町 5 4.92	
寒川町 1 16.09	寒川町 2 33.29	寒川町 3 16.09	寒川町 4 16.09	寒川町 5 16.09	

小祿管内

字大嶺 0.00	字鏡水 0.00	金城1 3.23	金城2 7.12	田原1 0.96	田原2 22.65	字小祿 26.77	鏡原町 65.90
字安次嶺 0.00	字当間 0.00	金城4 4.50	金城5 8.71	田原4 1.82	宇榮原2 4.69	小祿2 8.70	小祿3 12.48
		赤嶺2 24.02	宇榮原1 36.65	宇榮原2 21.96			
字高良 0.00	字赤嶺 0.00	高良3 26.06	宇榮原3 40.15	高良2 24.97	宇榮原5 21.23	宇榮原6 15.98	宇榮原3 40.15
		宮城1 7.43	高良1 30.85				
字宮城 0.00	字具志 0.00	具志1 9.29	具志2 9.59	具志3 7.13	具志1 9.29	具志2 9.59	具志3 7.13
		具志3 7.13	具志1 9.29				

8) 福祉相談

生活保護を検討されている方へ、8人の面接相談員が生活保護の制度や主旨について説明し、正しく理解して生活保護制度を積極的に利用していただけるよう申請手続きの受付を行っています。また、相談内容によっては生活保護以外の制度利用などの情報提供や関連機関を案内しています。

9) 女性相談

DV（夫やパートナーからの暴力）被害や離婚問題等の女性の抱える様々な問題について、身近な相談相手として、5人の女性相談員が面談等により直接相談をうけ、情報提供や助言、必要に応じて、女性相談支援センター等の関係機関と連携して、女性の身の安全を守り、女性が安心して自立して暮らしていくための支援を行っています。

年度別受付相談状況（単位：件 新規のみ）

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
生活保護関係	1,235 (102.9)	1,213 (101.1)	1,202 (100.1)	1,308 (109)	1,278 (106.5)	1,738 (144.8)
女性相談 (来所・電話)	617 (51.4)	618 (51.5)	545 (45.4)	533 (44.4)	664 (55.3)	705 (58.8)
計	1,852 (154.3)	1,831 (152.6)	1,747 (145.6)	1,841 (153.4)	1,942 (161.8)	2,443 (203.6)

注：（ ）内は月平均件数です。

令和6年度月別・受付相談状況

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
生活保護関係	新規相談 件数	148	152	165	177	145	129	151	125	121	120	149	156	1,738
	述べ相談 件数	336	327	336	394	340	324	363	293	268	275	315	348	3,919
女性相談	相談件数（来所・電話）	99	57	56	55	47	48	69	61	59	68	39	47	705
	延べ相談 件数	127	118	123	158	124	128	174	173	145	162	116	143	1,691
合計	新規相談 件数	247	209	221	232	192	177	220	186	180	188	188	203	2,443
	述べ相談 件数	463	445	459	552	464	452	537	466	413	437	431	491	5,610

令和6年度女性相談経路別受付の状況（来所）

区分	本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	他の女性相談支援センター	他の女性相談支援員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	縁故者・知人	その他	計
新規	269	0	0	2	0	0	0	12	12	0	2	0	3	300
再来	201	1	0	0	0	6	3	2	1	0	0	0	1	215

令和6年度女性相談処理状況（来所）

女性自立支援施設に入所	就職自営	結婚	家庭復帰	福祉事務所へ移送	移送 女性相談支援センター・女性相談支援員へ	他道府県の女性相談支援センター・女性相談支援員へ移送	その他の関係機関・施設へ移送	助言・相談支援のみ	その他	計	相談支援案件数（電話を含む）
0	0	0	0	0	1	0	0	512	2	515	1,691

7. 戦傷病者・戦没者遺族等の援護(福祉政策課)

戦傷病者・戦没者遺族等援護法(援護法)は、戦争公務・勤務関連傷病により障害となった方、または死亡した方の遺族に国家補償(全額国庫負担)をすることを目的とし、昭和27年制定されました。援護法による給付の他に特別給付金支給法・特別弔慰金支給法による給付があります。

1) 援護金の種類

①障害年金

軍人、軍属、又は準軍属(一般邦人で軍命により戦闘等に参加した者)であった者が公務上の傷病により、一定程度以上の障害を有するに至った場合に年金として支給されます。

②遺族年金

軍人軍属が公務上の傷病等に起因して死亡した場合、または障害年金受給者が死亡した場合に、その遺族に年金として支給されます。

③遺族給与金

準軍属の遺族、または準軍属であった障害年金受給者が死亡した場合に、その遺族に年金として支給されま

す。

④弔慰金

軍人軍属等が公務傷病又は勤務関連の傷病により死亡した場合、死亡当時の三親等内の親族(死亡当時のその者と生計を同じくした者に限る)のうち最先順位者に、一時金として一度のみ支給されます。(10年償還の国庫債券にて額面20,000円、30,000円又は50,000円)

⑤戦没者の遺族等に対する特別弔慰金

戦没者の死亡に関し、公務扶助料・遺族年金等を受ける権利を有している者がすべて失権している時に、三親等内の遺族に記名国債(5年償還)をもって支給される一時金です。申請時期は、戦後何十周年という機会に法律改正によって決められています。

⑥戦傷病者の妻、戦没者の妻、戦没者の父母等に対する特別給付金

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により特別給付金が支給されます。記名国債(10年または5年償還)をもって支給される一時金で、10年または5年ごとの法律改正により申請時期が決められています。

⑦対馬丸遭難学童遺族特別支出金

戦時疎開目的で対馬丸に乗船し、同船が昭和19年8月22日鹿児島県の悪石島沖で敵潜水艦の魚雷攻撃を受け沈没した際に死亡した疎開児童の父母に対し、支給されます。なお、受給条件に該当する者がなくなったことから、本支出金事業は終了した。

2) 那覇市における援護金の受給状況

(令和7年4月1日現在)

援護金の名称	額	件数
障害年金	986,900～5,113,500円	36
遺族年金	571,700～2,019,800円	5
遺族給与金	571,700～2,019,800円	20
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	5万円～50万円(5年償還)	24
戦没者等の妻に対する特別給付金	110万(5年償還)	17
第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	25万(5年償還)	10,048

8. 地域福祉(福祉政策課)

1) 那覇市地域福祉計画に基づく地域福祉の推進

那覇市総合計画における福祉分野の基本計画として策定した地域福祉計画に基づき、他の関連する計画と整合性を図りながら、各種施策を進めており、令和5年度に第5次那覇市地域福祉計画・第3次那覇市地域福祉活動計画を策定しました。

第5次計画は、令和10年度(2028年度)までの5年間計画で、「一人ひとりが主役 みんなが輝く なはのまち ～支え合い あんしん育む ゆいまーる～」を基本理念として定め、また、地域の支え合いのサイクルとして「みつける、つなげる、みまもる」の3つの目標を循環させることを掲げています。地域の多様な福祉の推進主体と連携・協働し、「支えあい(共助)」の仕組みを作るための指針を示す計画となっており、那覇市社会福祉協議会や那覇市民生委員児童委員連合会等の関係団体と連携し施策を展開しています。

2) 那覇市福祉のまちづくり条例

本市では、高齢者、障がい者等を含むすべての市民が、住みなれた地域ですこやかに安心して暮らせる社会の実現を目指し、平成12年に「那覇市福祉のまちづくり条例」(以下「市条例という。」)を制定しました。

平成18年に「沖縄県福祉のまちづくり条例」(以下「県条例」という。)が改正され、また「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」が施行されたことを受け、市条例の内容について審議会等で検討を重ねました。その結果、これまで市条例で規定していた建築物等の整備基準等のハード部門について県条例の適用を受けることとし、機器、サービス等の努力基準及び特定事業の努力基準をはじめ、心のバリアフリーの啓発や学習及び研修の充実、ソフト事業の充実を図る内容等について改正市条例で定めることとしました(改正市条例は平成21年1月1日付施行)。

事業としては、毎年度、小学校向けに、体験型の「心のバリアフリーセミナー」や障がい当事者の講話を実施し、市民向けには「心のバリアフリー実践セミナー(令和6年度までの名称は、サービス介助セミナー)」を実施しています。

また、「福祉のまちづくり推進員」を設置し、本市の福祉のまちづくり等についての意見交換やそれぞれの活動事例の報告等、先導的役割を担っていただいています。そのほか、福祉のまちづくりに関する情報発信として、「福まちだより」の発行や福祉のまちづくりパネル展の開催等を行っています。

3) 那覇市総合福祉センター (那覇市金城3-5-4) (TEL:859-0099)

那覇市総合福祉センターは、各福祉団体の連携強化や機能充実を図るとともに、子どもからお年寄りまで、多くの市民が利用できる金城児童館、ボランティアセンター、母子・父子福祉センター、金城老人憩の家等の施設を併設した複合施設で、市民交流の場、地域福祉活動の拠点施設です。

また、地域における福祉活動推進の中心的な役割を担う那覇市社会福祉協議会のほか、民生委員児童委員連合会、母子寡婦福祉会、老人クラブ連合会、保護司会、手をつなぐ育成会等の福祉団体が入居しています。(令和6年度利用者数:延べ76,965人)

<那覇市母子・父子福祉センター (令和6年度利用者数:延べ2,131人)>

ひとり親家庭等に対して、各種相談に応ずるとともに、生活指導及び生業指導、技能習得講座を行う等、ひとり親家庭等の福祉増進のための便宜を総合的に供与する施設です。

利用時間は午前10時から午後6時まで、日曜と祝日、慰霊の日、年末年始(12月29日～1月3日)は休館です。

<那覇市金城老人憩の家 (令和6年度利用者数:延べ18,632人)>

市内に居住する60歳以上の方々に教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、心身の健康の増進を図るための施設です。

利用時間は午前10時から午後6時まで、日曜と祝日(敬老の日は除く)、慰霊の日、年末年始(12月29日～1月3日)は休館です。

<那覇市金城児童館 (令和6年度利用者数：延べ41,239人)>

児童館には遊戯室、工作室、図書コーナーが設置されており、専任の児童厚生員が子どもたちの健全育成に努めています。

開館時間は午前10時から午後6時まで、日曜と祝日(こどもの日は除く)、慰霊の日、年末年始(12月29日～1月3日)は休館です。

<那覇市金城ボランティアセンター (令和6年度利用者数：延べ18人)>

ボランティアの研修育成を含めた活動拠点施設です。

利用時間は午前10時から午後10時まで、日曜と祝日、慰霊の日、年末年始(12月29日～1月3日)は休館です。

4) 那覇市地域福祉基金助成事業

那覇市地域福祉基金条例に基づき、高齢者等の保健福祉の向上を図るために民間福祉団体やボランティア団体が次の事業を実施する場合に、その経費の一部を助成しています。

- ① 在宅福祉等の普及及び向上に関する事業
- ② 健康・生きがいつくりの推進に関する事業
- ③ ボランティア活動の活発化に関する事業
- ④ その他、高齢者、保健福祉事業等の向上に関する事業

<補助金額等の概要について>

補助金の額は、補助対象経費の合計額から、当該補助事業実施に伴う寄附金等の収入額を控除した額以内で、1事業あたり50万円を限度(介護予防サークル枠については1事業あたり10万円)としています。

補助金の交付の対象となる団体は、本市において継続して1年以上にわたって社会福祉に係る活動実績のある団体(宗教団体、政治団体、営利を目的とする団体その他交付をすることが不相当と認められる団体を除く。)及び介護予防サークルとします。

<補助対象経費>

- ① 賃金(事業実施のために雇ったスタッフ、アドバイザー等の賃金)
時給2千円以内、1人あたり1日8時間、1日あたり16,000円を上限とする。
- ② 報償費(講師、ボランティアスタッフに対する謝礼金)
外部講師については時給1万円、内部講師については時給3千円を限度額とする。
- ③ 旅費(費用弁償、普通旅費)
合理的経路を用いて要する公共交通機関等交通費の実費相当額。
- ④ 需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費及び燃料費)
食糧費については一人当たり飲料代200円、食事代600円以内とし、懇談会に対する費用は対象外とする。
- ⑤ 役務費(通信運搬費、広告料、手数料、保険料、筆耕翻訳料)
- ⑥ 委託料
- ⑦ 使用料及び賃借料(家賃は除く。)
- ⑧ 備品購入費
事業実施に必要な不可欠な消耗品以外の物品購入費用。
- ⑨ その他経費(上記以外に地域福祉基金補助事業の趣旨に沿うもので市長が特に必要と認めるもの)

<年度別地域福祉基金助成状況>

年度	助成事業数	補助金総額
令和2年度	7事業	1,921,396円
令和3年度	12事業	2,433,801円
令和4年度	13事業	1,994,880円
令和5年度	10事業	2,551,914円
令和6年度	9事業	2,294,869円

<那覇市地域福祉基金 積立状況>

区分	令和5年度末現在高	令和6年度中増減高		令和6年度末現在高
		増	減	
現金	66,327,706円	5,773,762円	5,268,000円	66,833,468円
有価証券	796,745,698円	0	0	796,745,698円
計	863,073,404円	5,773,762円	5,268,000円	863,579,166円

5) 社会福祉法人への助成

那覇市社会福祉法人の助成に関する条例に基づき、社会福祉法人が福祉施設を建設する場合、又は市民県民の福祉向上を目的として事業を行う場合等に補助を行っています。

団体名(令和6年度補助金額)	代表者	所在地	主な事業
那覇市社会福祉協議会 (37,532,000円)	川満 正人	那覇市金城3-5-4 (総合福祉センター内) (Tel:857-7766)	社協活動(別記、那覇市社会福祉協議会の事業参照)
(福祉政策課)			

6) 福祉団体への助成

那覇市を単位として、自らの福祉向上と地域福祉の向上を図る目的で結成されている各種福祉団体、又は市民県民の福祉向上を目的として事業を行う団体に対して団体育成の立場から助成を行っています。

団体名(令和6年度補助金額)	代表者	所在地	主な事業
那覇市民生委員児童委員連合会 (31,304,668円)	中村 光雄	那覇市金城3-5-4 (総合福祉センター内) (Tel:858-5166)	民生委員の日での広報活動 民生委員児童委員活動の補助 調査、研究、研修 民生委員大会の開催
那覇保護区保護司会 (2,153,497円)	金城 清	那覇市金城3-5-4 (総合福祉センター内) (Tel:858-7022)	「社会を明るくする運動」に関する取組 保護司の活動支援 理解促進のための各種研修会の開催 地域における犯罪予防活動 など

更生保護法人がじゅまる沖縄 (274,447円)	仲本 晴男	那覇市首里平良町 1-29-4 (Tel:884-4091)	更生保護施設がじゅまる沖縄(帰るところのない犯罪や非行をした人が、社会復帰できるように支援する役割を担う施設)の管理・運営
那覇市連合遺族会 (50,000円)	瑞慶山 良祐		那覇市戦没者追悼式の共催実施 遺族身上相談、慰安会、研修会の開催
沖縄県原爆被爆者協議会 (82,377円)	大城 智子	那覇市泉崎 2-105-18 (官公労共済会館内)(Tel:833-3130)	一人暮らし被爆者への家庭訪問 被爆者の生活相談 被爆者健康手帳の申請に伴う相談
那覇市更生保護女性会 (那覇:30,000円) (首里:30,000円) (小禄:30,000円)	(那覇) 中山 公子 (首里) 藤村 悠子 (小禄) 狩俣 隆子		犯罪予防活動や更生保護に関する活動 ・防犯パトロール ・登下校時の声掛け ・「社会を明るくする運動」の取組 など
(福祉政策課)			
那覇地区老人クラブ連合会 (3,000,000円)	平川 清一	那覇市金城3-5-4 (総合福祉センター内) (Tel:857-6753)	各地区老人クラブ連合会並びに各単位老人クラブの指導育成等 老人スポーツ大会の開催、作品展、芸能祭の開催、社会奉仕活動
(ちゃーがんじゅう課)			
一般社団法人 那覇市身体障害者福祉協会 (1,000,000円)	高嶺 豊	那覇市古島2-14-4 (障害者福祉センター内)(Tel:885-9444)	生活相談事業、ピアカウンセリング事業、障がい者運動会、文化交流促進事業、講演会、研修会の開催、独身交流会の開催 障害者福祉センター管理運営(指定管理者)
那覇市手をつなぐ育成会 (700,000円)	知念 道行	那覇市金城3-5-4 (総合福祉センター内) (Tel:859-3727)	知的障がい者(児)に関する社会啓発事業、教育、訓練、雇用対策、地域福祉活動、親の会活動
公益社団法人 沖縄県手をつなぐ育成会 (276,000円)	田中 寛	那覇市首里石嶺町 4-373-1(県総合福祉センター内) (Tel:882-5727)	知的障がい者(児)に関する社会啓発事業 知的障がい者(児)の相談事業 知的障がい者(児)の社会参加のための事業
一般社団法人 沖縄県精神保健福祉協会 (138,600円)	仲本 晴男	南風原町字宮平 212-3(県立総合精神保健福祉センター内) (Tel:888-1396)	精神障がい者福祉の増進、知識の普及、発生の未然防止等に関する事業 機関紙の発行、講演会・研修の実施

沖縄県身体障害者スポーツ大会派遣 (109,350円)	山城 充正	島尻郡八重瀬町字仲座1038番地1	沖縄県身体障害者スポーツ大会への那覇市選手団の派遣
(障がい福祉課)			
那覇市母子寡婦福祉会 (200,000円)	仲盛 光子	那覇市金城3-5-4 (総合福祉センター内) (Tel:858-7217)	母子寡婦福祉事業の企画・実施、調査研究。母子生活支援施設事業、母子・父子福祉センター事業、ひとり親家庭等職業自立支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業。
(子育て応援課)			

7) 公益信託 源河朝明記念那覇市社会福祉基金

この福祉基金は、源河朝明氏から那覇市へ寄贈された土地の売却代金を原資に、公益信託として平成10年11月に設立されました。寄贈趣旨を生かすため、社会福祉向上のための事業を行う法人及び団体を助成することによって、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的としています。

通称「あけもどろ福祉基金」として、毎年7月～8月に助成対象団体を公募し、公益信託「源河朝明記念那覇市社会福祉基金」運営委員会の審議により、受給団体及び助成金額を決定します。

(1) 助成対象先

沖縄県において、那覇市を中心に県民のための社会福祉活動を営み、原則1年以上の事業実績を有し、営利事業を行わない法人または団体。

(2) 助成対象事業

- ① 那覇市を中心とした沖縄県内の社会福祉に関する独創的、先駆的な事業・企画に対する助成事業とします。(日常の人件費や交通費は助成対象外)
- ② 沖縄県内において、那覇市を中心に障がい者、高齢者及び児童に対する社会福祉活動を営む法人及びボランティア団体を支援するための施設・機器の整備等に対する助成とします。

令和4年度(第25回)実績 6団体 3,080,000円

令和5年度(第26回)実績 12団体 4,660,000円

令和6年度(第27回)実績 12団体 5,000,000円

8) 安心生活創造推進事業

平成26年度から那覇市社会福祉協議会へ業務委託をし、だれもが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における支え合いの共助の基盤を構築し、地域福祉の推進を図るための事業を実施しています。

本事業では、社協にコミュニティソーシャルワーカーを配置することで、市内各地で自治会等を中心とした地域見守り隊の結成を促し、支援が必要な人を把握するとともに各地域の実情に配慮して個別訪問活動を展開しています。見守り隊を結成した自治会等には地域での活動支援金を助成し、個別見回りや調整会議等の新たな役務や諸経費の負担を軽減しています。

<令和6年度活動状況>

- ・四者意見交換会の開催(行政、社協、民生委員児童委員連合会、自治会長会連合会)
- ・地域見守り隊の新規結成2か所(平成26年度からの合計59か所)
- ・地域見守り会議の開催
- ・要援護者等情報管理システムの運用
- ・地域見守り隊の活動支援金(1団体3万円)を50団体へ支給

9) 那覇市避難行動要支援者対策事業

地震や台風などの災害が発生した時に、ひとりで逃げるのが難しい方（避難行動要支援者）を支援する体制づくりを進めるための事業です。避難行動要支援者名簿（以下「名簿」）を作成し、民生委員や自治会などの避難支援等関係者からの申請に基づき名簿情報を提供することで、日頃からの見守り活動や災害時の安否確認、避難誘導等に活用します。また、避難行動要支援者本人による個別避難計画（避難支援プラン）の作成等も行っています。

那覇市の名簿登録要件・登録人数（令和7年10月現在）

要件	人数（人）
65歳以上の高齢者のみの世帯	2,159
要介護1～5	8,262
身体障害者手帳1,2級	4,565
精神障害者保健福祉手帳1級	398
療育手帳A1, A2	785
特定医療費（指定難病）受給者証所持者のうち一部の方 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者のうち一部の方	96
全体	57,000 ※

※要件が重複している方がいます

10) 那覇市災害見舞金制度

風水害、火災、ガス爆発等により住宅が全壊全焼、半壊半焼、床上浸水した場合及びその災害により死亡、重傷を負った場合、見舞金を支給しています。

<見舞金支給基準>

支給対象	支給基準
死亡者の遺族	死亡者1人につき100,000円
重傷者	1人につき50,000円
全壊全焼の世帯	1人世帯30,000円、2人以上世帯50,000円
半壊半焼の世帯	1人世帯20,000円、2人以上世帯30,000円
床上浸水世帯	1人世帯10,000円、2人以上世帯20,000円

<年度別見舞金支給状況>

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
死亡（人）	1	1	0	1	0
重傷（人）	0	0	0	0	0
全壊全焼（世帯）	4	2	0	2	1
半壊半焼（世帯）	1	1	1	8	1
床上浸水（世帯）	1	16	1	4	28
支給件数計（世帯）	7	20	2	15	30
支給額（円）	260,000	490,000	50,000	410,000	570,000

1 1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会福祉法と児童福祉法に基づき、厚生労働大臣からの委嘱を受け、社会福祉を推進するため活動する、地域で一番身近な相談・支援のボランティアです。一定の区域を担当し、支援が必要な人々に対して、必要に応じた福祉サービス等の情報提供を行うとともに、自らも住民の一員として、地域福祉を推進する活動に参加しながら、地域に密着し相談・支援活動に取り組んでいます。

<民生委員・児童委員の職務>

- ① 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握します。
- ② 自立した日常生活を営むことができるように生活の相談、助言その他の援助を行います。
- ③ 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行います。
- ④ 社会福祉を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援します。
- ⑤ 社会関係行政機関の業務に協力します。
- ⑥ 児童及び妊産婦、母子家庭等の福祉増進に関し、その生活や環境の状況を適切に把握します。
- ⑦ 必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行います。

<令和6年度民生委員(児童委員)の活動状況>

		民生委員	主任児童委員
内容別相談・支援件数	在宅福祉	201	0
	介護保健	555	1
	健康・保険医療	432	5
	子育て・母子保健	183	5
	子どもの地域生活	605	71
	子どもの教育・学校生活	772	220
	生活費	316	23
	年金・保険	112	1
	仕事	112	2
	家族関係	251	7
	住居	212	2
	生活環境	400	4
	日常的な支援	2, 110	27
	その他	1, 409	243
計	7, 670	611	
関係制度別相談・指導件数	高齢者に関すること	4, 079	137
	障害者に関すること	387	4
	子どもに関すること	1, 881	303
	その他	1, 323	167
	計	7, 670	611
その他の活動件数	調査・実態把握	1, 070	11
	行事・事業・会議への参加協力	5, 624	401
	地域福祉活動・自主活動	19, 983	1, 103
	民児協運営・研修	11, 363	684
	証明事務	953	17
	要保護児童の発見の通告・仲介	79	6
訪問回数	訪問・連絡活動	19, 284	2, 236
	その他	10, 156	426

連絡調整回数	委員相互	65,963	5,479
	その他の関係機関	11,816	2,227
活動日数		53,025	3,292

令和6年度 福祉行政報告例 第40 民生委員（児童委員）の活動状況によるもの

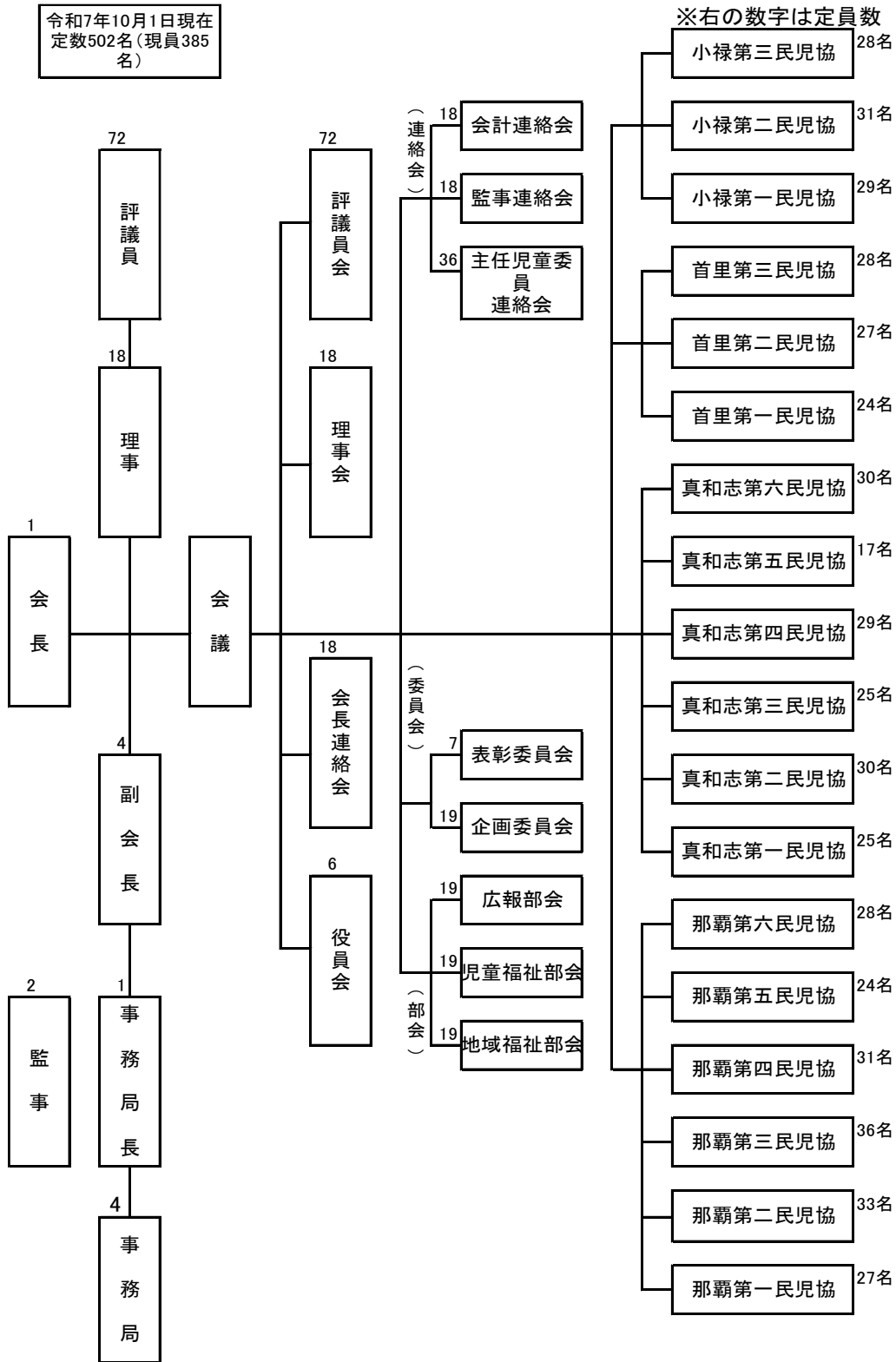
<那覇市民生委員児童委員連合会役員名（令和7年10月1現在）>

会長	副会長		監事	事務局長
中村 光雄	國場 信子	仲村渠 忠一	島村 聡	石垣 勝秀
	宮良 吉雄	高良 奈美子	有銘 寛之	

<理事(単位民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）正副会長)>

民児協	会長	副会長	
那覇第一民児協	仲松 常弘	南 真人	喜納 政博
那覇第二民児協	中村 光雄	阿波連 勇	上原 ツヤ子
那覇第三民児協	國場 信子	宮平 葉子	照屋 尚美
那覇第四民児協	並里 智子	神谷 厚志	川畑 良子
那覇第五民児協	長堂 和男	岡田 有右	平良 邦江
那覇第六民児協	島袋 善克	玉城 成子	儀間 尚子
真和志第一民児協	大湾 明美	平良 朝子	豊里 幸美
真和志第二民児協	島袋 浩明	大城 博世	狩俣 テリ子
真和志第三民児協	金城 邦夫	野原 春美	新垣 順子
真和志第四民児協	仲村渠 忠一	知念 一志	親泊 タミエ
真和志第五民児協	與座 正夫	糸洲 多美子	栗田 敏美
真和志第六民児協	伊佐 千代美	石川 静子	石川 佐登美
首里第一民児協	大浜 安史	宮平 良彦	大村 千代子
首里第二民児協	宮良 吉雄	徳村 トヨ子	國頭 玲子
首里第三民児協	安里 武	翁長 初美	屋我 嗣壽男
小禄第一民児協	上原 たか子	源河 徳淳	松本 尚子
小禄第二民児協	我如古 エイ代	東江 三和	杉田 葉子
小禄第三民児協	高良 奈美子	新崎 勲	新垣 春江

<那覇市民生委員児童委員連合会組織図>



1 2) 愛楽園入園者激励事業

沖縄愛楽園に入園しハンセン病療養に専念している本市出身の療養者（那覇郷友会）を訪問し、激励交流会として芸能公演を実施し、愛楽園入園者の激励とその福祉の増進を図っています。

<年度別事業内容>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 6 年度
公演委託料(円)	224, 778	246, 864	250, 000	250, 000	250, 000	250, 000
激励訪問活動 (芸能公演)	舞踊集団「花 やから」公演	山川まゆみ民 謡研究所 島うた少女 “テン”	とるるん てん	那覇太鼓	湧川明とい つみグルー プ	舞踊集団「花 やから」公演

※令和 2 年度～令和 5 年度はコロナ禍で実施見送り。

1 3) 無料低額診療事業調剤処方費助成事業

本市では、平成 28 年 6 月より経済的理由などで十分な医療が受けられない方が、医療機関の判断により、全額または一部の医療費を免除する無料低額診療事業（社会福祉法第 2 条第 3 項第 9 号に基づき医療機関が実施）の適用を受けている生計困難者に対し、調剤処方費の全部又は一部を助成しています。

<年度別利用状況>

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者人数 (延べ)	134 人	98 人	41 人	31 人
扶助金額	560, 945 円	428, 590 円	244, 080 円	368, 180 円

9. その他の社会福祉(福祉政策課)

1) 社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監査

社会福祉法その他関係法令に基づき、市内の社会福祉法人や社会福祉施設を対象に、その設備・運営基準等の実施状況が、関係法令等に照らし適正に実施されているか個別的に詳らかにし、福祉行政の適正かつ円滑なる実施を確保するため、実地にて指導監査を行っています。（児童福祉施設については年 1 回以上、それ以外は 3 年に 1 回以上実施。）

令和 6 年度は 50 法人及び 168 施設において指導監査を実施。うち 13 法人及び 48 施設に対して文書指摘を行い、その運営や環境の改善を図りました。

<指導監査対象件数>

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	法人数	施設数	法人数	施設数
社会福祉協議会	1	—	1	—
保護施設 (救護園)	0	1	0	1
老人福祉施設等	3	1 6	3	1 6
障害者支援施設等	3	5	3	5
保育所・こども園等	4 6	1 5 6	4 6	1 5 3
合 計	5 3	1 7 8	5 3	1 7 5

2) 日本赤十字社沖縄県支部那覇市地区に関すること

日本赤十字社は、紛争による難民や被災者及び地震や干ばつなどの自然災害によるり災者への救援・医療活動などを行っています。これらの赤十字活動の財源は、国民一人ひとりが拠出する活動資金によって支えられており、毎年5月に会員増強運動を展開し、活動資金の募集をおこなっています。

<年度別活動資金募集状況>

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般・職域	4,194,353円	3,686,282円	5,173,752円
法人	1,340,970円	1,435,399円	1,362,533円
合計	5,535,323円	5,121,681円	6,536,285円

3) 那覇市社会福祉協議会(那覇市金城3-5-4) (TEL:857-7766 FAX:857-6052)

那覇市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき設置された民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。その運営は、市からの補助金のほか、受託事業の受託費、共同募金配分金、寄付金や会員の会費等の自主財源により賄われています。

那覇市社会福祉協議会では、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉事業関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、誰もが地域で安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざして、さまざまな活動をおこなっています。

<那覇市社会福祉協議会の事業>

(1) 高齢者福祉活動

- ① ひとり暮らしの高齢者等に対する見守り活動の推進
- ② 見守り訪問ティッシュ配布安否確認事業
- ③ 那覇地区老人クラブ連合会の事業助成
- ④ 那覇市識名、小禄老人福祉センターの管理運営(指定管理)
- ⑤ 那覇市金城老人憩の家の管理運営(指定管理)
- ⑥ 那覇市地域ふれあいデイサービス事業(那覇市受託事業)
- ⑦ 地域支えあい訪問型サービス事業(那覇市受託事業)

(2) 児童福祉活動

- ① 子育てサロン活動の助成支援
- ② 那覇市金城、識名、小禄児童館の管理運営(指定管理)
- ③ 那覇市ファミリーサポートセンター事業(那覇市受託事業)
- ④ 病児・緊急預かり対策強化事業(那覇市受託事業)
- ⑤ ひとり親等の利用支援事業(那覇市受託事業)
- ⑥ 地域子育て支援拠点等との連携(那覇市受託事業)
- ⑦ ファミリーサポートセンター事業・アドバイザー援助を行う会員研修事業(沖縄県受託事業)
- ⑧ 那覇市子育て世帯訪問支援事業訪問支援員等派遣業務(那覇市受託事業)
- ⑨ 那覇市つどいの広場事業(那覇市受託事業)
- ⑩ こどもの支援団体等へのサポート事業(那覇市受託事業)

(3) 障がい者福祉活動

- ① 那覇市身体障害者福祉協会の事業助成
- ② 那覇市手をつなぐ育成会の事業助成
- ③ 那覇市障がい者地域活動協議会の事業助成
- ④ 障がい者（児）紙オムツプレゼント事業
- ⑤ 那覇市リフト付きバス運行事業（那覇市受託事業）
- ⑥ 重度心身障害者医療費等貸付事業（那覇市補助事業）
- ⑦ 那覇市ピアサポート事業（那覇市受託事業）

(4) 母子寡婦福祉活動

那覇市母子寡婦福祉会の事業助成

(5) 低所得者福祉活動

- ① 生活福祉資金貸付事業の実施（県社協からの受託事業）（後掲参照）
- ② 緊急要援護者に対する法外援護事業の実施

(6) 相談活動の実施

- ① ふれあい福祉相談室の設置（月曜～金曜。開所時間：午前10時～午後4時 電話 857-7780）
- ② 一般相談員の配置
- ③ 専門相談員の配置
 - * 司法書士相談 第2金曜日、要予約、午後2時から午後4時まで ※予約制
 - * 弁護士相談 奇数月・第4金曜日 午後2時から午後4時まで ※予約制
 - * 成年後見に関する相談 毎月第3木曜日 午後2時から午後4時まで ※予約制
- ④ 「ゆいゆい ゆんたく相談室」（那覇市ピアサポート事業）
毎週水曜日 午後1時から午後3時 ・毎週木曜日 午後2時から午後4時

(7) 地域福祉活動の推進

- ① 安心生活創造推進事業（コミュニティソーシャルワーカー配置等）の推進（那覇市受託事業）
- ② 単位民児協や自治会と連携・協力による見守りネットワークづくり活動の推進（地域見守り隊の推進）
- ③ 地域福祉推進会等地域活動の支援助成
- ④ 自治会長会への支援助成
- ⑤ 地域見守り隊・地域見守り隊員への養成講座の開催
- ⑥ 地域福祉懇談会の開催
- ⑦ 緊急医療情報キット 普及啓発事業
- ⑧ ふれあい・いきいきサロン事業
- ⑨ 那覇市生活支援体制整備事業（那覇市受託事業）
- ⑩ フードドライブ活動の推進
- ⑪ 那覇市総合福祉センターの管理運営（指定管理）
- ⑫ 地域見守り・交流事業（引きこもりがちな一人暮らし高齢者や子育て世帯・障がい者世帯老人等に呼び掛けた昼食会等の開催）

(8) 民生委員・児童委員活動の助成支援

- ① 那覇市民生委員児童委員連合会の事業助成

- (9) 福祉関係団体活動の推進
- ① 福祉関係団体等活動の支援助成
- (10) 広報・啓発活動
- ① 会報「社協だより」、パンフレット等の発行
 - ② 那覇市社会福祉大会の開催
 - ③ ホームページ・SNS の運用
- (11) 総合企画・調査活動
- ① 福祉に関する市民意識調査や福祉サービス利用者の実態調査
 - ② 第3次那覇市地域福祉活動計画の進捗管理
- (12) ボランティアの育成と活動支援
- ① ボランティアおよびニーズの受付ならびに、ボランティア活動のマッチング
 - ② ボランティア養成講座・連絡会の開催
 - ③ ボランティア保険の加入促進
 - ④ 那覇市内学校等への福祉教育の支援助成と活動の促進
 - ⑤ 那覇市金城ボランティアセンターの管理運営
 - ⑥ 災害救援ボランティア活動の推進
 - ⑦ 企業の社会貢献活動の促進
- (13) 日常生活自立支援事業の実施〔県社協からの受託事業〕
- 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、自分で判断することが難しい方々の福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理及び書類等の預かりの援助を行う事業。
- (14) 那覇市生活保護世帯金銭管理支援事業の実施〔那覇市からの受託事業〕
- 那覇市で生活保護を受給する認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理及び書類等の預かりの援助を行う事業。
- (15) 法人成年後見事業（法定成年後見）の実施
- 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の障がいの進行により、判断能力が低下した方が対象。家庭裁判所から法人が選任を受けて、成年後見人等として身上保監護及び財産管理を行う。
- (16) 共同募金運動への協力（那覇市共同募金委員会の運営）
- 10月1日～12月31日の赤い羽根共同募金運動と12月1日～12月31日の歳末助け合い運動に協力
- (17) 介護保険事業等の実施
- ① 居宅介護支援事業の実施
 - ② 訪問介護事業の実施（ホームヘルプステーションわかば）
 - ③ 通所介護事業の実施（デイサービスあしびなー）
 - ④ 一般旅客乗用自動車運送事業の実施（ふれ愛号）

(18) 障害福祉サービス事業の実施

- ① 居宅介護事業・重度訪問介護事業・同行援護事業・行動援護事業の実施
- ② 移動支援事業（ガイドヘルパー事業）の実施

(19) その他

- ① 那覇市総合福祉センターの指定管理
- ② 那覇市識名老人福祉センター及び那覇市識名児童館の指定管理
- ③ 那覇市小禄老人福祉センター及び那覇市小禄児童館の指定管理

<生活福祉資金貸付制度（那覇市社会福祉協議会）>

この制度は、低所得世帯や身体障害者世帯・知的障害者世帯・高齢者世帯の経済的自立を助けるために活用する資金。

窓口は、事務取扱いが市町村社会福祉協議会が行っています。

貸付の対象	低所得世帯や障害者世帯・高齢者世帯で資金の貸付にあわせて必要な相談及び支援を受けることにより、自立した生活ができると見込まれる世帯で、必要な資金の融資を他から受けることが困難であるとみられる者。資金種においては民生委員の援助指導が並行して行われることも、効果的な運営において重要な要件であり、単なる資金貸付とは異なる点にご留意ください。
-------	--

資金の種類	対象となる資金内容
1. 総合支援資金	失業等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯が対象です。
2. 福祉資金 福祉費	①生業を営むために必要な経費 ②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ④福祉用具等の購入に必要な経費 ⑤障害者用自動車の購入に必要な経費 ⑥中国残留邦人にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費 ⑦負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ⑧介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ⑨災害を受けたことにより臨時的に必要な経費 ⑩冠婚葬祭に必要な経費 ⑪住居の移転等、給排水設備等の必要な経費 ⑫就職、技能習得等の支度に必要な経費 ⑬その他日常生活上一時的に必要な経費
3. 福祉資金 緊急小口資金	緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となる場合の資金です。 ① 医療費又は介護費の支払いにより臨時の生活費が必要なとき ② 給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき ③ 災害等の被災によって一時的な生活費が必要なとき

4. 教育支援資金	高等学校、大学、高等専門学校等の就学に必要な経費「教育支援費」と入学の際に必要な経費「就学支度金」の2つがあります。
5. 不動産担保型生活資金	高齢世帯に対し、現在お住まいの居住用不動産を担保に生活資金を貸付けするものです。 ①不動産担保型生活資金 ②要保護世帯向け不動産担保型生活資金
6. 臨時特例つなぎ資金	住居のない離職者で公的給付制度又は公的貸付制度の申請を受理されている者であり、かつ給付が始まるまでの生活に困窮している方に貸付します。

令和6年度生活福祉資金の貸付実績

資金の種類	件数	金額
1. 総合支援資金	1	522,000
2. 福祉資金福祉費	85	7,787,000
3. 福祉資金緊急小口資金	25	2,608,000
4. 教育支援資金	55	22,119,400
5. 要保護不動産担保型生活資金	0	0
6. 臨時特例つなぎ資金	0	0
合計	166	43,036,400

令和7年度

那覇市の福祉

発行年月日 令和8年1月
編集・発行 那覇市福祉部福祉政策課
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
TEL:098-862-9002

由那霸市

